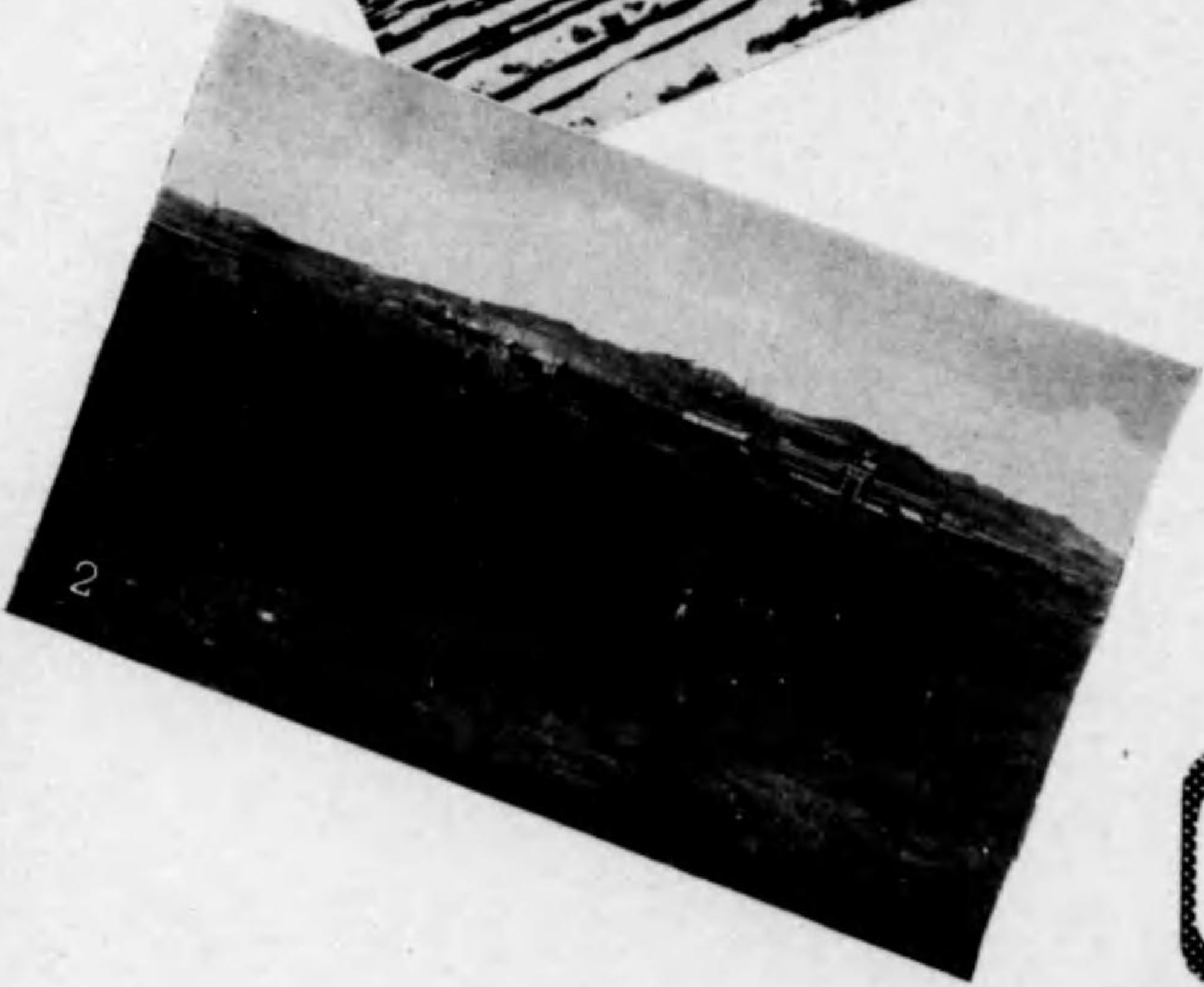
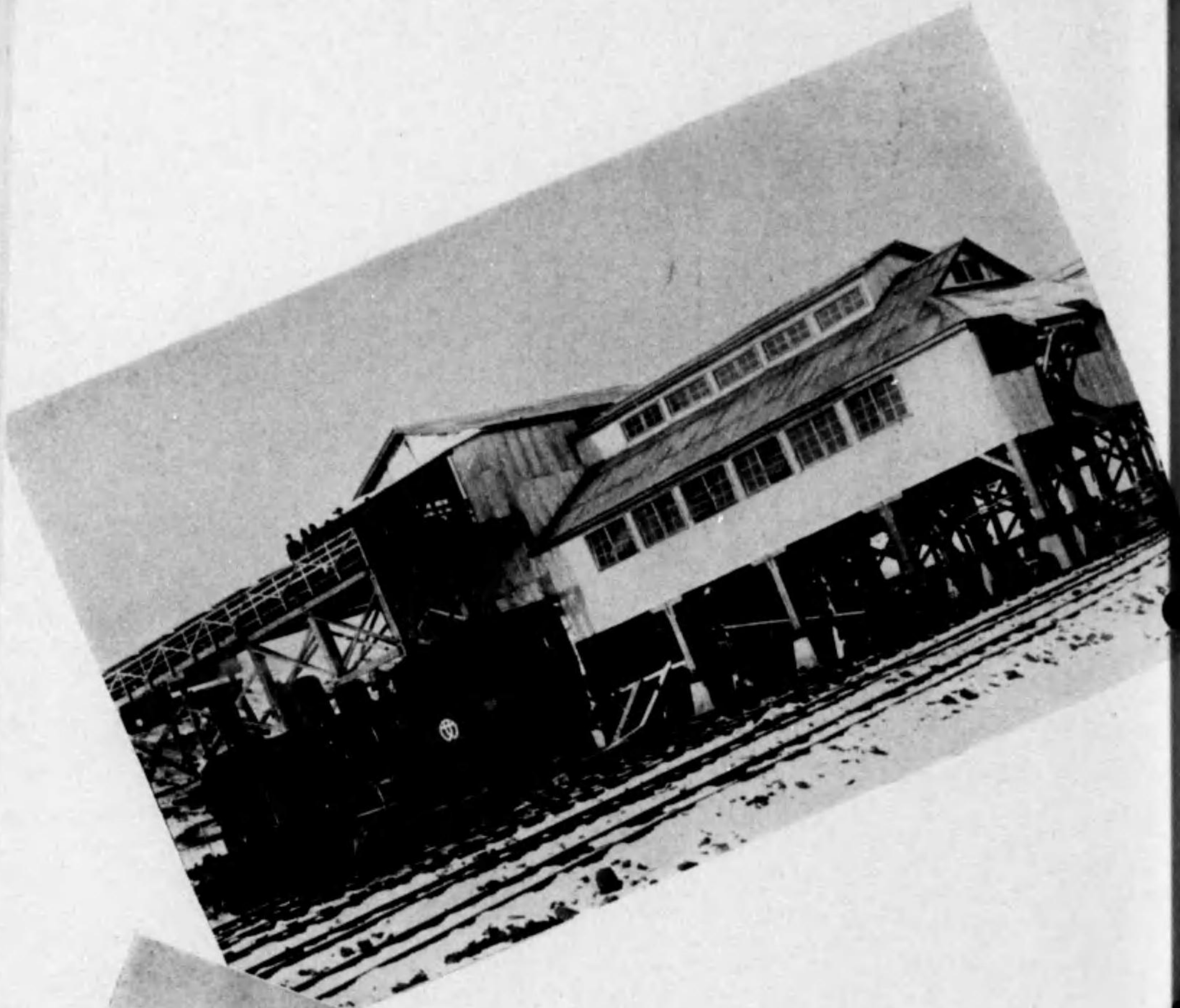


を、運轉する入換用蒸氣汽關車を購入し、積込運炭能力の充實を計つたのである。斯くの如く或は坑内諸機械の整備、或は電化を計る等廣範圍の計畫を樹立し、これに應じて追加豫算三〇餘萬圓を計上、過去の躍進的發展に拍車をかけた、急進展を遂げしめんとしたのである。即ち二年度を

一	坑	一四三、一〇〇
二	坑	一一二、九〇〇
第一	露天	七二、一〇〇
第二	露天	二一九、六〇〇
第三	露天	五二、三〇〇
計		六〇〇、〇〇〇

の豫定出炭として三年、四年、五年度を年産七五萬噸、六年度を八五萬噸、七年度を一〇〇萬噸の豫定に変更し、之に向つて一意計畫の進捗を計つたのである。



1. 小型蒸氣機關車
2. 貯炭場風景

斯くの如き二年度に於ける劃期的増産計畫に伴ひ、三年度に於ては計畫出炭に従つて、出炭目標を

坑内掘		第一坑	一五九、二五〇
		第二坑	一五九、二五〇
		第三坑	九九、四五〇
		第四坑	四一、二〇〇
計			四五九、一五〇
露天掘		第二露天	一八一、四〇〇
		第三露天	一〇九、四五〇
計			二九〇、八五〇
合計			七五〇、〇〇〇

とすると共に引續き舊坑自然發火防止に、最大の努力を傾注して粘土充填、舊坑密閉を施行するの外、三年度を以て終了する第二、第三露天掘に備へて開坑日尙淺き、第三坑及猛虎亮坑の坑内發展に力を盡くし、同時に

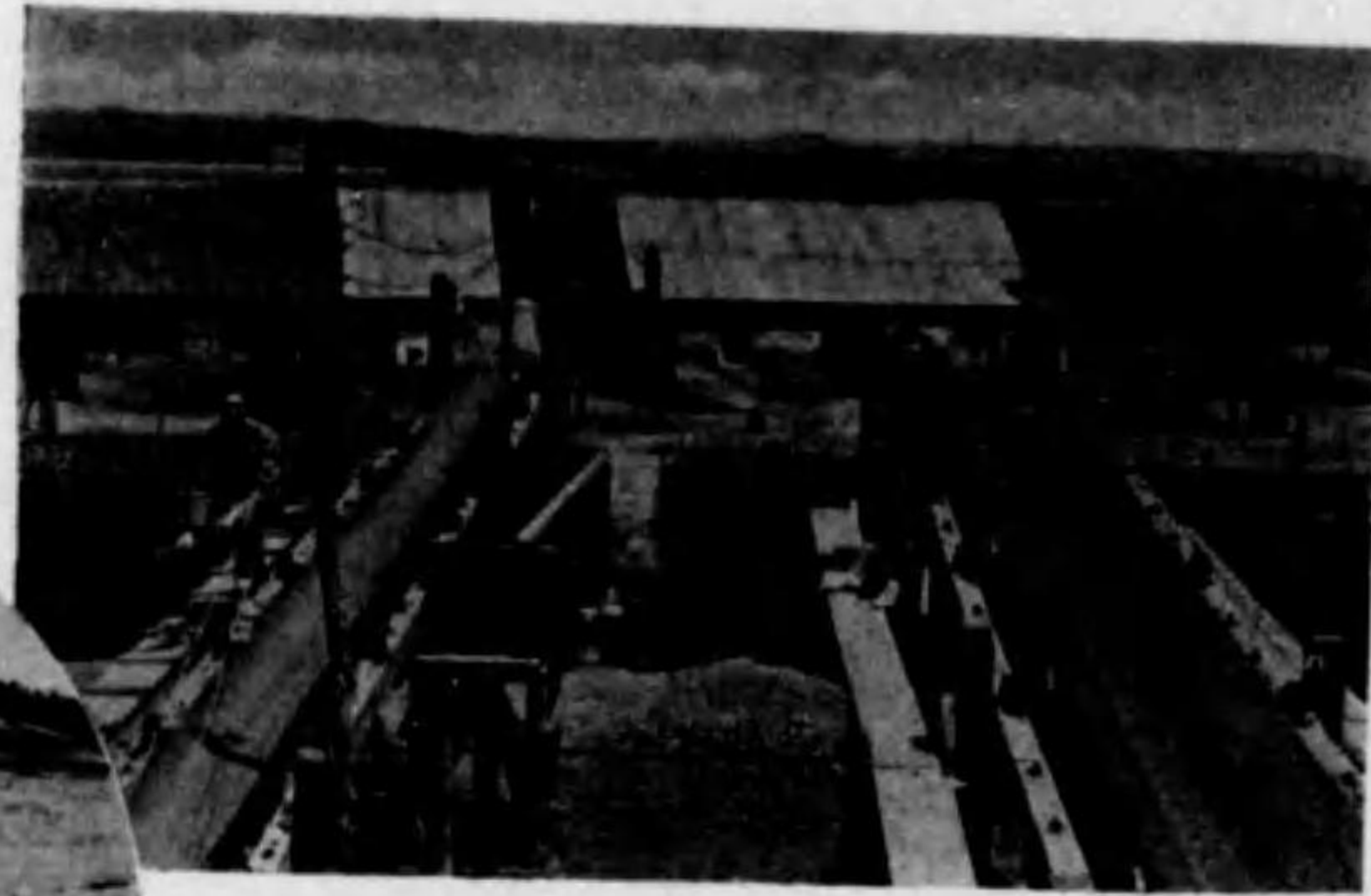
猛虎亮坑の坑外運搬用電車軌道の完成を見、又坑内集約採炭實行のため中央選炭場の、完成を急ぐと共に第一坑第二坑を連絡する、第一水平電車坑道の完成を急ぐ等、躍進的計畫は着々實行されつゝ、あつたのである。

而してこの間滿洲國の産業開發統制方針の、組織化に伴ふ經濟建設要綱の精神と、國際情勢とを反映してより積極的に、滿洲國の産業開發を促進して日滿一體の、國防經濟確立のため現地調辨を目標に、三年春頃より産業五箇年計畫が提唱され、爾來日滿各關係機關の協議を経て、同年末に至つて康徳四年度を計畫實行の、第一年度とする大綱案が決定したのである。是より曩滿炭に於ける開發五箇年計畫は、各山元と協議の結果二月二十一日、理事會に於て自康徳三年―至七年を、一期として既に樹立されて居たが、斯る機運に應じて各機關及現地と再協議を重ね、結局四年度を初年度として更新、之が決定を見るに至つたのである。

而して當公司に於ても之が完遂を計る爲、三年十月には東方電業公司と

の間に、二、〇〇〇キロワットを供給電力の、最大限とする電力需給契約を締結し、第一坑、第二坑は四年度より七片以下の採炭に移り、五箇年計畫の出炭は總て坑内掘に依存、露天掘出炭は五箇年計畫の外に置き、之をクツシヨンとして保留すること、し、坑内の發展に伴ふ諸施設の手配、移設その他最大限の適用を計畫する等、銳意その萬全を期すること、なつたのである。

斯くして五箇年計畫の第一年即ち康德四年度には、その責任出炭の遂行上大成、富國兩採炭所を新設して、從來の第一、第二、第三坑を大成採炭所に屬せしめ、第六(猛虎亮坑)、第七(舊七坑)坑を富國採炭所の受持區域とし、又明治西安炭礦を滿炭に於て買収し、その經營を会社に委任したるにより、之を泰信採炭所と命名して以上三採炭所による、出炭目標を五箇年計畫出炭目標に置き、年度事業費豫算四二〇餘萬圓を計上、一意其の目的に邁進すべく新に、泰信二坑(明治西安炭礦時代の二坑とは異なるもの)、三坑(舊五坑



泰信三坑舊送炭機



開坑直後の坑口

の復舊)及富國二坑(舊七坑)の、計三坑口を開坑してその開鑿に努め、既設坑の掘進、運搬、排水、通氣等の諸施設及坑外設備の擴充發展を計つたのである。更に康德五年度には南部區域の開発を計畫、露頭より約一八〇米深箇部を走る、斷層を境界として上下に採炭區域を分ち、上部及下部を全然別個の作業區域として、先づ早期出炭を見る可き上部の開鑿に、全力を傾注して五箇年計畫案による、南部區域の割當炭は大半之によること、し、尙上部採炭期間

中に下部の開発を急ぎ、その坑道掘進のみによつて七年度、八年度出炭の幾分を補ふと同時に、其後の採炭準備並に準備炭量の獲得に、専念して九年度以降の割當出炭に、蹉跌なからしめる方針を樹立して、五年五月一日東城開發事務所を新設、順次三坑口を年度中に開坑の運びとなす等、接收以來の驚異的の一大飛躍の中に、同年七月一日を期し公司を解散して滿炭に直屬、茲に名實共に同社の巨大なる一翼として、滿洲に於ける燃料國策の一端を擔つて、貢獻することになつたのである。

二、滿炭に於ける當礦の地位

滿炭の創立當初は直營炭礦中復州、八道壕、孫家灣の三礦及關係炭礦西安、鶴岡、北票の三公司を稼行して居たが、其後炭田の調査に力を注ぎ康徳二年（昭和十年）には、密山炭田適道區域の開発に着手すると共に、札賚諾爾炭礦の委任經營を引受け、同三年には阜新炭田の本格的開發、並に和龍

區域の開発に着手し、同四年には田師付區域、同五年には舒蘭、東寧、三姓の各區域並に密山炭田の城子河、恒山區域の開発に着手して漸次、その實をあげつ、増産五箇年計畫の大綱を掲げ、設立の趣旨に則つて邁進したのである。

出炭

年炭礦	元康	二年度	三年度	四年度
西安	三六%	四三%	四二%	二九%
阜新	二二%	四二%	五五%	二二%
八道壕	五五%	五五%	五五%	二二%
北票	一九%	一七%	一五%	一二%
鶴岡	二二%	一七%	一七%	一九%
密山	—	—	—	—
復州	一一%	九%	七%	五%
札賚諾爾	五%	四%	六%	六%
其他	—	—	—	—

販賣

元康	二年度	三年度	四年度
三七%	四一%	四〇%	三四%
三三%	三三%	四三%	一三%
六六%	五五%	四四%	三三%
二二%	二一%	一七%	一三%
一九%	二〇%	一八%	一九%
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

而して各炭礦が未だ本格的出炭をなすに至らなかつた、康德元年度（滿炭年度は七月より翌年六月末に至る）より、西安煤礦股份有限公司の解散に至る、同四年度末の間滿炭に於て當公司の、占めた地位が如何に重大であつたかは、前頁に掲げた滿炭の出炭、販賣高各礦別百分率によつて明かに示されて居る。

第三節 營業概況

一、生産

康德二年度に於ける出炭は、諸機器を増設して出炭能率の増進を計つた結果、豫定出炭を遙かに突破して六二四、〇〇〇噸の成績を收め、三年度に於ても豫定を凌ぐ七五〇、七〇〇噸の出炭を見たが、四年度には八月に襲來した西安地方未曾有の、豪雨によつて半截河堤防が決壊し、公司の心臟部

である大成一坑、二坑の大半を浸水せしめ、従業員一同の不眠不休の復舊作業にも不拘、注文中の排水、運搬、掘進等の諸機械が時局の影響を蒙つて、何れも納期遅延のため復舊意の如くならず、爲に採炭作業に重大なる支障を來し、遂に豫定出炭を遂行する事を得ず、七七五、二〇〇噸の出炭に止まつたのである。

而して營業成績は二年度に於て収入三、五八三、五二〇圓七六錢、支出三、四三二、三八一圓三七錢、利益金一五一、一三九圓三九錢を算し、前年度に比して一四三、六五七圓一二錢の減少を見たが、その主因をなすものは舊自然發火箇所、多額の復舊費を要した爲であつて、三年度に於て収入三、二五三、八〇五圓七八錢、支出二、九四七、四七九圓三六錢、利益金三〇六、三二六圓四二錢の好成績を挙げ、従事員一同の奮闘も報いられ大いに氣をよくしたが、四年度の坑内浸水による豫定出炭の下廻りは、収入三、〇〇三、九〇〇圓〇〇錢、支出二、八七八、四四二圓〇一錢、差引利益金一二五、四五七圓

九九錢を示し、前年度に比して一八〇、八六八圓四三錢の減少を見たのである。今茲に二、三、四年度利益金處分案を、比較して見れば次の通りである。

項目	年度				利益金處分後ノ 社内保留金高累計 圓
	二年度	三年度	四年度	前年度	
前期繰越金	一九、五八三圓 四六	六四、七二二圓 八五	二五、〇四九圓 二七	二五、〇四九圓 二七	
本年度利益金	一五、一三九圓 三九	三〇、六三二圓 四二	一、二五四圓 五七 九九		
計	三四、七二二圓 八五	三七、一〇四圓 二六	一五、〇五〇圓 七二 六		
法定積立金	二〇、〇〇〇圓 〇〇	三、一〇〇圓 〇〇	一、〇〇〇圓 〇〇	一、五〇〇圓 〇〇	
別途積立金	二〇、〇〇〇圓 〇〇	二〇、〇〇〇圓 〇〇	一、〇〇〇圓 〇〇	一、五〇〇圓 〇〇	
變災準備金	一〇、〇〇〇圓 〇〇	一〇、〇〇〇圓 〇〇		一、六〇〇圓 〇〇	
従業員退職 慰勞積立金	二五、〇〇〇圓 〇〇	二五、〇〇〇圓 〇〇		八、〇〇〇圓 〇〇	
役員賞與金	一〇、〇〇〇圓 〇〇	一〇、〇〇〇圓 〇〇	一、〇〇〇圓 〇〇		
準備償却 金	一〇、〇〇〇圓 〇〇	一〇、〇〇〇圓 〇〇		二〇、〇〇〇圓 〇〇	
配當金	五% 九三、〇〇〇圓 〇〇	五% 一五、〇〇〇圓 〇〇	三% 九、〇〇〇圓 〇〇		

計	後期繰越金	
	二年度	三年度
計	六四、七二二圓 八五	二五、〇四九圓 二七
	三四、七二二圓 八五	一五、〇五〇圓 七二 六
	七六、九五〇圓 七二 六	二六、〇〇〇圓 〇〇

〔註〕二年度配當金は康徳二年十一月迄の資本金一、二九〇、〇〇〇圓十二月以降三、〇〇〇、〇〇〇圓に對するものなり。

但し康徳三年三月二十八日の公司役員會に於て、從來所有物勘定中礦山勘定は、可採炭量を三六、〇〇〇、〇〇〇噸、評價を一噸に付壹錢として來たのであるが、其の後の試錐調査の結果は埋藏炭量六七、八二〇、七八九噸、六割の可採炭量として四〇、六九二、四七三噸を算定するに至り、茲に從來の評價應當り壹錢が最小限度なる爲、之を貳錢として八一三、八四九圓四六錢に評價を改めると同時に、接收時に於ける未收金勘定中、東北礦務局勘定五九七、五一九圓六二錢は滿炭を通じて、二年九月以來財政部と接衝を重ねた結果、漸く接收に際して奉天省實業廳より借用の、一五萬圓と相殺の事に解決を見たので、之を承認して三年度に於ける決算は、資産四五三、八四

九圓四六錢を増加すると共に、貸倒金五九七、五一九圓六二錢を、雑損として處理するに至つたのである。

二、販賣の變遷とその一元化

滿炭設立後諸般の準備完了と共に、西安炭の販賣は總て之を滿炭營業部に委託し、滿炭以外には販賣又は供給せざる契約を、康徳二年六月一日附を以て締結、その受渡を山元貨車乗渡とし委託炭の、販賣手数料を左記の如く取決めたのである。

- (一) 鐵道用炭ハ販賣値段ノ一分(一・〇%)トス
 - (二) 炭業統制委員會ノ決定ニ基キ滿炭ガ更ニ滿鐵ヘ委託スル石炭ニ對シテハ滿炭對滿鐵間ノ協定ニ據ル手数料ト同額トス
 - (三) 前二項以外ハ販賣値段ノ二分五厘(二・五%)トス
- 更に滿炭に於ては同時に滿鐵商事部と、西安炭委託販賣契約書を取交し

て、鐵道用炭を除く奉天、吉林、新京、京圖沿線、拉濱沿線、京濱沿線及滿鐵社線沿線地域に於ける販賣を委託し、その販賣手数料を販賣値段の二分(二%)と定め、同十二月十五日四西線(四平街—西安)の開通と共に、四西線經由新京、四平街、齊々哈爾宛發送炭の販賣値段の改正を行ひ、當公司に對する應當り仕切り値段を、左記の如く決定したのである。

新京區	切込炭	四・九九	塊炭及 中塊炭	六・一六	粉炭	三・七三
四平街區	"	五・六二	"	七・〇七	"	四・三五
齊々哈爾區	"	二・三八	"	四・二五	"	〇・八五
齊々哈爾鐵道局用炭	山元貨車乗渡					四・六五

次いで三年一月一日には從來の契約を廢棄して、公司採掘炭一切の賣買に關する新契約を締結、その受渡を山元貯炭場受入應數、及選炭場貨車積應數として受渡以後の販賣、輸送及貯炭に對する一切の責任には、滿炭が任することゝなつたが、同年七月に再び契約を更改して協定書を取交し、

滿炭に於ては西安營業所を山元に設置し、營業部の管轄として山元一帯、奉吉線（奉天、瀋陽、吉林を含まず）西安線、四西線（平崗以東）の區域に於ける、石炭販賣に關する事務を掌らしめ、西安炭の仕切値段段を三年度中は、公司採炭原價豫算の一〇%増とし、從來明治西安炭を坑口渡公司買取額にて仕切り、貨車積他積出し一切の費用は滿炭の負擔であつたが、公司に於て明治炭の積込設備一切を、施設したる關係上七月一日より、買取額の一〇%増（四年度生産原價の七%）に改めたのである。

而して同三年（昭和十一年）春、松岡洋右氏が滿鐵總裁に就任するや、滿鐵社内の機構改革を斷行する事となり、別案として滿炭と滿鐵との販賣機關を、一元化する商事會社設立の氣運擡頭し、八月末滿炭に具體的交渉があつて、結局『滿炭、滿鐵兩社の炭礦は相錯綜して散在するが爲、兩社の利害は極めて微妙にして、且緊密なる有機的關係にあり、之を單に販賣業務の方面より見るも、各地石炭需給の調節を圖り鐵道輸送を圓滑にし、兩社日常

業務の連絡を密にして、利害の衝突を緩和せんが爲には、販賣機關の一元化を緊要とす』との設立理由の下に滿鐵商事部、滿炭營業部、撫順炭販賣會社（後滿洲化學工業營業部、昭和製鋼所販賣部が加はつた）を統合して、日滿商事股份有限公司が同年十月一日設立せられ、同時に前記西安營業所も所員諸共、日滿商事西安出張所に引繼ぐに至つたので、同出張所は四年六月公司舊一坑事務所に、日滿商事西安出張所の看板を掲げて、販賣事務を掌るに至つたのである。

斯く日滿商事による販賣の一元化實現と、滿炭奉天事務所との事務の重複は、必然的に公司奉



天辨事處の閉鎖を招來し、四年五月二十四日附を以て建物什器、他一切を滿炭奉天事務所に引継ぎ、茲に接收後滿炭關係炭礦に至る間、資金及物資獲得の策源地であつた想ひ出多い、奉天辨事處の名稱も消え去るに至つたのである。

自康德二年度至康德四年度 用途別販賣高 單位百題(百題未滿四捨五入)

用途	康 德 二 年 度			康 德 三 年 度		
	地 賣	鐵 道	社 用	地 賣	鐵 道	社 用
四	100	26	7	25	17	6
五	6	4	3	15	3	3
六	100	29	3	22	3	3
七	6	3	3	3	3	3
八	5	3	3	1	3	3
九	15	3	3	1	3	3
一〇	3	3	3	4	3	3
一一	3	3	3	4	3	3
一二	3	3	3	4	3	3
一	5	3	3	7	3	3
二	4	3	3	8	3	3
三	3	3	3	10	3	3
計	3,494	3,494	3,494	6,786	3,494	3,494

第四節 公司解散

一、解散の經過

從來當公司は形式上滿洲炭礦株式會社とは、別個の公司として存在し來つたのであるが、實質的には滿炭の經營と異るところなく、公司株式參萬株中滿炭に於て二九、六三〇株を所有し、之を従前通り別個の公司として

計	康 德 四 年 度			計
	地 賣	鐵 道	社 用	
六六	33	33	33	33
五七	28	28	28	28
四八	23	23	23	23
三九	18	18	18	18
三〇	13	13	13	13
二一	8	8	8	8
一二	3	3	3	3
一三	3	3	3	3
一四	3	3	3	3
一五	3	3	3	3
一六	3	3	3	3
一七	3	3	3	3
一八	3	3	3	3
一九	3	3	3	3
二〇	3	3	3	3
計	8,510	8,510	8,510	8,510

存續する事は、種々な不利不便を伴ふのみでなく、延いては滿洲國の鑛業統制にも、支障を來たす懼れがある實情に鑑み、公司の營業其他債權債務一切を滿炭に讓渡し、形式的にも滿洲炭礦株式會社西安炭礦として、事變下國防國家建設の重責を全うする爲、康德五年六月一日營業讓渡假契約を締結し、概略左記内容を決定したのである。

- (1) 讓渡價格ハ康德五年三月三十一日現在ニ於ケル公司ノ貸借對照表及財産目錄ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトス
- (2) 讓渡期日ヲ康德五年七月一日トス
- (3) 康德五年四月一日以降同六月三十日ニ至ル貸借對照表及財産目錄中ノ異動ニ付テハ別ニ計算書ヲ以テ之ヲ明ニスルコト
- (4) 公司ハ康德五年六月二十日ノ臨時株主總會ニ於テ本契約ノ承認ヲ得ルモノトス

斯くして當公司に於ては六月二十日、臨時株主總會を新京滿炭本社會議

室に於て開催、營業讓渡假契約書の承認を求め清算人を選任し、又滿炭に於ては産業部大臣宛、炭礦業讓渡認可の申請をなすと共に、六月二十八日臨時株主總會を開催して、之が承認を求め等一切の手續を了し、民國二十年（昭和六年）十二月決死的接收に當つて以來、粒々辛苦幾多の難關を突破しつゝ、滔々と流れる一脈の熱血を傳統として、建設に邁進して來た西安煤礦股份有限公司は、康德五年（昭和十三年）七月一日を以て、滿洲開發史に輝かしい功績を胎して、其の名を解消するに至つたのである。

二、引繼財産

臨時株主總會による公司の解散決定後、清算人は鋭意財産現況の調査を行ひ、茲に第七回營業報告書を作成して株主に提出し、一切の事務を終了するに至つたのである。

財產目錄

康德五年七月一日現在

資產之部

礦區	繼承額建設準備費	三、五〇一、五九二	二一
土地	礦業用地並雜用地	五七〇、七三二	八六
探炭所	探炭所ニ於ケル坑道、建物、車輛、機器、軌條工作物	二、五七二、六七七	八八
工場	工場ニ於ケル建物、機器、工作物	四二七、九五四	七二
鐵道	運炭線用ノ建物、車輛、機器、軌道信號裝置	六五〇、六七一	六七
水道	電話機器	四、七〇九	八七
煖房	水道設備用建物、機器、水道管、工作物	八二、二八八	四〇
電力設備	煖房設備用建物、機器、煖房管、工作物	一五五、八三四	六五
雜設	電力設備用建物、機器、工作物	二二〇、八〇七	三八
建設	住宅、事務所、用度倉庫並本部設備一切	一、九八八、五五一	四七
貯藏	四月—六月事業擴張費	九二一、二三〇	八五
未收	營業企業用諸用品材料一切	一、四四二、五八四	一四
銀行預金	材料運賃立替拂、拂下材料代、病院治療代其他 滿洲興業、滿洲中央銀行預金	六二、八三六	六五
		二、一五一	九七

現金	手持金	一三、六六〇	〇六
假拂	前拂工賃貯藏品整理其他	一、〇九三、二四五	七一
保證	郵政局、電報局差入保證金	五〇〇	〇〇
合計		一三、七一一、五八六	四九

負債之部

株金	三〇、〇〇〇株、額面一〇〇圓、全額拂込	三、〇〇〇、〇〇〇	〇〇
法定積立金		一五四、〇〇〇	〇〇
別途積立金		一、四三一	四〇
未拂	工賃、請負工賃、用品—	四〇九、八九五	五九
身元保證金	社員外從事員身元保證金	二、一四三	一四
社員貯金	社員貯金	六一、九三二	一二
滿炭勘定	事業費、營業費資金	九、九一〇、六九九	二〇
假受	貯藏品整理其他	一七一、四八五	〇四
合計		一三、七一一、五八六	四九



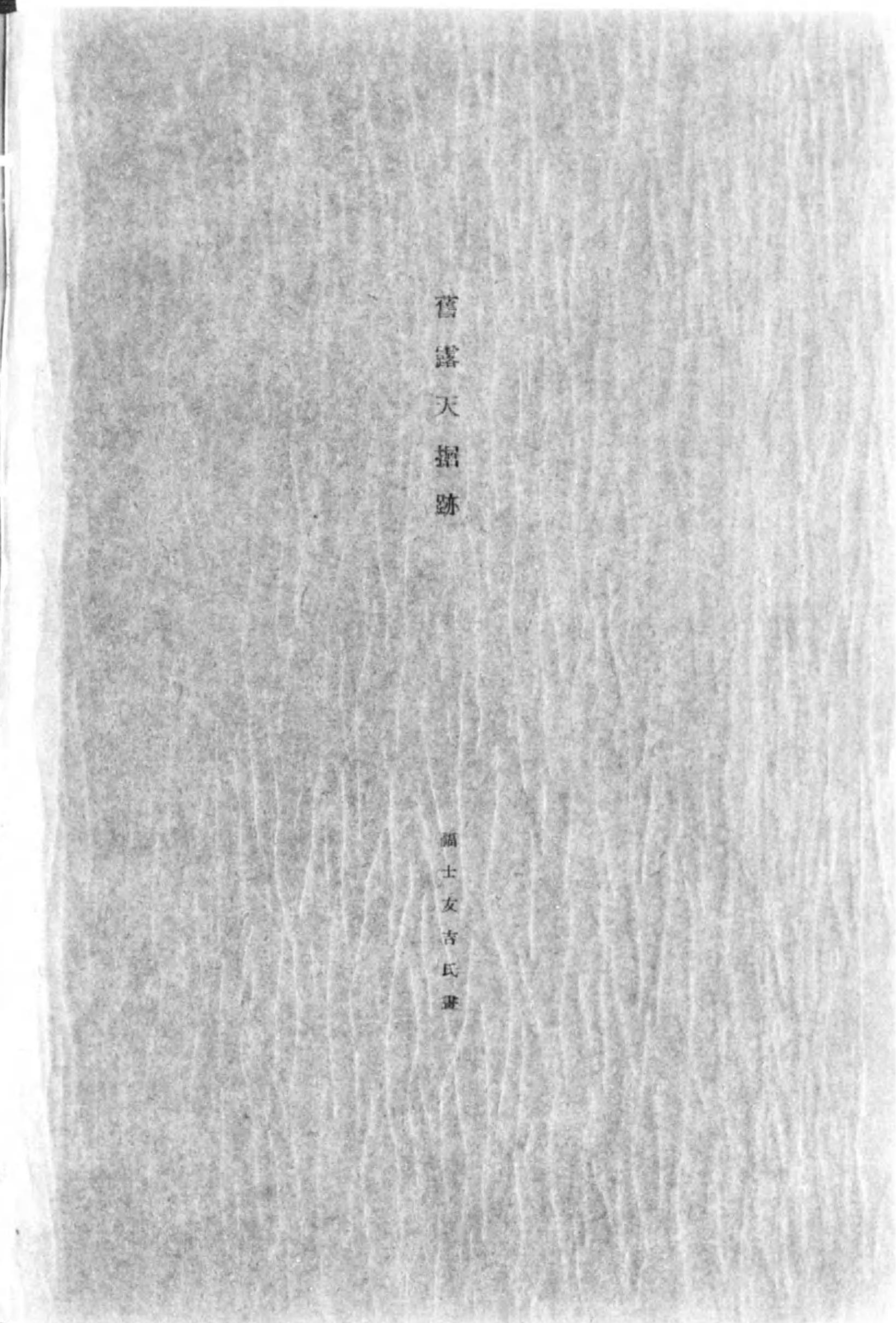
現勢編

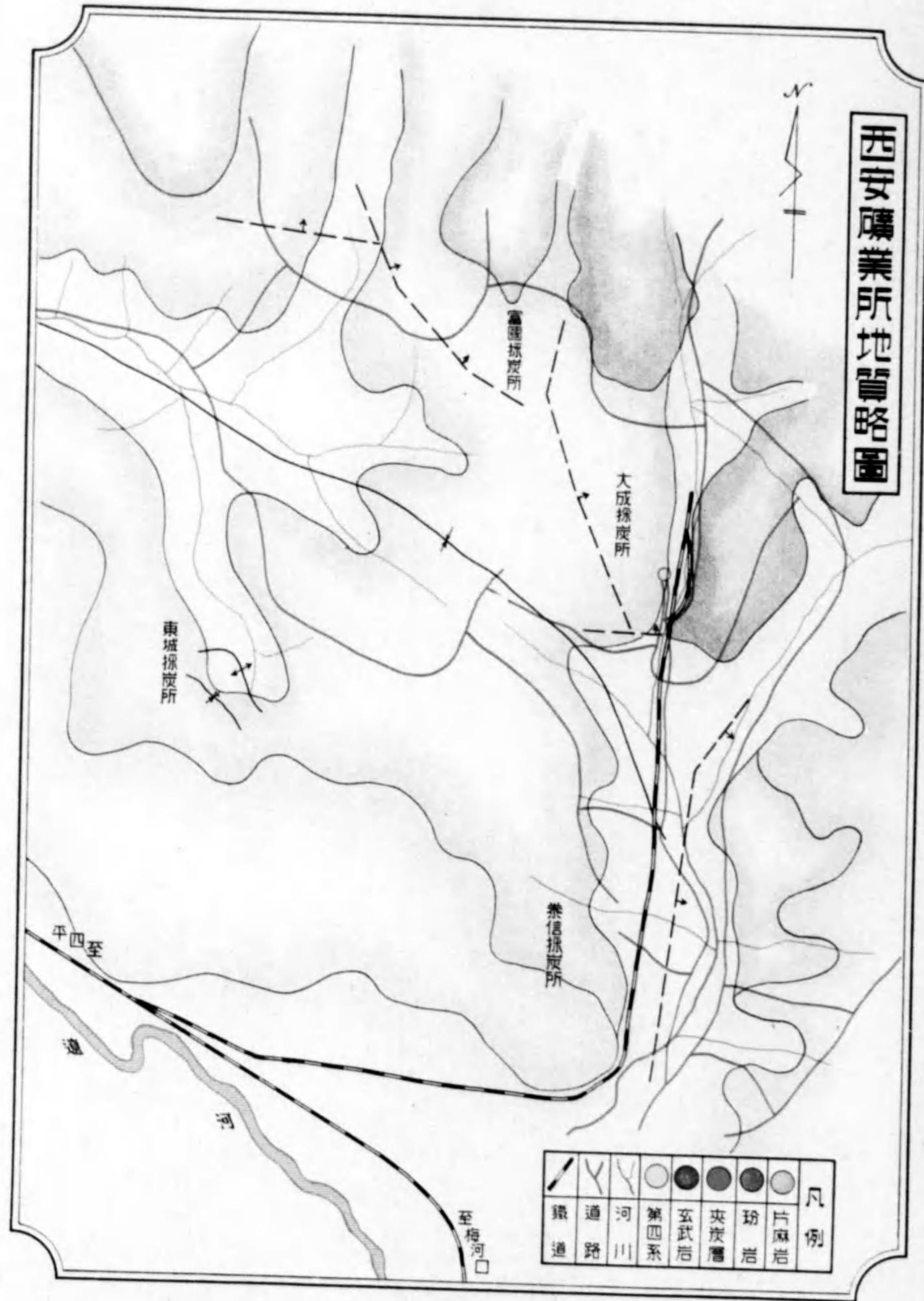
露光量違いの為重複撮影

富士天招跡

舊露天招跡

富士女吉氏畫





西安礦業所地質略圖

							凡例
鐵路	河道	第四系	玄武岩	夾炭層	礫層	片麻岩	

至梅河口

平四至

道

道

東城採炭所

富區採炭所

大成採炭所

樊信採炭所

炭柱圖 (其之一)

層別	岩種	柱狀	層厚	層厚計
上層群	頁岩			
	石炭		2.00	2.00
	砂質頁岩		6.00	8.00
中層群	頁岩			
	石炭		10.00	18.00
	砂質頁岩		6.00	24.00
本層群	頁岩			
	石炭		2.00	26.00
	頁岩		45.40	71.40
下層群	頁岩			
	石炭		6.30	77.70
	頁岩		2.00	79.70
層群	頁岩			
	石炭		3.50	83.20
	砂質頁岩		4.00	87.20
	頁岩		2.60	89.80
	頁岩		3.90	93.70
層群	頁岩			
	石炭		2.00	95.70
	凝灰岩			

炭柱圖 (其之二)

層別	岩種	柱狀	層厚	層厚計
	頁岩			
	頁岩			
	石炭		10.10	10.10
	頁岩		10	20.10
	頁岩			
	石炭		4.70	14.80
	凝灰岩		5.60	20.40

位置 本炭田は四平省西安縣西安街北方、約四軒の地點に位し(平梅線西安驛より約七軒)、東西約四軒、南北約七軒、面積二三、八〇〇、〇〇〇平方米にして四圍山岳を以て圍まれ、南境には片麻岩隆起して泰信南山、大頂山、東城南山を形成し、北境は玄武岩の噴出に依り富國東山、東猛虎亮山聳へ、東方には半載河を隔て、玢岩の露出を見る。

地質・礦床 夾炭層は片麻岩を基盤として生成せられた、中世代侏羅紀に屬するものにして石炭、頁岩、砂岩、砂質頁岩の互層をなし、遼河は當炭田の一區劃をなすものであつて、中世代に起つた一斷層と推定せらる。

炭層は礦區周邊より中央部に向ひ傾斜して盆狀を成し、傾斜は一般に露頭部に於ては二〇度乃至三〇度であるが、深部に至るに従ひ緩斜をなす傾向があつて、地層の變動甚しきため常に斷層或は、褶曲に出會つて炭層の變化千差萬別、採掘計畫に支障を來す事がある。炭層の賦存状態は泰信附近に於ては、上下二層にしてその合計層厚一一米乃至一五米、大成區域に

於ては深に逆断層があつて、七層ある如くその合計層厚二八米に及ぶが、富國區域にありては上下二層にして層厚一二米となり、東城區域は二層にして平均層厚一〇米に及んでゐる。斯くの如く一般に主要炭層は二層であるが、増産計畫遂行の見地より全礦區に亘り、炭層の賦存狀況を確認するため、手働試錐機八臺、金剛試錐機九臺を以つて試錐探礦に、全力を傾注した結果その調査は、深部五〇〇米以上の區域を除き大體終了に近づき、今後更に白泉及び金州崗方面の、炭層に就き調査を續行する計畫である。

而して岩石の種類は大略次の通りである。

- 一、火成岩
 - イ、深成岩
 - ロ、迸出岩
- 石英粗面岩、安山岩、玄武岩(新火山岩)

- 二、水成岩
 - 石英斑岩、玢岩、輝綠岩(舊火山岩)
 - 砂岩、礫岩、頁岩

- 三、變質岩
 - 片麻岩、雲母片岩、千枚岩、

炭質 炭質は瀝青炭長煙にして漆黒色脂肪光澤を呈し、工業用、家庭用炭として好適のものであつて、塊炭、中塊炭は家庭燃料炭、粉炭はセメント工場用、切込炭は機關車及一般工業用として消費され、塊粉の割合は第一選炭機に於て塊炭(二五耗以上)四五%、粉炭五五%、第二選炭機(泰信)に於ては塊炭六〇%、粉炭四〇%である。

石炭分析表

場 所	炭種	水分	灰分	揮發分	固定炭素	灰色	黁炭性	發熱量	硫黃分	氣乾水分
第一選炭	切込	七・四七	一一・三〇	三六・四五	四四・八八	淡褐	微粘結	六,三八一	〇・八一	一・〇〇

第一選炭	第一選炭	第二選炭 (泰信一坑)	第二選炭 (泰信三坑)	第二選炭 (東城)
粉炭	塊炭	切込	切込	切込
五・一七	一〇・四〇	六・三二	六・七六	八・九〇
一六・六七	八・〇六	七・四〇	一〇・七三	一一・九九
三・七五	三・六二五	三・七一五	三・七四九	三・五三九
四・四一	四・五二九	四・九二二	四・五〇二	四・三七二
淡褐	淡褐	灰白	灰白	淡褐
不粘結	粘結	強粘結	微粘結	粘結
六・〇三四	六・三〇九	六・七七九	六・三九七	六・〇四八
一・一九	〇・三二	〇・七八	〇・五八	〇・七〇
二・〇〇	二・〇〇	—	二・〇〇	—

炭量 本礦區に於ける概略埋藏炭量を示せば、次表の如きものである。

本礦區の埋藏炭量表

種別	不可測炭量		可測炭量	
	理論炭量	實收炭量	理論炭量	實收炭量
確定炭量	一六六,〇〇〇,〇〇〇 噸	九六,〇〇〇,〇〇〇 噸	一六六,〇〇〇,〇〇〇 噸	九六,〇〇〇,〇〇〇 噸
推定炭量	二五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
豫想炭量	四,〇〇〇,〇〇〇	—	四,〇〇〇,〇〇〇	—
總計	一九五,〇〇〇,〇〇〇	一〇三,〇〇〇,〇〇〇	一九五,〇〇〇,〇〇〇	一〇三,〇〇〇,〇〇〇

〔備考〕比重一・三炭層傾斜は度位迄とし、當礦業所に於ては隣接礦區なく、又地表保護等の必要なきものと認むるを以て、不可測炭量は之を計上せず。

地域別埋藏炭量表

採炭所別	確定炭量		推定炭量		豫想炭量	合計
	理論炭量	實收炭量	理論炭量	實收炭量		
泰信採炭所	一七〇,〇〇〇,〇〇〇 噸	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸	六〇,〇〇〇,〇〇〇 噸	—	三三〇,〇〇〇,〇〇〇 噸
大成採炭所	五〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	—	一四五,〇〇〇,〇〇〇
富國採炭所	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
東城採炭所	四〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	—	一五〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	三九〇,〇〇〇,〇〇〇	一六五,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	七〇〇,〇〇〇,〇〇〇

第一章 採掘事情

第一節 採炭所

康德四年度を第一年度とする滿洲國産業開發五箇年計畫に伴ふ、滿炭に於ける増産計畫の主要部分を擔つて、之が完遂を目標に鋭意努力し來つた當礦は、同六年四月急速の進展を見た東城開發事務所を、採炭所に昇格せしめてその内容を充實し、全礦區を大成、富國、泰信、東城の四採炭所に分ち、専ら開發並に採炭に努力して來たのである。

今茲に各採炭所別にその概況を記述して見よう。

一、大成採炭所

當採炭所は礦區の東縁に沿ひ、走向は北北西より南南東に走り、傾斜は平均西西南一八度であつて、十公司時代に於ては姑息的な採炭を行ひ、民國十六年(昭和二年)官商合辦西安煤礦公司の、設立に依つて稍々本格的採炭計畫を樹立し、露頭部分は表土を剝離して露天掘を行ひ、沿層卸を掘進して坑内掘に轉じたのであるが、現在採炭方式は斜押長壁法に依る累段拂を採用し、採掘跡は乾式手詰充填を行つてゐる。炭車は、第一坑は木製〇・六四廬車、第二坑、第三坑は鐵製〇・八六廬車を使用し、採掘機器としては電気ドリル、鑿岩機及コイルビットクを使用、主要扇風機は一坑、二坑兼用として康德二年十月當礦最初の、日立製電気扇風機P・O・S・OH型一五〇馬力、二、七七八立方メートルを設置したが現在は二〇萬立方メートル、三坑は一五萬立方メートルを運轉して居る。坑内湧水は僅少であつて第一坑は毎分一・一〇立方メートル、第二坑は〇・八五立方メートル、第三坑は〇・七五立方メートルに過ぎず、尙將來の發展に伴ひ坑内運搬を統一する目的を以て、第二坑を中心として第一坑、

第三坑を坑内エンドレス運搬となす、豫定の下に着々として工事中である。

二、富國採炭所

礦區の北境に位して走向は西北より東南に走り、その傾斜は南西二〇度であつて、康德二年第一坑第一斜坑を開坑し、漸次第二坑第三坑を開坑したもので、第一坑は第二斜坑を五年十一月に開坑し、斜距離二二〇米にて斷層に逢着、岩石掘進三二〇米を経て着炭せしめ、獲得炭量の増大に努めると共に、その採炭計畫を確立するに至り、第二坑は同じく東部の無炭區域を掘進着炭せしめたが、第三坑は六年五月の開坑にして日向淺く、第一斜坑は目下開發途上にあつて、將來を期して鋭意掘鑿中のものに屬し、第二斜坑區域は一斜坑の斷層肩部を採掘中である。炭車は第三坑第一斜坑に於ては、木製〇・六四廬車を使用して居るが、その他は鐵製〇・八六廬車を使用し、坑内通氣は一坑、二坑共各々一〇萬立方呎の主要扇風機を運轉中

である。

三、泰信採炭所

礦區の南部に位し一坑、二坑、三坑、及小規模なる露天掘(六年七月着手)より成り、第一坑は捲揚斜坑二、第三坑は捲揚斜坑一を有し、第二坑は採掘準備中のものであつて、走向は東西、傾斜は平均北三五度である。

從來第一坑に於ては厚層採掘に當り、硬採取場を設ける特殊の方法に依つて、坑内採取硬による乾式手詰全充填、下層よりの累段追掛拂なる採炭法を採用して來たが、

- (一) 充填を切羽内各所で作業し得る事
- (二) 材料を制限なく得られる事
- (三) 厚層の上部よりも採掘し得る方法なる事

等の條件を有する採掘法を考究の結果、追駈同時拂を採用するに至つたの

である。使用炭車は木製〇・五四両車にして、主要扇風機は第一坑に一五萬立方呎、第三坑に一〇萬立方呎のものを運轉し、坑内湧水は第一坑一立方米の他は、何れも〇・五五立方米である。

四、東城採炭所

礦區の西方に位置し、康德五年六月開坑に着手したもので、現在第一斜坑、第二斜坑及第三斜坑（六年六月開坑）を有し、第一斜坑は康德六年七月、第二斜坑は同年十月に着炭したが炭層の變化甚しく、層厚四米より一米迄の間に厚薄の變化を見、走向は西北より東南に走り傾斜は北東二〇度である。現在炭量の獲得及獲得炭量の採炭に努力し、採炭方式は斜押長壁式累段拂を採用して、採掘跡には乾式手詰充填を行ひ、八年十二月送炭用電車の開通に依り、第二選炭機への送炭を便ならしめるに至つたのである。

唧筒 (其の一)

探信泰	所炭探國富						所炭探成大				坑別 馬力別	
	計	坑		二坑	坑		計	三坑	二坑	一坑		二五〇
		二斜坑	一斜坑		二斜坑	一斜坑						
二坑	一坑											
		一										
二	四	二			一	一						一〇〇
		二			一	一	二					八〇
		一	一									七五
												五〇
一												四〇
												二五
二	二											二〇
												一五
	一											
五	七	六	一		一	二	二	九	三	二	四	計

所炭探城東		所炭探信泰		所炭探國富		所炭探成大				坑 別 別	型 式	公 稱 馬 力	最 大 能 力
二 坑	一 坑	東 部 排 氣 二 坑	一 坑	二 坑	一 坑	三 坑	二 坑	一 坑	一 坑				
シ ロ ツ コ	シ ロ ツ コ	シ ロ ツ コ	タ ー ボ	タ V I M P ボ	シ ロ ツ コ	シ ロ ツ コ	タ ー ボ	シ ロ ツ コ	シ ロ ツ コ	タ ー ボ	一 〇〇	一 〇〇	二 〇〇
一 〇〇	一 〇〇	五 〇	一 五〇	一 二〇	五 〇	一 〇〇	二 三〇	三 〇	五 〇	四 〇〇	一 〇〇	一 〇〇	二 〇〇
一 〇〇	一 〇〇	一 二〇	一 五二	一 二五	一 〇〇	一 四〇	一 二五	五 〇	一 〇〇	二 〇〇	二 〇〇	二 〇〇	五 七〇
二 〇〇	二 〇〇	八 五〇	二 八三〇	四 二五〇	九 〇〇	一 四〇〇	四 二六〇	八 〇〇	九 〇〇	五 七〇	五 七〇	五 七〇	五 七〇

主要扇風機

探 信 泰				所 炭 探 成 大							坑 別 別	馬 力	規 定 容 量 (立 方 米)
二 坑	二 坑	一 坑	一 坑	三 坑	三 坑	三 坑	二 坑	二 坑	二 坑	一 坑			
四 〇	五 〇	二 五〇	五 〇〇	七 五	一 六〇	一 〇〇	七 五	四 五〇	四 五〇	二 五〇	四 〇	六 四 五	
六 四 五	七 二	三 九・二	八 三・二	一 〇	二 四・七	一 五	一 〇	六 九	六 九	三 六			

コンプレッサ

計	東 城 探 炭 所	泰 信 探 炭 所	富 國 探 炭 所	大 成 探 炭 所	探炭所別 馬力別	
					二	三
三		三			二	三
一 六八	一 〇	二 一	一 〇	一 二七	五	六
七 二三		七 一〇			七・五	一〇
五 六	一 〇	九	三 二三	九 一四	一〇	一二
一		一			一二	一五
八	二	四	二		二〇	二五
三		二	一	七	三〇	四〇
一〇		三		七	四〇	五〇
一二		三	五	四	五〇	七五
五		一		四	八〇	一〇〇
六				六	一〇〇	計
九		一		八		
六	一	五				
二 一八	二 四	七 〇	四 四	八 〇		

唧 筒 (其の二)

合 計	所 炭 探 城 東			所 炭		
	計	三 坑	二 坑	一 坑	計	三 坑
三						
二						
二	一		一			
二	二		一	一	八	二
五					一	一
二	一	一				
一					一	
四					四	
一					一	一
一					一	
三 六	五	一	二	一	一 六	四

局部扇風機

探炭所別	馬力別		計
	一	一・五	
大成探炭所	三	三	三
富國探炭所	三	三	三
泰信探炭所	五	九	一四
東城探炭所	八	九	一七
計	二二	二八	五〇

コンベヤ

探炭所別	種別		計
	チエーン	ベルト	
大成	一〇	一	一一
富國	一五	一	一六
泰信	六	四	一〇
東城	五	三	八
計	三六	九	四五

東城探炭所				富國探炭所				大成探炭所					
坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑	坑
二	二	二	一	二	一	二	一	三	三	三	三	三	三
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
三三・一	一一	六	三三・一	一一	一五	一五	三六	七	一五	八・五	一五・五	一七・〇	一七・〇

鑿岩機

探炭所名	種別		計
	ジャックハンマー	コイルピツク	
大成探炭所	一〇五	一二五	二三〇
富國探炭所	六九	二六	九五
泰信探炭所	二三六	一〇二	三三八
東城探炭所	九九	五六	一五五
計	五〇九	三〇九	八一八

三坑	五〇	六
----	----	---

五、出炭計畫

康徳五年七月直後に於ける、五箇年計畫割當出炭に對する當礦の計畫は、大成探炭所に於ては既成の第一、第二、第三坑、開發中の第四坑の他に、康徳六年（昭和十四年）四月第五坑の開坑着手を豫定し、富國探炭所に於ては第一、第二坑の他に、同じく六年四月第三坑（六年五月に開坑す）の開坑を豫

定、秦信採炭所に於ては既成の第一坑、開發中の第二第三坑の他に、第四坑を同六年九月開坑の豫定とし、又東城採炭所に於ては開發中の第二斜坑の他に、同五年十二月に第三斜坑（六年六月開坑す）を、同六年七月に第一斜坑を開坑の豫定が樹立されたが、大成第五坑は自然發火のため之を閉鎖し、秦信第四坑は實現するに至らなかつたのである。

而して現在本礦業所に於ける、第一期出炭計畫は垂直下三五〇米迄を、既設の斜坑本卸を以て獲得炭量の採掘を行ひ、第二期出炭計畫としては深部採掘、即ち三五〇米以下を既設斜坑の集約によつて、大成二坑中央斜坑を主要運搬坑通となし、之にヘルトコンベアーを敷設して採掘するか、將又礦區の略々中央部に堅坑を開鑿して、深部採炭稼行を行ふかに就ては、目下銳意研究中に屬するものである。

第二節 採掘

一、坑道掘鑿

五箇年計畫決定當初本礦に於ては、稀に見る急速度の増産に順應するため、出炭第一主義の下に炭壁の崩壊、下磐の膨脹、天井の沈降等によつて、絶えず坑道の修理に追はれ且つ炭塵發生の、因をなして尠からぬ保安上の不利を招來するが、各坑道は出來得る限り石炭層中に設ける、所謂沿層坑道を主とし岩石坑道は、止むを得ぬ場合のみに制限したのである。

而して此の事は炭層の賦存状態、極めて不規則且つ變化多きため、先づ沿層坑道によつて急速度の發展を遂げて、五箇年計畫の要望に應へると共に、一面炭層状態を明かにし然る後初めて、永久的坑道掘鑿に着手すると云ふ利點もあつた譯で、その後逐次炭層状態を明かにするに隨つて、岩盤内にも坑道を設けるに至つたものである。

尙現在坑道掘進は沿層掘進と岩盤掘進とを、空氣鑿岩機、電氣オーガー、



坑道

コールピツク等の使用によつて進捗せしめ、炭層の賦存状態を調査すると共に、採炭準備をも併せ行つて居る。次に主なる箇所にて於ける最近の掘鑿能率、及康徳九年度各採炭所別豫定坑道掘進表を掲げて置く。

掘鑿能率表

箇所名	岩種	加背(米)	斷面積(立方米)	作業日數	延米
大成一坑 東十片 豎坑向	頁岩	一・五 × 一・五	二・二五	一五	六九・四五
二坑 西十片 切替坑道	凝灰岩	三・二 × 二・二	九・九六	一三	三五・六〇
三坑 本卸 延	炭及砂岩	三・九 × 二・二	六・九五	二三	一一・三八〇〇
富國一坑 一斜坑 九片 三坑向	凝灰岩	二・四 × 二・四	六・五六	一七	三五・五〇
三坑 一斜坑 本卸 延	玄武岩	三・二 × 二・七	七・五四	二六	八四・〇〇
泰信一坑 東十一片 下層坑道	石炭	二・二 × 二・四	四・七二	二四	一四・五七〇
一坑 西八片 石延	安山岩	二・二 × 二・二	四・三二	二四	三八・〇〇
二坑 西五片	石炭	二・八 × 二・二	六・一六	一八	八五・〇〇
東城二坑 東六片 詰	凝灰岩	三・〇 × 二・〇	六・〇〇	一七	五〇・六〇

康徳九年度豫定坑道掘進表

大成採炭所

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一坑
第二中段十四片坑道本卸	"	"	第二中段十三片風道	十三片坑道豎入	"	"	"	"	第二中段豎入坑道	十三片豎入風道	東十六片坑道豎入	東十五片坑道豎入	東十四片坑道豎入
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	事業費
三・四×二・二	二・二×一・九	"	"	三・九×二・二	二・二×一・九	三・三×二・二	三・三×二・四	三・〇×二・二	三・九×二・二	三・三×二・二	"	"	三・九×二・二
(六〇)	一二〇	一五〇	三四	二五〇	六〇	一七五	一六〇	一五七	一八五	(五〇)	一〇	四三六	西十四片六五八
運搬	通氣	運搬	通氣	運搬	"	通氣	運搬	通氣	運搬	通氣	"	"	運搬

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一坑					
"	十三片岩風道	"	十三片坑道豎入	"	假バツク	"	連卸	"	目扱	第一中段捲揚裏坑道	"	本卸	第一中段豎入坑道	"	運搬坑道	坪下採車坑道	東部排氣坑道	坑別
"	風道	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	作業箇所名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	事業費
三・三×二・二	"	三・九×二・二	三・三×二・四	三・三×二・二	"	二・二×一・九	"	三・三×二・四	三・九×二・二	五・二×二・二	三・九×二・二	三・三×二・二	三・三×二・二	加背(米)				
六五	四〇〇	七〇	二〇	三五〇	一三〇	三一	(一〇〇)	三三〇	一〇〇	一四〇	(六二)	(一八三)	延米					
通氣	"	運搬	排水	"	"	通氣	運搬	"	"	通氣	運搬	第一孤内は排氣を示す	備考					

富國採炭所

坑別	作業箇所名	費別	加背(米)	延米	一箇月延米	備考
一坑一斜坑	東中 段風道	事業費	三・〇×二・四	一〇〇	二〇	通氣
"	本卸	"	"	二〇〇	"	運搬
"	目	連卸	二・四×二・四	九〇	三〇	"
"	本卸	"	三・〇×二・五	(五〇)	一五	運搬

二坑	人道	事業費	五・二×二・二	一四五	人道
三坑	西總 排氣卸	"	三・四×二・四	五五	通氣
"	坪下 運搬卸風道	"	五・二×二・二	一二五	第四中段より坪下運搬坑への運搬
二三斜坑	本卸	"	三・三×二・四	六五	運搬
"	添卸	"	三・三×二・二	一五〇	通氣
"	本卸	強	三・〇×二・二	七五	"
"	添卸	強	二・四×二・二	六〇	"

一坑	第二中段十四片坑道連卸	事業費	三・三×二・二	(二〇〇)	通氣
"	十二片坑道風道	"	"	(三四)	"
"	坪下 ボソフ座	"	四三・九×三・〇 四〇×三・〇	(二四)	排氣
"	水溜り坑道	"	五・〇×四・〇	(五〇)	"
"	中段水管坑道	"	二・〇×二・〇	一〇	"
"	排水管坑道	"	"	五	"
"	道水管坑道	"	"	三三	"
"	掃除坑道	"	"	(八)	"
二坑	第三中段卸	"	三・〇×三・〇	五九	"
"	添卸	"	三・三×二・二	三三〇	通氣
"	目	拔	二・六×一・九	六〇	"
"	捲揚裏坑道	"	"	一八	"
"	坪下運搬坑道	"	五・二×二・二	二〇八	運搬

泰信採炭所

坑別	第一捲	第二坑	排氣	目	目	目	目
一坑	第一捲	二坑	排氣	目	目	目	目
稱	卸	卸	卸	拔	拔	拔	拔
費別	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
加背(米)	二・五 × 二・七	二・〇 × 二・〇	三・五 × 二・七	二・〇 × 二・〇	四・〇 × 二・二	二・〇 × 二・〇	二・〇 × 二・〇
延米	一〇(五〇〇)	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	三〇(五〇〇)	三〇〇	一〇〇〇
用途	石炭搬出	通氣	石炭搬出	通氣	石炭搬出	通氣	通氣

三坑一斜坑	本	連	卸	卸	卸	卸
三坑一斜坑	本	連	卸	卸	卸	卸
稱	卸	卸	卸	卸	卸	卸
費別	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
加背(米)	三・〇 × 二・四	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・四	三・〇 × 二・四	二・四 × 二・四	二・四 × 二・四
延米	三〇〇	(七〇)	三〇〇	三〇〇	(五五〇)	一六五
用途	通氣	一五	一五	一五	一五	一五

二坑	中	連	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸
二坑	中	連	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸
稱	捲	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸
費別	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
加背(米)	三・〇 × 二・四	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	三・〇 × 二・五	
延米	(一四〇〇)	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
用途	運搬	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	通氣	

三	坑	水	平	坑	道	事業費	四・〇×二・五	(五〇)
---	---	---	---	---	---	-----	---------	------

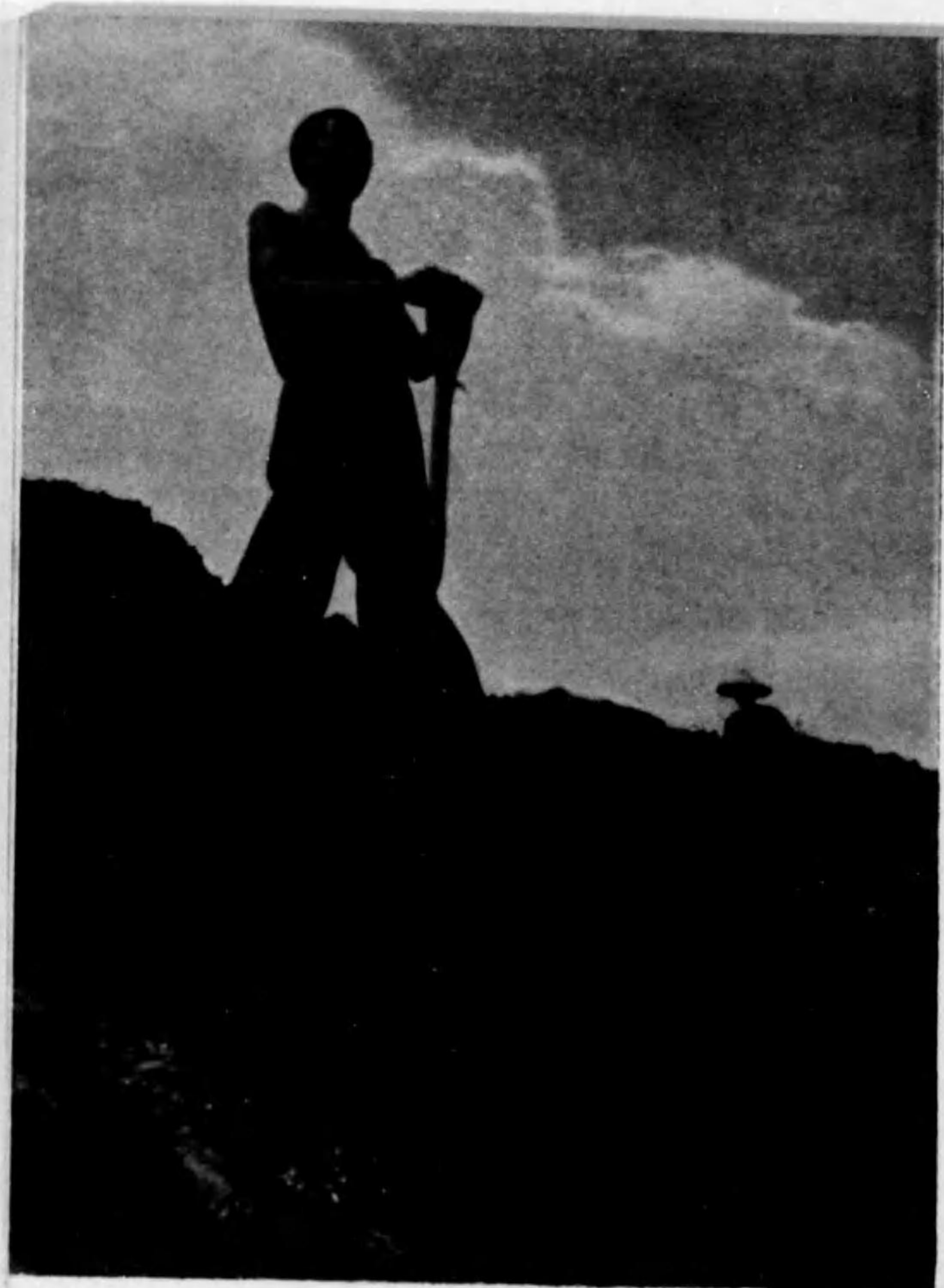
東城採炭所

坑別	箇所名	費別	加背(米)	延米	摘要
第二斜坑	東排氣卸	事業費	三・六×二・七	一〇〇	
"	西排氣卸	"	"	"	
"	東部堅入	"	"	二五五	
"	連卸上部堅入	"	"	二〇〇	
"	本卸中部堅入	"	"	一〇〇	
第三斜坑	本卸	"	二・八×二・八	二一三	
"	連卸	"	"	"	
"	片替	"	三・六×二・七	四六〇	
"	東六片堅入	"	四・〇×三・〇	二六〇	
"	東七片堅入	"	"	六〇	
"	東八片堅入	"	"	六〇	

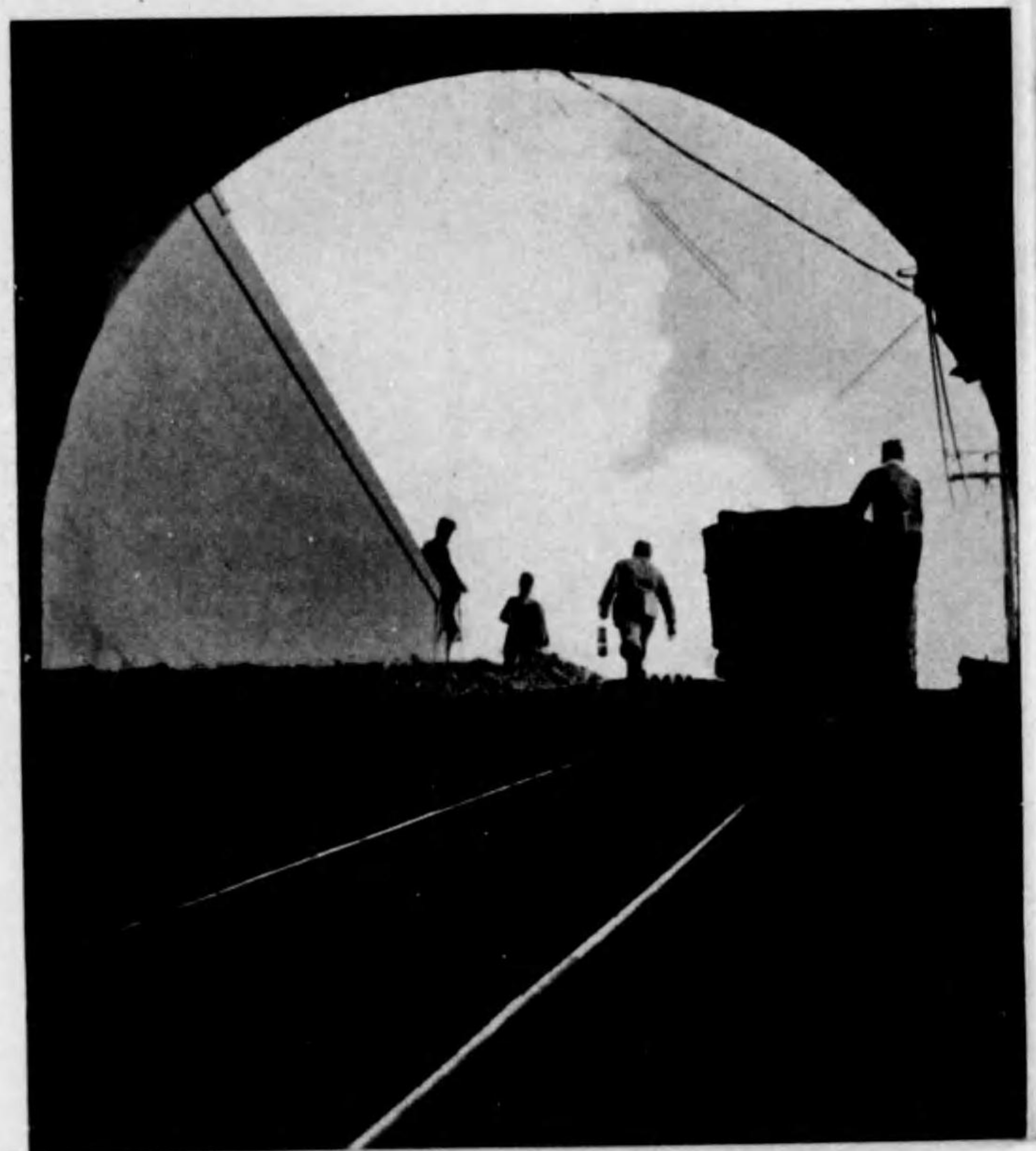
二、採炭

接收以來の當礦に於ける採炭方式は、斜押長壁法に依る累段拂にして、最近に至り二段追駆同時拂採炭法を採用し、一時機械掘に改める豫定を以て康徳三年に、日立製サリバン型三〇馬力コールカッターを購入、試用して見たが工人に向上心少なく、使用困難にして却つて非能率的なるため、現在では主として發破掘を行ひ、切羽運搬は急傾斜區域に於ては拂面に、鐵製トラフを敷設して自走流下せしめ、緩斜區域は五馬力チエンコンベアを使用してゐる。

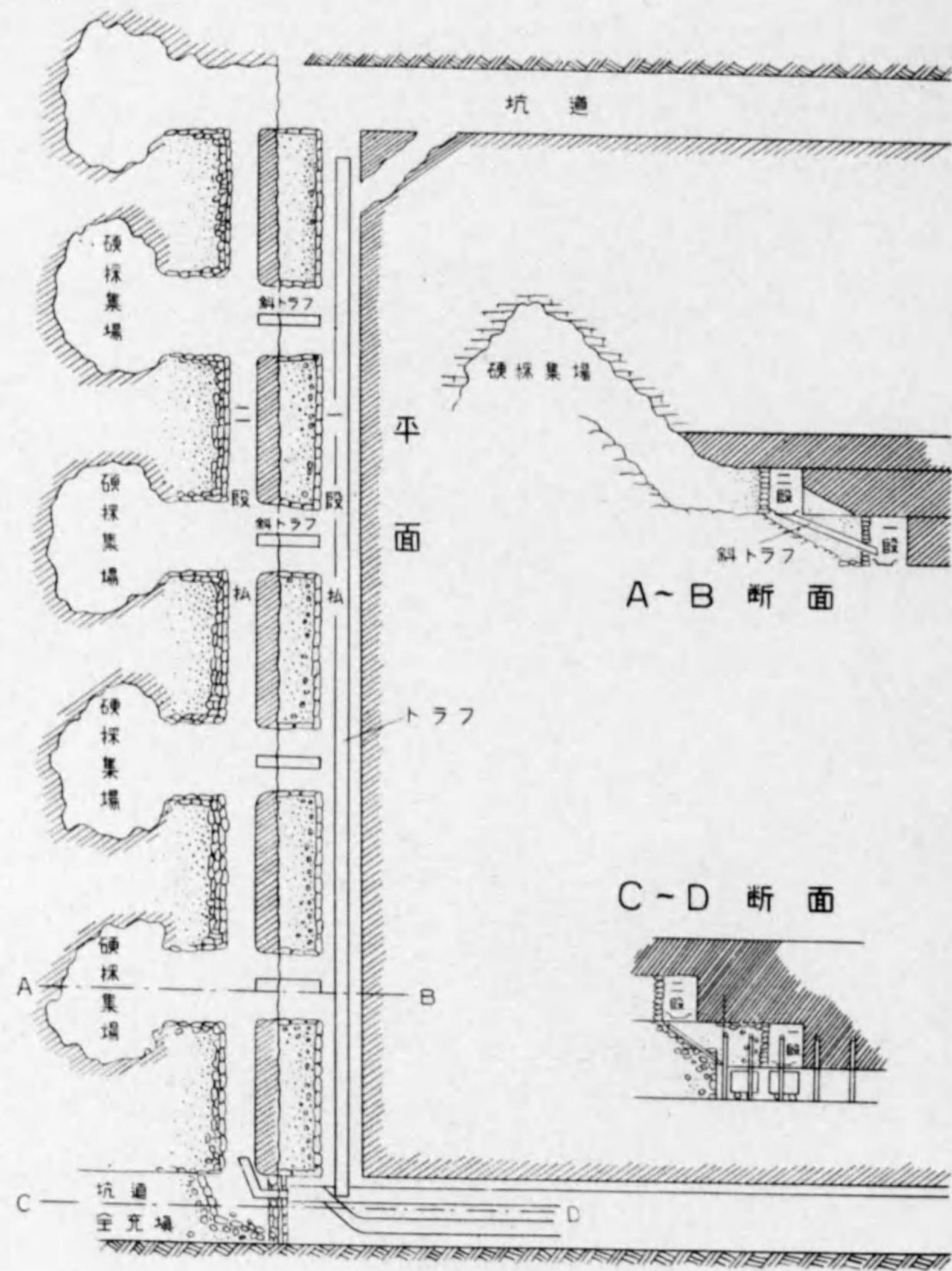
而して採掘跡處理としては現在主として、乾式手詰充填を行つてその材料を現地に於て、採集して居るが今後大量の出炭に伴ひ、大量充填の必要に迫られるは、明らかなるが故に瀝砂充填及局部的空氣充填、シユロイダ―等に依る充填法を考究中である。尙支柱は本卸坑道に於ては煉瓦捲、又



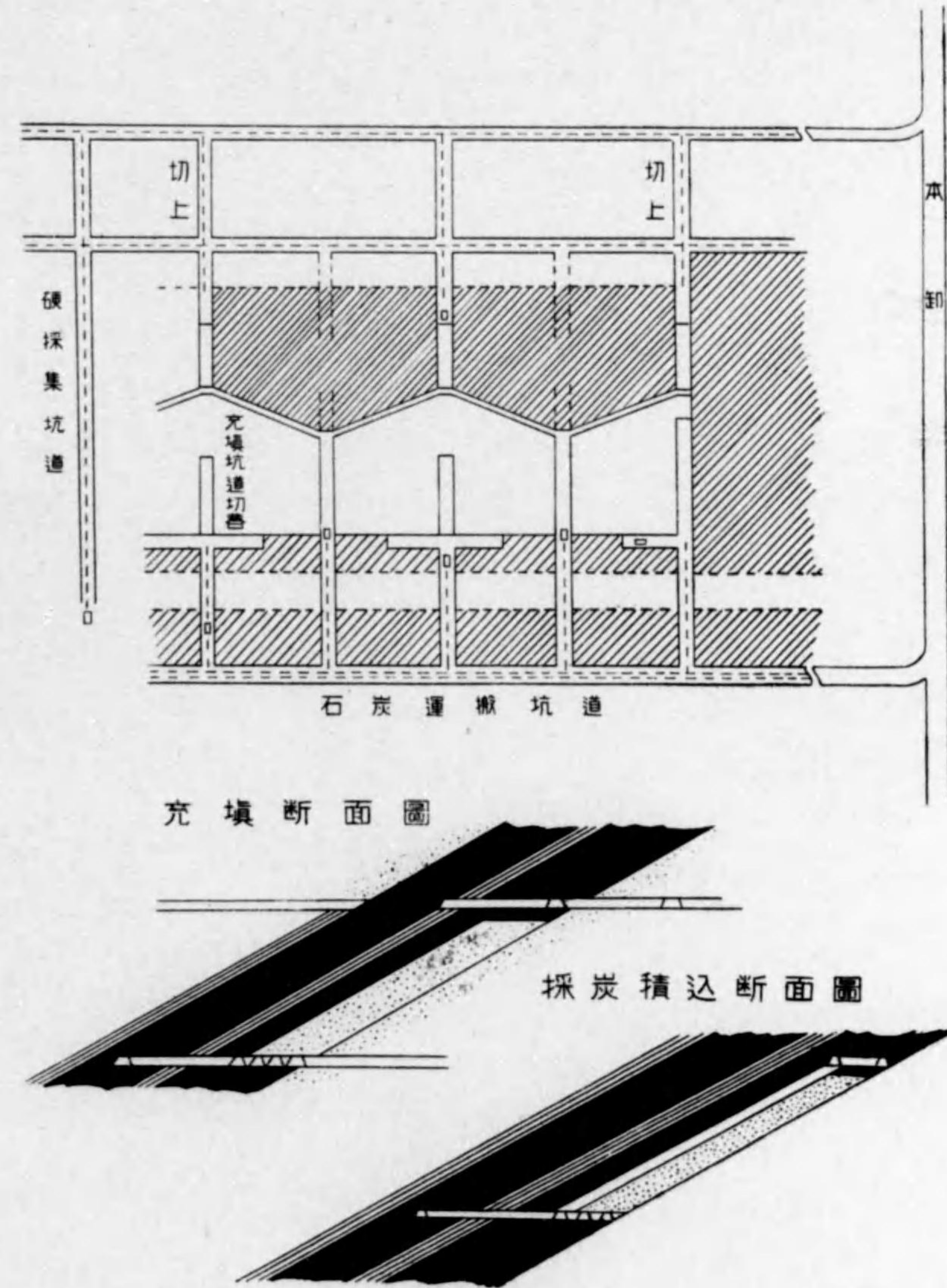
露天掘坑内掘



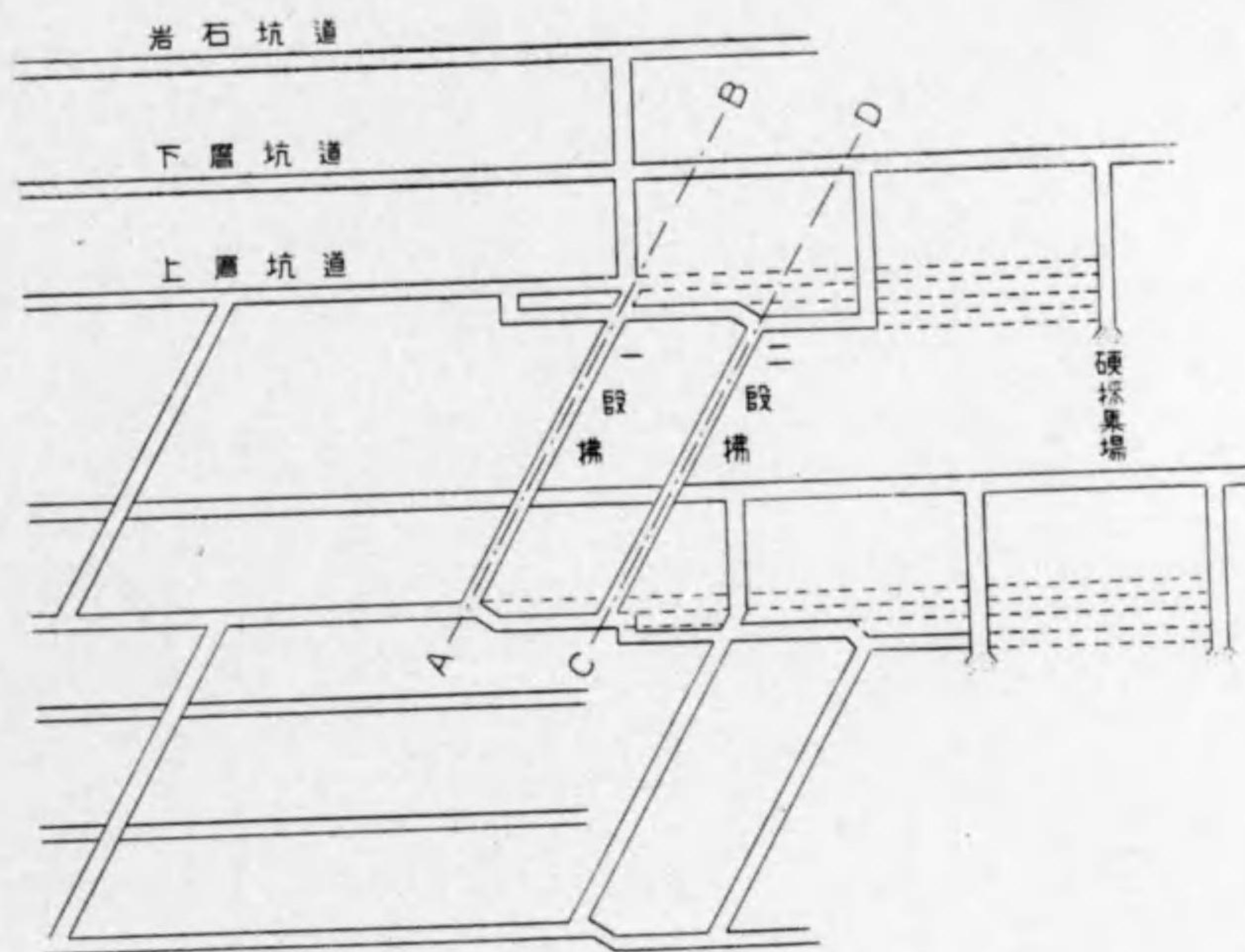
同時拂採炭法



昇向長壁採炭法

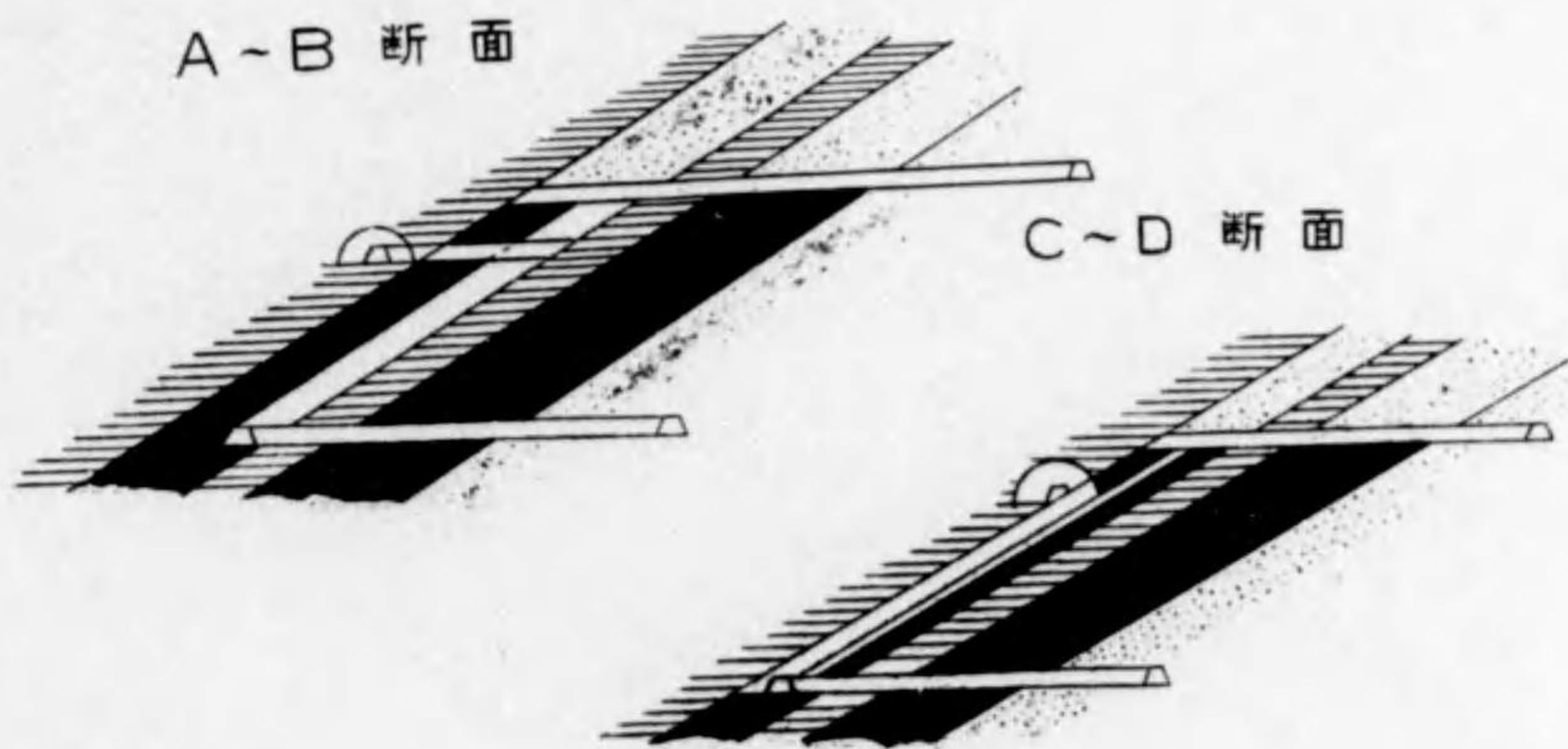


法 炭 採 掛 追



A-B 断面

C-D 断面



はコンクリートブロック捲となし、片磐支柱には概ね諸枠を施してあるが、天磐の良好なる箇所には支柱を施さず、切羽支柱は一時的支柱なる爲各坑共荷合枠を施して居る。

三、運 搬

イ、軌條及炭車

各坑共何れも本卸、連卸、曲片には三〇封度軌條を敷設、他は一八封度乃至二四封度軌條を使用し、三年十二月四日日立製小型電気機關車を購入して、富國、選炭機間の運炭線を三〇封度軌條とし又最近完成の東城運炭線は同じく三〇封度により、八廻電気機關車を運轉して居る。

試に礦業所に於て使用中の採

炭 車

炭所別炭車使用臺數、及炭車容積表を示せば次の如くである。

採炭所別	種別		合計
	鐵製	木製	
大成	〇・八六廻	〇・五四廻	一八二
所成	〇・五六廻	〇・六四廻	九七一
	七八九		

炭車容積表

種 型 別	A	B	C
幅 W 耗	1000	916	860
長 L	1490	1160	1100
深 h	350		
r	500		
H	850	770	715
容積10%厚サδ耗	74.27	77	71.5
立方木	1.11	0.82	0.68
立方呎	39.10	29.00	23.90
換算屯数	0.93	0.69	0.57
A換算屯数	0.86	0.64	0.54

斜坑運搬

康徳元年度に三〇〇馬力電動捲揚機を、購入して第三露天掘に設置以來、新規購入は固より從來のものも順次電化し、現在に於ては總て電動捲揚機を使用し、坑内斜坑運搬をも電気捲揚機にて行ふに至る。

計	露天掘	探東炭所城	探泰炭所信	探富炭所國
一、六六三				八七四
二、六八三		1,000	一、六八三	
一、三五五	一、三五五			
一、八二二				
四、六六三	一、三五五	1,000	一、六八三	八七四

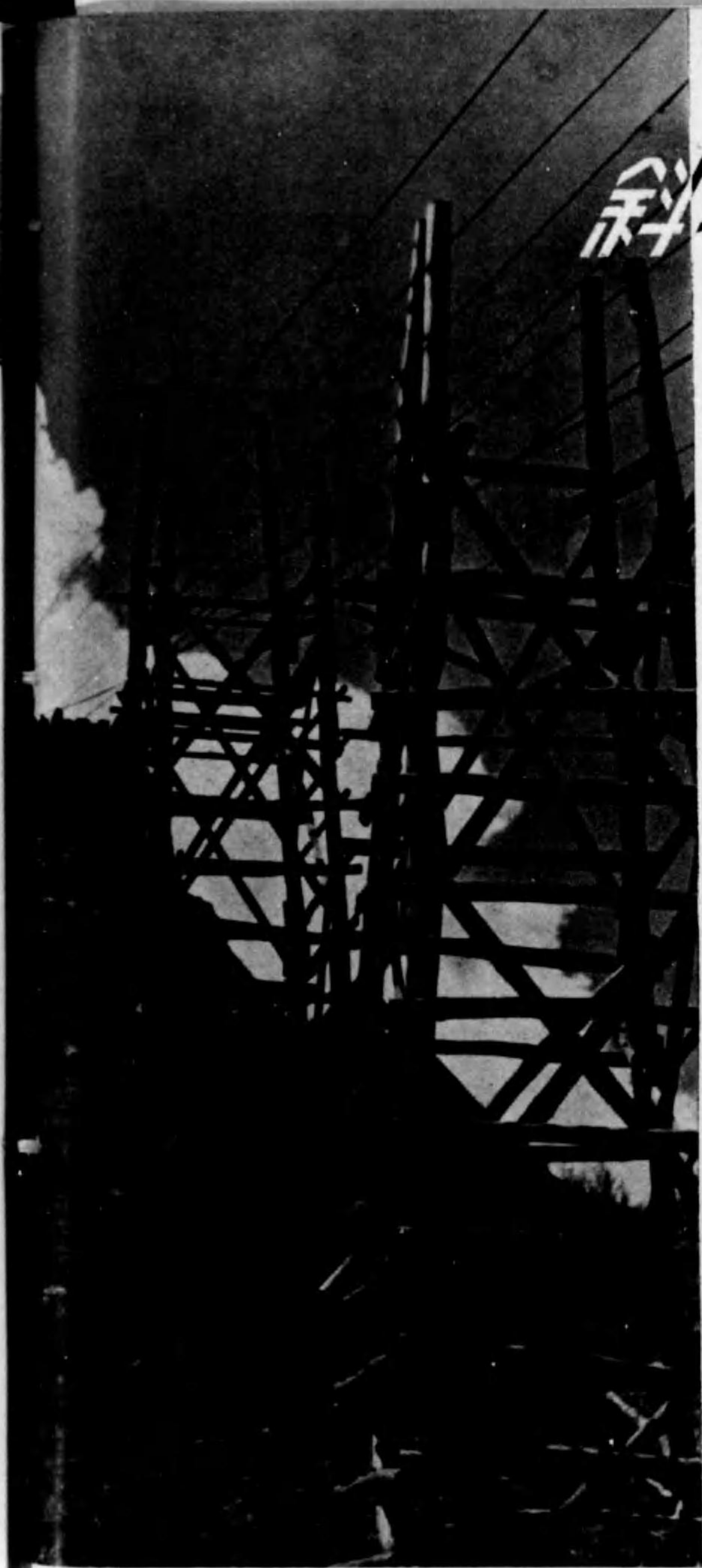
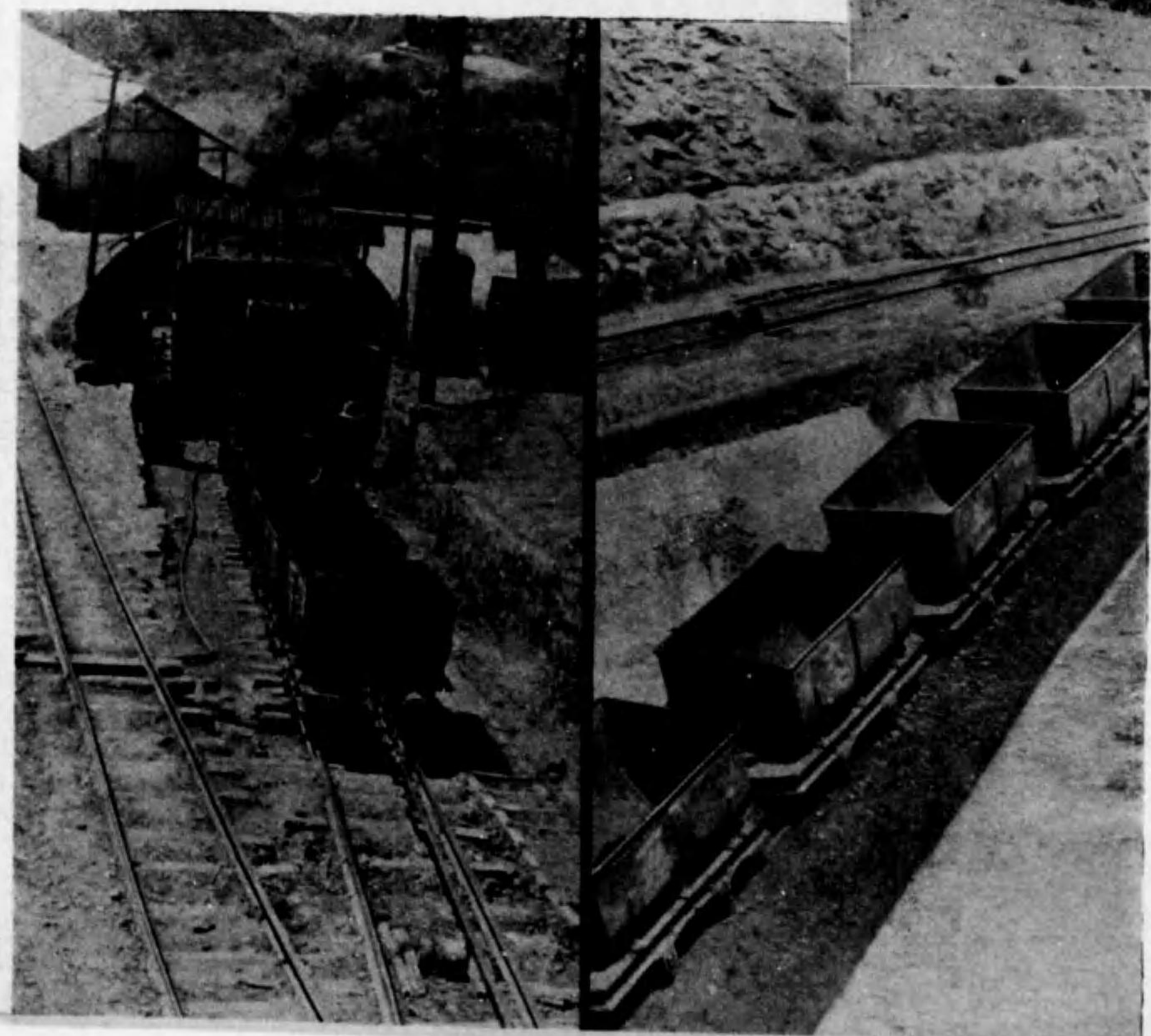
捲揚機

探炭所別	馬力	數	臺數
大成	自四五〇馬力	至一五馬力	三六
富國	自三〇〇馬力	至一五馬力	一八
泰信	自四五〇馬力	至一五馬力	二〇
東城	自三〇〇馬力	至一五馬力	二三

坑外運搬

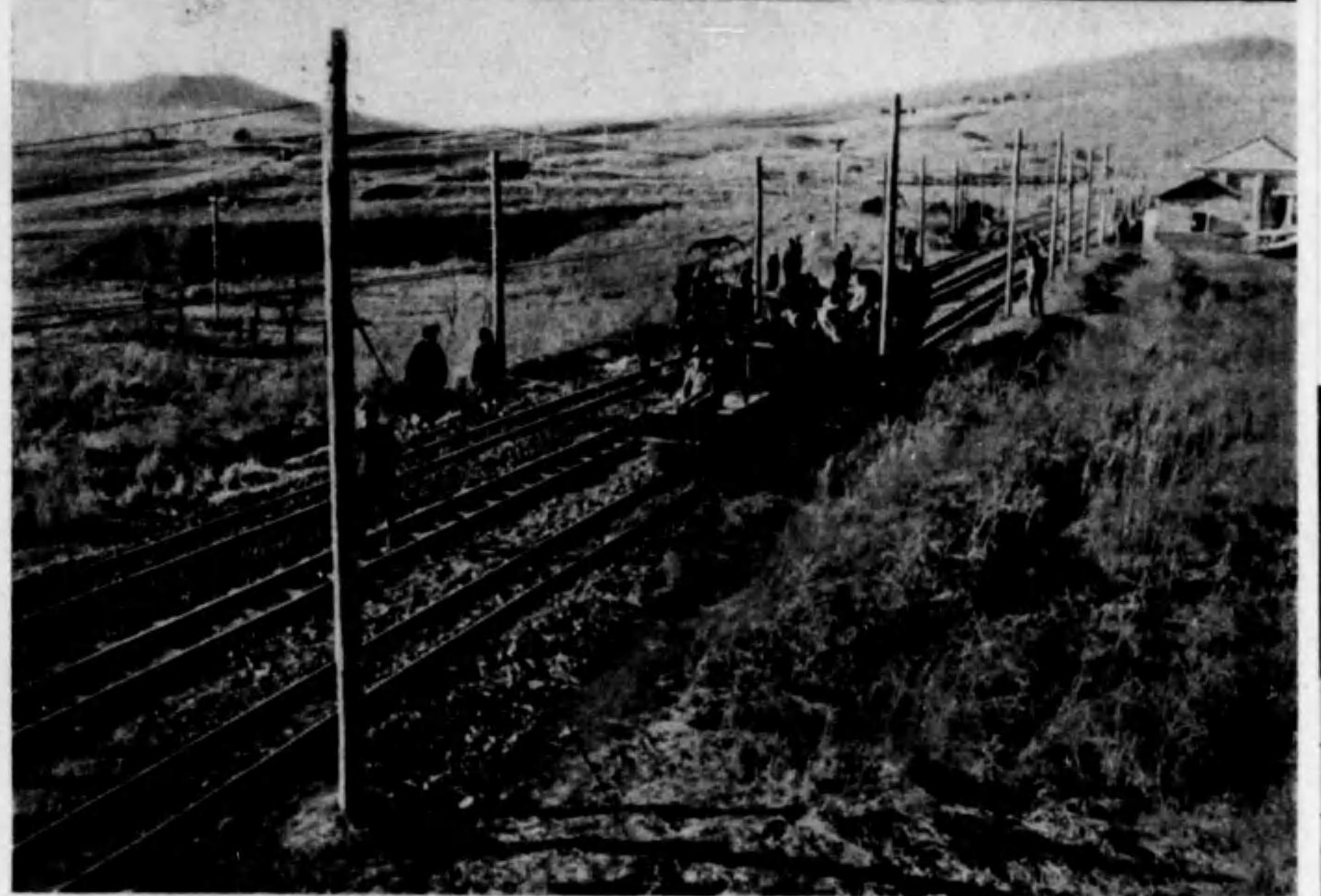
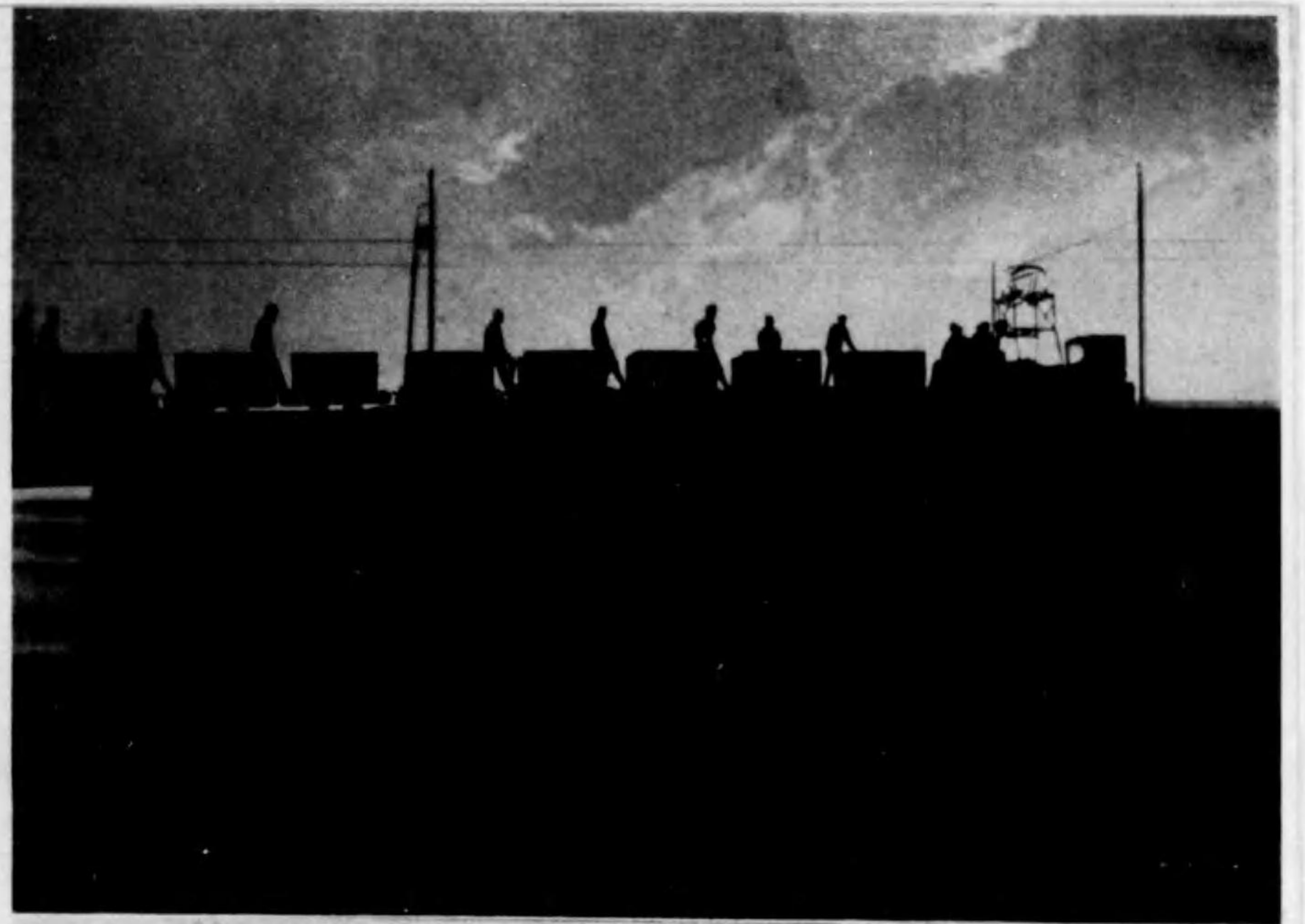
第一選炭機關係

接收當時は石炭の販賣に従事する係員を以て、坑内、露天の捲揚卸し及坑外運搬迄行つたが、漸次第一坑、第二坑、第三坑等を開發して出炭も増加するに至り、康徳三年（昭和十一年）に現在の第一變流所を創設して、日立製四廂電車三臺、六廂電車三臺の計六臺を購入し、之が運轉開始と同時に第二坑、第三坑、選炭機間のメーニールローフ七五



搬運坑斜





● 坑外運搬

馬力運搬機を撤廢するに至つたのである。次いで五年には更に日立製六廔電車一臺を購入して、富國一坑一斜坑と中央選炭場間、二、〇〇〇米の複線工事も完成し、富國採炭所の開發進展に伴ひ六年には、日本輸送機會社製六廔電車三臺を購入するに及んで、富國一坑一斜坑より富國二坑に至る中間、富國修理工場地點一、〇〇〇米間の、輕便軌條複線工事及變流所の増設を完成、選炭機に隣接の大成二坑、三坑は自動勾配により選炭場まで自走せしめ、空車は四年十二月設置の一五馬力クリツバー二臺にて、處理しつゝ現在に至つたのである。然して現在架線延長一三、〇〇〇米、自走及馬引線二、〇〇〇米、合計總延長實に一五、〇〇〇米に及んで居る。

第二選炭機關係 泰信一坑は自動勾配により三〇〇米を自走、積込場に至つて直積されて居たが、泰信選炭場の設置と共に本線より分岐線を引込み、選炭機並に直積込場に自走せしめ、泰信三坑は引込本線まで輕便軌條八〇〇米を敷設して馬引運搬を行ひ、露天掘の開發と共に七年四月鐵道

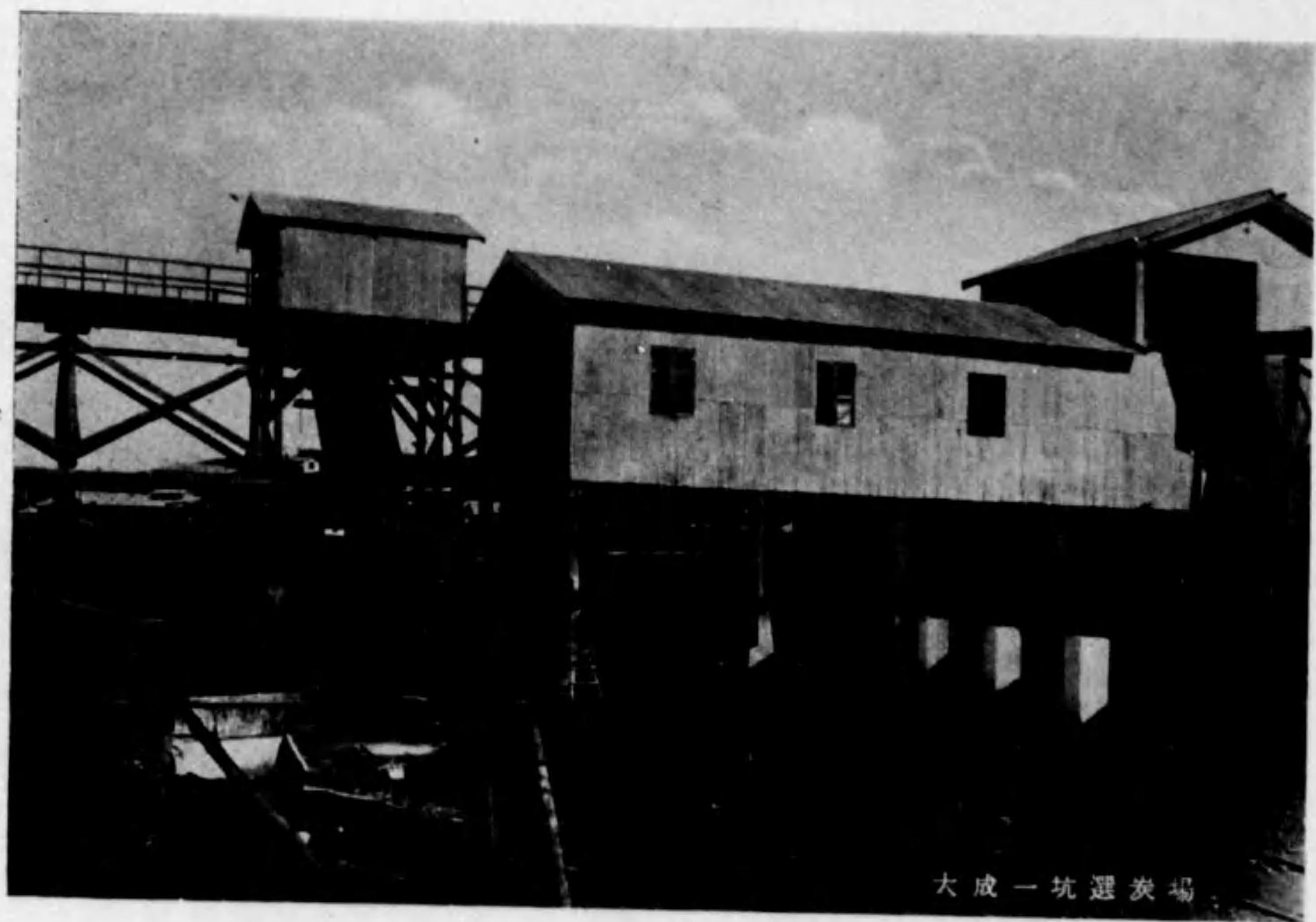
本線を、捲卸しまで引込むに至つて輕便軌條を廢止、其後第二選炭機設置の計畫と相俟つて、東城採炭所運搬路の工事に着手し、選炭機、東城間四、〇〇〇米の軌條を、複線として電車運轉の設備を行つたが、電車未着の爲馬匹を以て之が運搬に當り、泰信一坑側直積棧橋に至つて之を處理したのである。而して現在は第二選炭機も完成され、泰信第二坑は坑外エンドレスを使用し、東城線には日本輸送製八廂電車を運轉して居るが、増産に伴ひ第一選炭機より日立製六廂電車を廻送して、選炭の完璧を期して今日に至つてゐる。

第三節 選炭・運輸

一、選炭施設

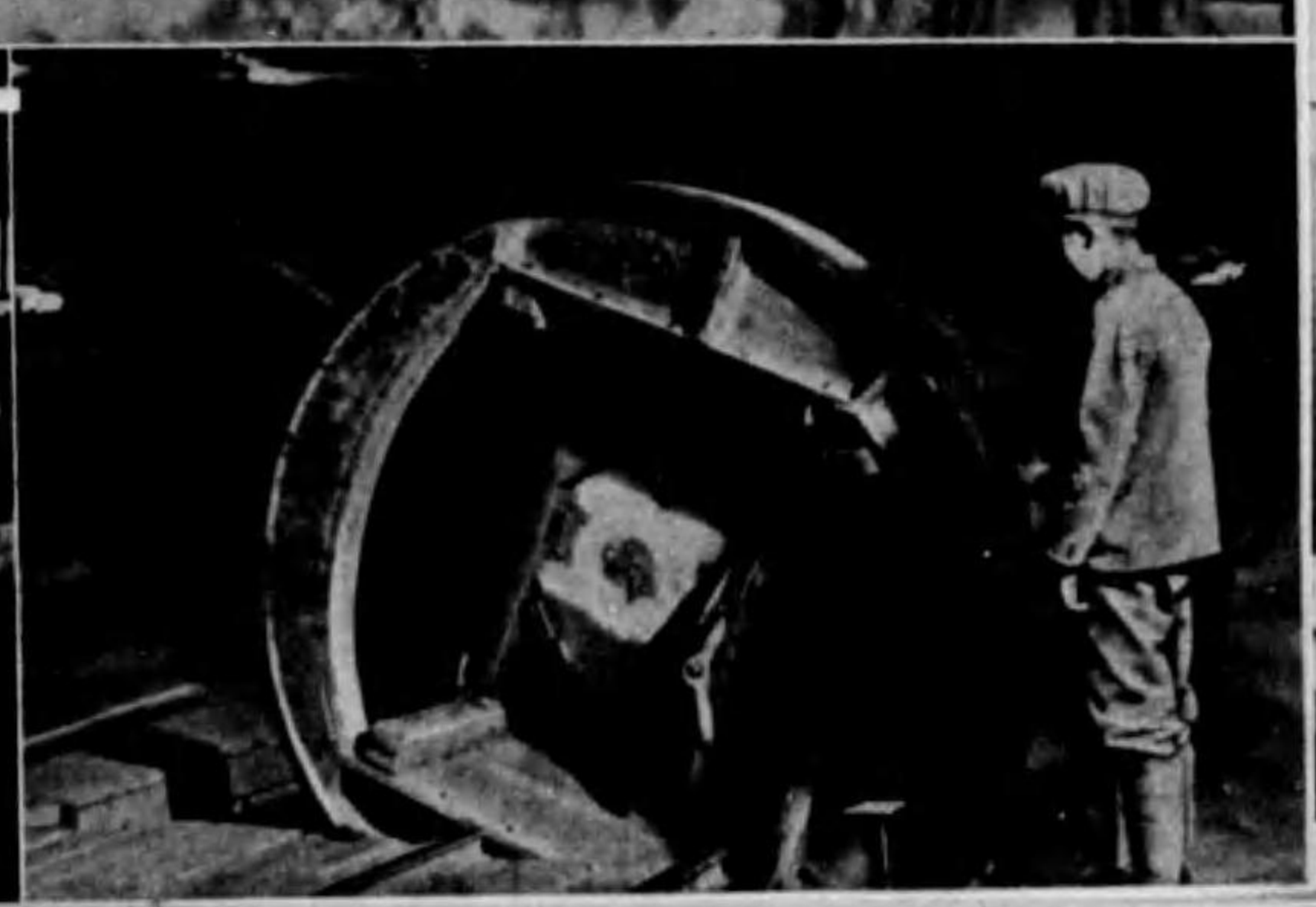
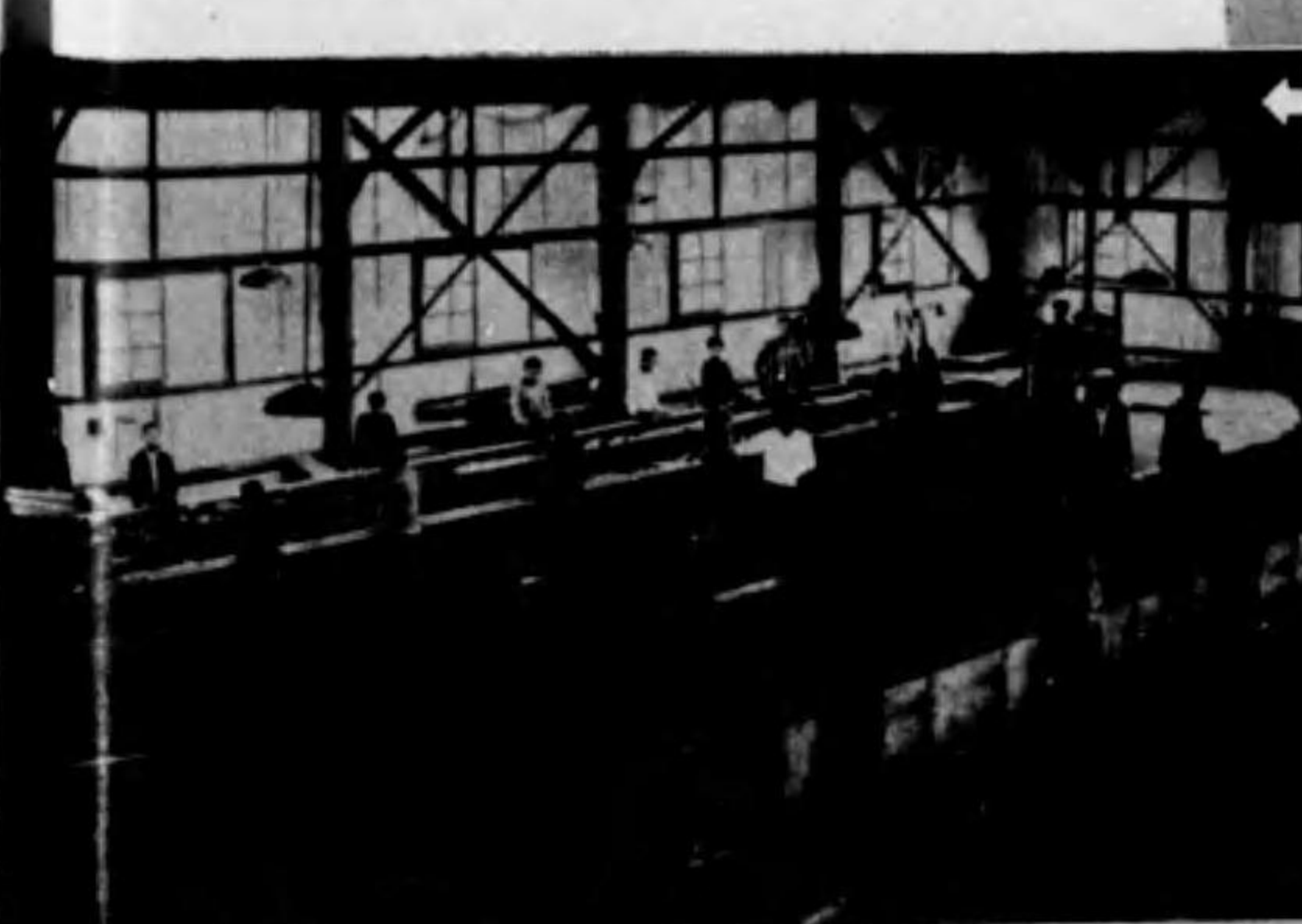
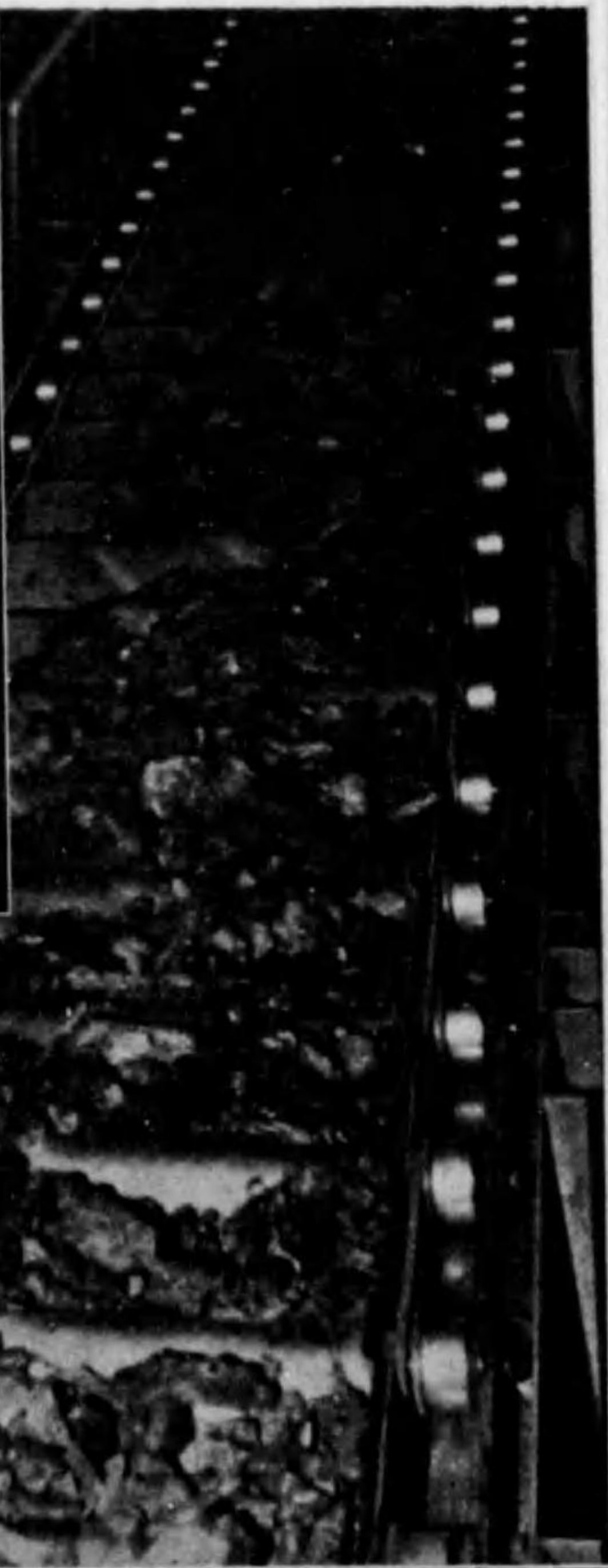
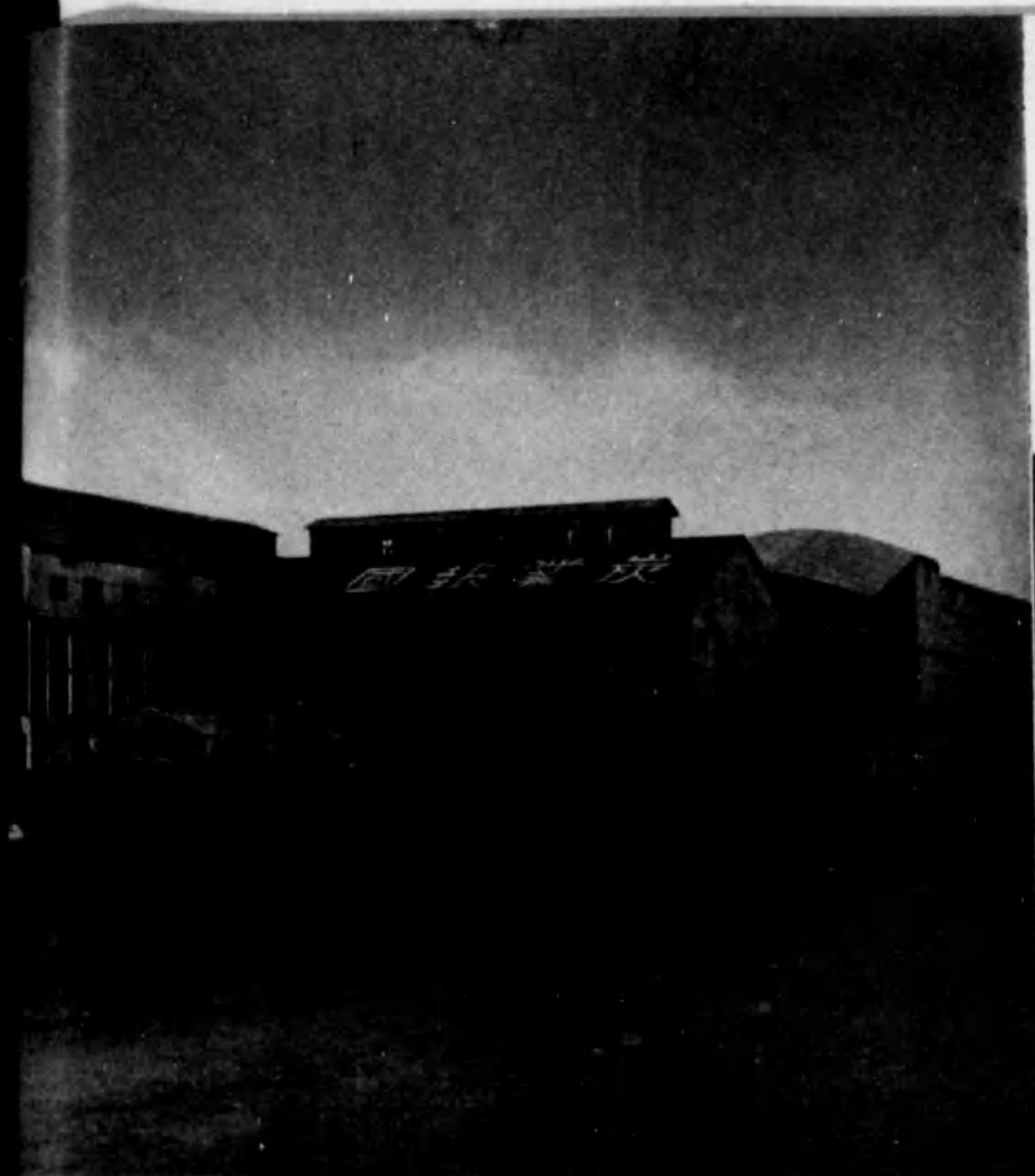
イ、大成一坑選炭機

當炭田に於ける採掘炭は、接收當時迄は原炭の儘販賣されて居たが、接收以後は炭質の改良を急務として、大同元年（昭和七年）六月撫順より購入の、元搭選炭機使用選炭機マールカス式コンベヤー（進炭速度一三・五米）一臺を、現在の場所に設置して運轉を開始し、その翌年より第二露天掘の出炭をも、エンドレス捲にて本選炭機に運搬の上、混合處理をなすに至つたのである。而して康徳元年七月には第二坑坑内掘も、開始されて



大成一坑選炭場

第一選炭場



出炭の増大するに伴ひ、現西安警察署大成分駐所の位置に於て、第二露天掘及第二坑内掘出炭を、一坑炭とは別に直積するに至り、同年九月本選炭機が全焼の厄に遭ふや、直に工場に於て機械の製作に着手し、僅か一箇月にして復舊するに至つたものである。

ロ、第一選炭機

第二坑坑内掘及第二露天掘の擴張と共に、第三坑の出炭を見るに至つて選炭機増設の必要に迫られ、康徳二年（昭和十年）十二月現在大成第三坑裏、用度課坑木貯積場の位置に保動モーター三〇馬力、毎時七〇噸處理、進炭速度一三米のマーカス式コンベヤー一臺、及ローラースクリーン式ベルトコンベヤー一臺とを設置して、塊炭、粉炭、切込炭の三種に選別し得るに至つたが、尙其後の發展に伴ひ康徳四年（昭和十二年）十二月、福岡縣若松市永田製作所の製作に係る、本選炭機を新設するに至つたのである。

第一選炭機要目表

製作年月日	昭和十二年一月福岡縣若松市永田製作所
型式	三臺、ジンマースクリーン式
力量	毎時、選炭量一〇〇噸
進炭速度	毎分一八米
ジンマー廻轉數	毎分二八〇回
行程	三八耗
ジンマー傾斜角度	二度三〇分
全長	三七米三〇釐
三〇馬力モーター廻轉數	一基 用途、ジンマー及硬ベルトコンベヤー、ベルトフキダー用 毎分七五〇
二〇馬力モーター廻轉數	一基 用途、バケツトコムベヤー貯炭用 毎分一、一六五
二〇馬力モーター	一基 用途、ピツキングベルト及中塊、粉炭ベルトコンベヤー用

第二選炭場



五馬力モーター	廻轉數
四基	用途チツプラー及ベルト用

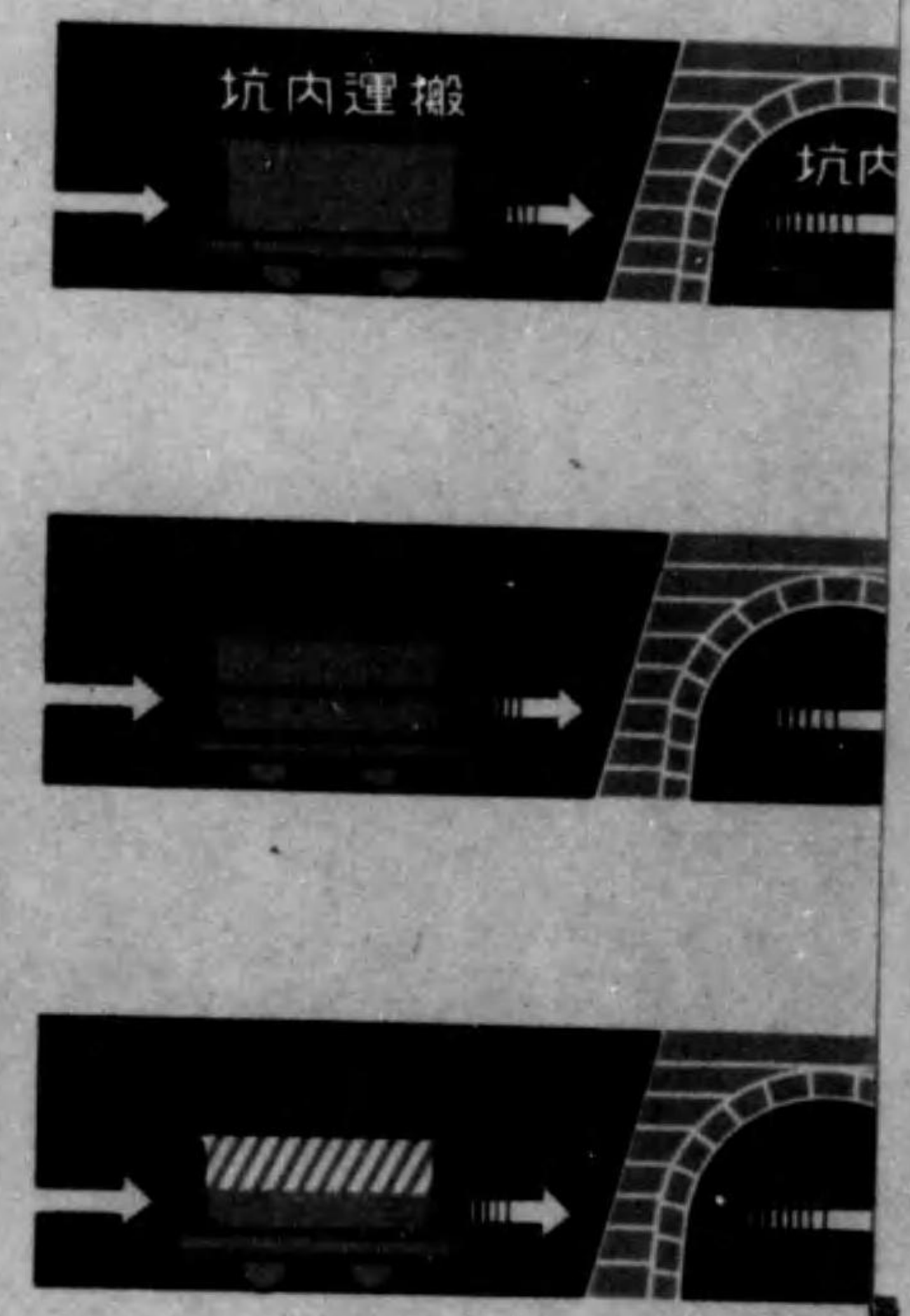
以上の如く選炭機の設備は漸く成つたが、五年四月富國採炭所第二坑、六年七月同第三坑第二斜坑、五年五月大成採炭所第四坑等の出炭を見るに及んで、本選炭機も五年度よりその擴充整備に着手し、七年九月手選帶關係諸設備及精炭大ホケツトを完成、八年十一月には水洗關係も、沈澱バツクを除く全設備を竣工するに至る。

ハ、第二選炭機

明治西安炭礦の滿炭による買收當時には、選炭機の設備はなかつたが其後の増産に伴ひ、康徳四年（昭和十二年）四月泰信一坑々口より北方二〇〇米に、炭車は自動勾配にて選炭機のチツプラーに至る、毎時七〇噸處理、ピツキングベルト進炭速度一三・五米、二〇馬力原動モーターを有するジン

マースクリン式一臺を、設置して之を泰信選炭機と稱し、他に五馬力モーター粉炭ベルトコンベヤーを設備して、塊炭、粉炭、切込炭の三種に選別するに至つたのである。而して出炭五箇年計畫に伴ひ泰信より西北の地點に、東城採炭所を開設し、第一斜坑は康徳六年（昭和十四年）七月、第二斜坑は同年十一月、第三斜坑は七年八月に夫々出炭の運となるに及んで、泰信向け運搬線路敷設の爲康徳八年四月、本送炭機を廢して泰信第一坑々口より、六〇〇米東北の引込本線に面する地點に、第二選炭機の新設に着手するに至り、ピツキングベルト進炭速度一三・五米の、ジンマースクリン式二臺及精炭ホケツトの完成を見、同十一月には沈澱バツクを除く、水洗關係一切の設備を竣工するに至る。尙此外に積込場二箇所を有するが、その一は泰信第一坑より東部一、〇〇〇米に、第三坑が開坑された際引込本線迄、馬車運搬にて直積を行つたもの、その二は其の後東部露天掘が開始されるや、七年二月よりの出炭と相俟つて、本線より分岐線の引込敷設を完

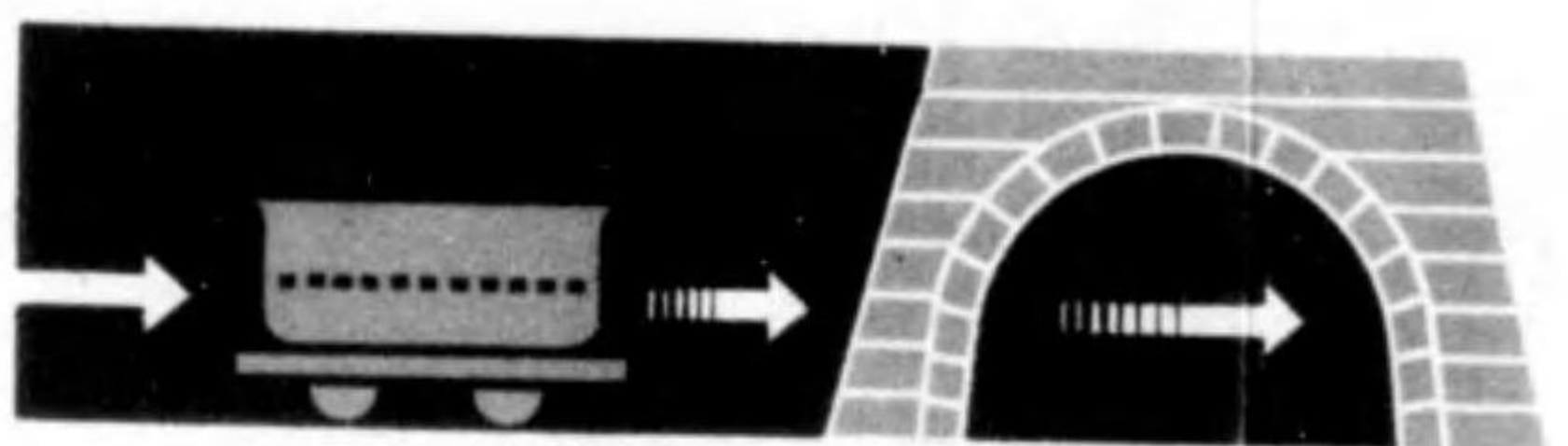
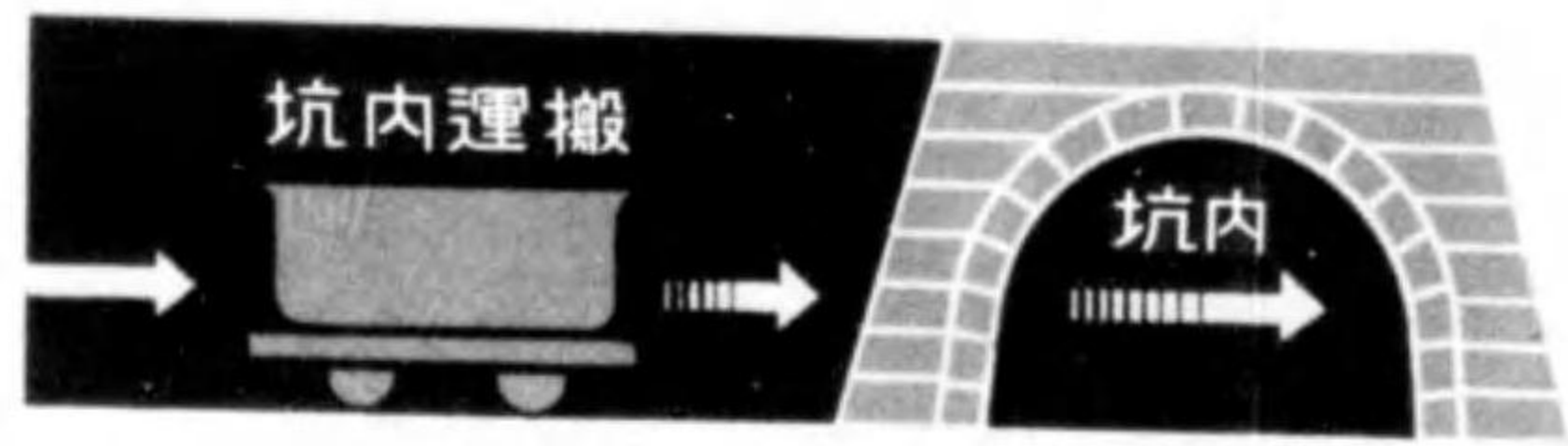
西安礦業所商品炭系統圖



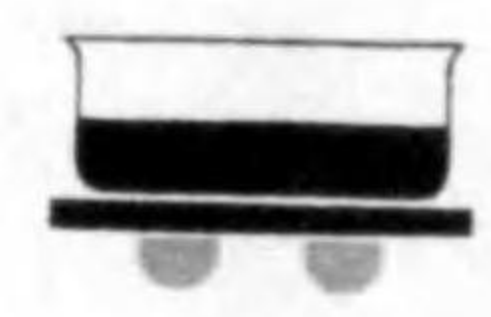
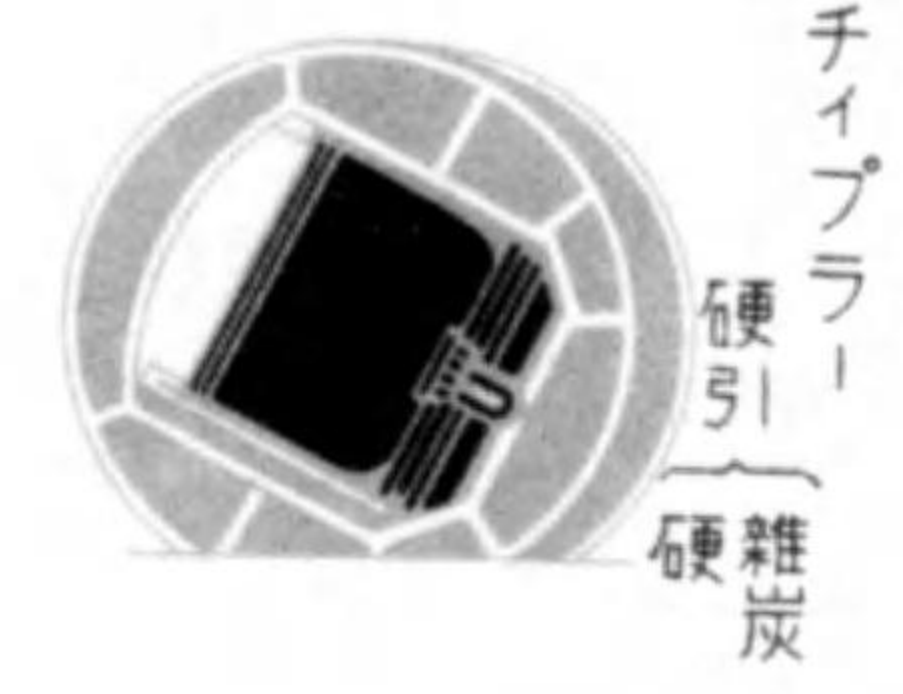
炭車歩増歩引

歩増歩引 %	炭車上縁ヨリ	
	大成富國鉄車	大成木車
+20	+16~+85	+16~+85
+10	+85~+10	+85~+10
±0	+10~-65	+10~-65
-10	-65~-14	-65~-14
-20	-14~-215	-14~-215
-30	-215~-29	-215~-29
-40	-29~-365	-29~-365
-50	-365~-44	-365~-44

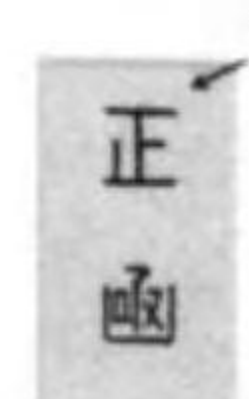
西安礦業所商品炭系統圖



坑外運搬



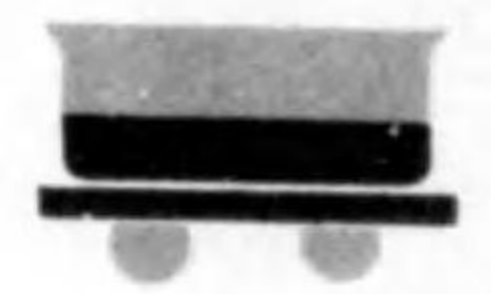
入高50%以下ナルトキ沒收ス



スクリーン(25耗目)

正函數及正産數

粉炭 - 25耗



炭質粗悪、硬炭、木片、土砂 混入50%以上雜炭トス



+50耗 硬

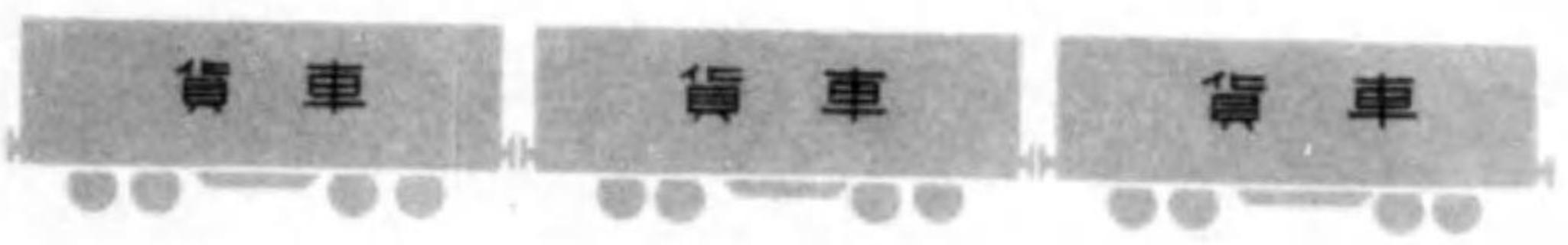
捨硬

充場

二號炭

雜炭

社用炭



炭車歩増歩引寸法表

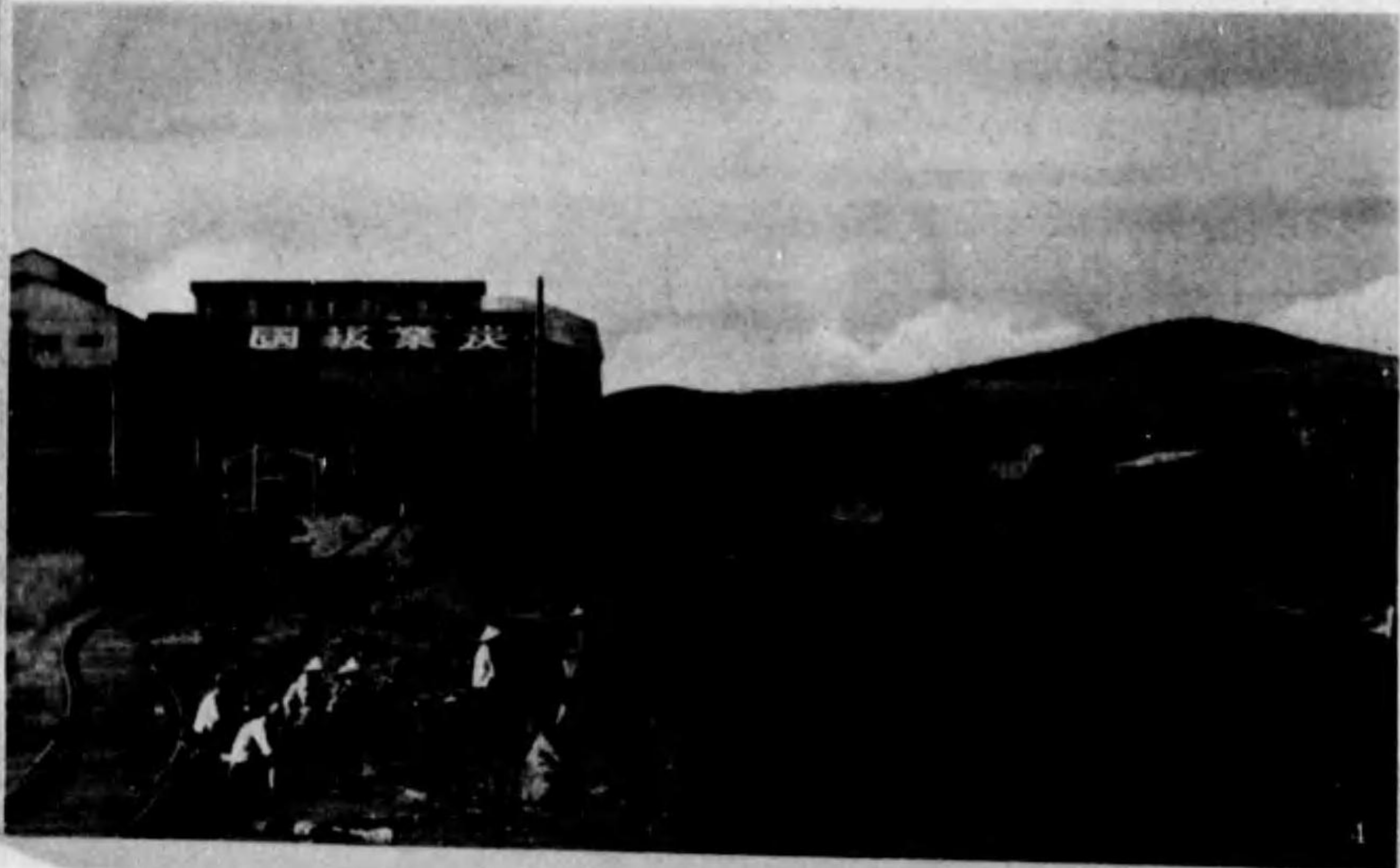
歩増歩引 %	炭車上縁ヨリ寸法(糧)			
	大成富國鉄車	大成木車	泰信木車	東城木車
+20	+16~+85	+16~+85	+15~+8	+15~+8
+10	+85~+10	+85~+1	+8~+1	+8~+1
±0	+10~-65	+1~-65	+1~-6	+1~-6
-10	-65~-14	-65~-14	-6~-13	-6~-13
-20	-14~-215	-14~-215	-13~-20	-13~-20
-30	-215~-29	-215~-29	-20~-27	-20~-27
-40	-29~-365	-29~-365	-27~-34	-27~-34
-50	-365~-44	-365~-44	-34~-41	-34~-41

運、馬車運搬にて直積を行つたもの、
 1937年7月1日の出炭と相俵つて、本線より分岐線の引込敷設完了

了し、第三坑捲揚機にて自走積込棧橋に至らしめ、切込炭として処理するに至つたものがそれである。

二、運輸

接收當時は西安驛より西方一軒の地點にて、滿鐵本線より炭礦専用引込線を分岐し、一坑直積場に至る五・七軒間が單線を以て敷設されて居たが、大同元年六月一坑選炭機の設置を見るや。積換、直積、入換等の各線を選炭機下に三五〇米の間敷設し、其後第二坑選炭機の増設と共に、二年十月には現在の大成三坑捲揚場裏に向つて、一坑線より現在の第一選炭機建物の中心地點を通じ、直線にて一、八〇〇米の延長工事を完成し、第二坑並に第三坑の炭を處理するに至つたのである。而して其の間鐵路總局の機關車によつて、選炭機に至る間の貨車の入換受渡を行つたが、積込場の擴張に伴つて同年十二月、現在使用中の小型C一〇六號、重量四五噸の獨逸製飽和タンク式機關車、一機を購入して炭礦専用入換作業に當り、後中央選炭



- 1 官商合辦時代の瀋海鐵路局運輸係事務所
(現在工場庶務係事務所)
- 2 瀋海鐵路局マーク
- 3 機關車(後方が小型C一〇六號機)
- 4 積込を終り發車を待つ

場(現第一選炭場)の計畫なるや、前記第二坑選炭機に至る敷設線の、移設を行ふ事となつて康徳三年六月、第一坑選炭機に至る前面五〇〇米の地點より分岐、直線にて中央選炭場に至る現存敷設線の完成を見、一方泰信方面は選炭機の設置と共に、選炭機下まで一、〇〇〇米離れた引込本線より、三年一月分岐線の敷設を行つたのである。尙地賣炭發送等の關係上二年一月には、一〇廬貨車五輛を總局より借用して公司の専用とし、又四年三月末迄は總局機關車に隨時、入換受渡等を委託して居たものを、同年四月より公司に於ては滿鐵より、大型機關車二輛、十廬貨車五輛を借用して、滿鐵本線と引込線との分岐點を、滿鐵と公司との受渡の基點と定め、貨車の受渡、入換等の運行に當るに至つたのである。而して同年十二月には中央選炭機用ヤード線が、八線迄敷設を完了した爲三坑選炭機用線路を、用品の積卸に利用する事となり、その延長を計つて用度専用線となす等、漸時輸送の發展するに従つて四年四月には、運輸係を設置するに至つたのである。更に

五年五月には滿鐵本線の分岐點に、長さ三〇〇米四線の受渡ヤードを完成するの他、振東公司地賣貯炭場引込線一線をも敷設し、現在第二選炭機附近には西安發電所引込線、並に八〇〇米東方の泰信第三坑、及露天掘炭の直積棧橋に至る分岐點があつて、運輸派出所及機關庫の設備をも有し滿鐵本線分岐受渡ヤードより用度の、材料庫に至る間は直線八、〇〇〇米に及び、然して全延長は實に三〇、〇〇〇米に垂々として居る。

機關車一覽表

年	月	型	番 號	運轉總重量	種 別	製造所	備 考
大同元年一月より康徳四年三月迄は總局機關車にて受渡をなす。							
康徳二年十二月		小型	C一〇六	四五噸	直和タンク	獨逸製	購入
"	四年四月	大型	至康徳八年五月				借用返還
"	四年五月	"	至" 八年十月				借用返還
"	六年八月	"	C五一四	一一七噸	直和タンダー	米國製	購入

六年十二月	"	C五二五	一一七	廬	"	"
八年三月	"	C二一八	六六	過熱	タンク	獨逸製
八年十月	"	C二一四	六六	廬	"	"

貨車一覽表

年 月	貨車容量	車數	備 考
康德二年一月	一	五	借用(四年九月返還)
" 四年四月	一	五	借用(四年九月返還)
" 四年十月	一	〇	購入
" 五年四月	一	二	購入
" 六年九月	一〇米、三・二米、二・八米	五	購入(客車)
" 八年四月 十二	一	九	購入
" 八年十月	一	三	購入(廢車)
" 八年十月	三	九	購入

軌條敷設一覽表

基 點	終 點	年 月	區 間	備 考
滿鐵本線分岐	大成一坑選炭機	民國二十年十二月	五、七〇〇米	接 軌(單線)
大成一坑	大成三坑選炭機	康德二年十月	一、八〇〇米	延長敷設(〃)
泰信分岐	泰信一坑選炭機	三年一月	一、〇〇〇米	新敷設
大成一坑前面五百米	大成三坑選炭機	三年十月	二、三〇〇米	移 設(大成二坑延長線撤廢)
中央選炭機	ヤ I F	四年十二月	四、〇〇〇米	敷 設(八線)
滿鐵本線分岐	受渡ヤ I F	五年十月	三〇〇米	" (四線)
泰信一坑分岐	泰信三坑	七年四月	一、〇〇〇米	"
第一選炭機	ヤ I F	七年八月	平均五〇〇米	移 設(六線)
泰信一坑分岐	發電所	七年十月	六〇〇米	敷 設
第二選炭機	ヤ I F	八年四月	平均五〇〇米	移 設(六線)

第四節 保安

炭礦に於ける保安の確保は最も重要にして、變災の勃發に至大の啓發を

受けた當礦業所は、坑内保安の徹底に不斷の努力を傾注し、通氣の改善、採炭並に充填法の研究、電氣機器の耐爆化電氣發破の普及、使用爆藥の選定等に細心の注意を拂つて、災害の絶滅に邁進を續けて居る。大體當礦業所の炭質は發火し易く、且つ舊坑時代の亂掘により大成、富國兩採炭所區域には、多數の舊自然發火箇所を數へ、別して上層炭は炭質脆弱にして、崩落後三箇月乃至四箇月後には發火し、併せて瓦斯の湧出多き爲之が豫防及措置に就いては、常に萬全を期して來たのである。即ち、拂跡の完全充填並に密閉によつて漏氣を防ぎ、溫度及濕度に十分の注意を拂ふと共に舊坑の整理を實施し、舊自然發火箇所に對しては、密閉及粘土注入等によつて之が消滅に努力し、又爆發瓦斯に對する豫防措置としては、坑内係員及發破手、發破方の全員に所定の瓦斯檢定燈——本多式瓦斯檢定用標準型——を携行せしめ、その他精密檢査用には理研瓦斯檢定器を使用し、炭塵の危険ある箇所には撒水、岩粉撒布の徹底を計り、入坑者の檢身、瓦斯停滯箇所

或はその虞ある箇所に於ける、導火線發破禁止の勵行は勿論のこと、専ら保安法規を遵守すると共に工人の、保安智識の向上に努力しつゝ、今日に至つたのである。

尙變災に對しては康徳元年十二月、事故報告規程及事故調査規程を制定し、事故調査委員會を設置して、之が未然防止對策は固より發生原因を究明、その責任の歸趨を明かならしめて、同種事故の發生防止に努めて來たが、滿炭の傘下炭礦となるに及んで、本社制定の保安規程に基き協力一致、保安の確保を期するに至つたのである。次に救護隊に就いて略述して置かう。

一、救護隊の編成

坑内の發展と共に救護隊編成の氣運が醸成され、康徳四年十二月西安煤礦救護隊を編成したが、同六年七月に於ける職制の改變により、各採炭所

別に大成救護隊、富國救護隊、泰信救護隊、東城救護隊が區分編成され、礦務課に救護隊本部を置いて各隊の統轄、隊員の指導及訓練に當つて居る。

現在の編成區分

救護隊本部—主任一名、係員二名、正隊員 五名、計 八名
 大成救護隊—隊長一名、分隊長三名、正隊員二九名、計三三名
 泰信救護隊—隊長一名、分隊長三名、正隊員二五名、計二九名
 東城救護隊—隊長一名、分隊長一名、正隊員一一名、計一三名
 富國救護隊—隊長一名、正隊員 九名、計一〇名
 準隊員—滿二〇歳以上滿五〇歳未滿にして、滿一箇年以上坑内實務に經驗ある全社員。

二、救命器及救護隊本部設備

救命器は川崎製ドレーゲル式改造四號型七五臺を保有し、救護隊本部の設備としては左記の外倉庫二棟及び泰信救命器室等がある。

- イ、講義及び組立検査室
- ロ、煙室
- ハ、酸素充填室
- ニ、空氣清淨器詰替室
- ホ、カナリヤ並に二十日鼠室
- ヘ、係員詰所

三、救護隊員の訓練

救護隊の使命 救護隊は坑内の變災就中自然發火、火災及び瓦斯、炭塵爆發の際の他、平常の時であつても酸素缺乏の箇所等、普通人の進入不能の箇所に救命器を着装進入し、人命の救助、探險又は應急作業を行ふ任

救護隊



務を有するもので、救護隊の活動の如何は人命を救助し、變災區域を僅少に止め得るか或は、收拾し得ない混亂状態におくかに係つて、誠にその使命は重且大といふ可きである。

西安礦業所救護隊員心得

- 一、救護隊員タルモノハ救護隊ノ有スル使命ヲ十分認識シ犠牲的精神ヲ以テ事ニ當ルヘシ
 - 二、救護隊員タルモノハ救命器ノ構造及原理ヲ熟知シ其ノ使用方法ニ習熟シ之レニ對スル自信ヲ必要トスルモノナレハ平素熱心ニ眞面目ニ練習ノ功ヲ積ムヘシ
 - 三、救護隊員タルモノハ如何ナル場合ニ遭遇スルトモ充分沉着冷靜ニシテ士氣ヲ旺盛ニシ輕舉盲動ヲ避クヘシ
 - 四、平常健康ニ注意シ常ニ出動準備ヲ整ヘオクヘシ
- 救護隊員の養成 救護隊本部に於ては規程に従ひ、學科及び實科に就き

養成を行つて居るが、康德四年十月養成開始以來現在に至る、養成終了合格者は一七一一名に及び、その演習は實態を假想しての坑内演習、救助演習及煙室演習を行ひ、救命器の着裝時間を一時間半と定めて居る。

出勤 今日迄に數多くの出勤を見て來たが、何れも隊員各員の旺盛な精神力によつて、完全にその重大使命を遂行し、尙その進入時間は一時間を原則として、救護隊員の進入に對する絶對安全を期して居る。

第二章 附屬施設

第一節 製修工場

礦業所に於ける製修工場は主として、各作業に要する諸機械の補修、部分品の製作を行ふものにして、康德五年迄は現在の中央工場一箇所のみで、工作し來つた處その後の各採炭所の進展に伴ひ、採炭所自體にも小規模の修理工場を、設置して小補修作業を行ふに至つたが、茲に述べる製修工場とは中央工場のみを謂ひ、康德二年迄機械工場一箇所にて之に當り、同三年以降に於て工事課より分離した、木工場をも包含するに至つたものである。

一、機械工場

大同元年（昭和七年）十一月現在の場所に、新築した際は建坪も一、〇〇〇



康徳二、三年頃の機械工場全景

平方米にして、工作機械類（後掲一覽表参照）も微々たるものであつたが、逐年出炭量の増加するに従つて、製修作業も亦繁忙を極めるに至り、逐次工作機械の増設を行ふと共に、他方建物も漸時増、改築を施し現在總建坪四、一〇〇平方米に及ぶに至る。

而して現在の補修作業の程度は、鑄鋼品を除くその他殆んど當工場に於て施工可能にして製作に就いても、左記種類のもの等が可能である。

一、捲揚機械（百馬力以下）但し電動機及同附属品を除く、

一、唧筒類

タービンポンプ（三段迄）但し電動機を除く

ブランチャード式 ウォシントン式

一、炭車類 一廂鐵製 半廂木製

一、フランチ類（三時—十時）

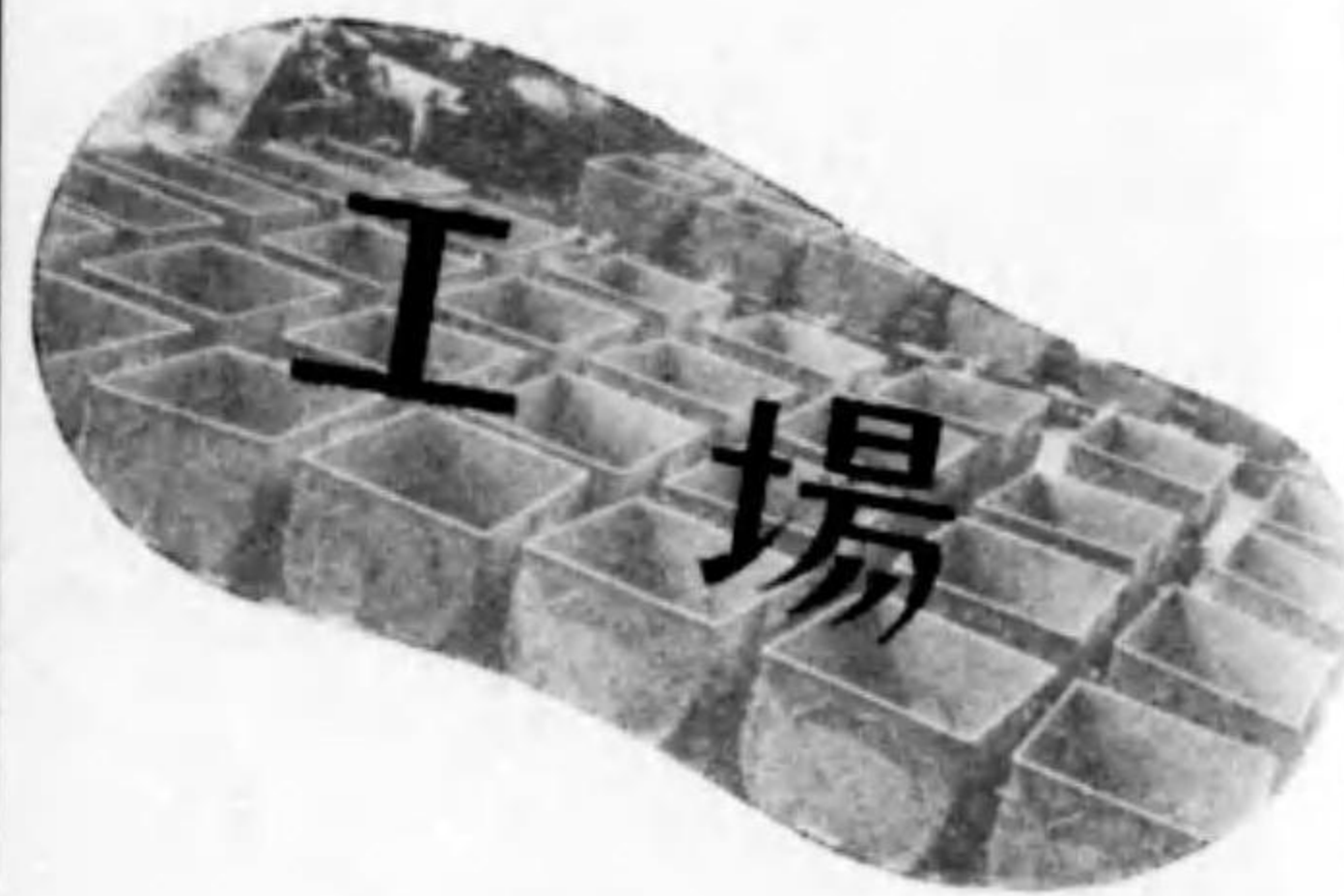
一、風管 （大、小）

一、チルド車輪（十二吋）

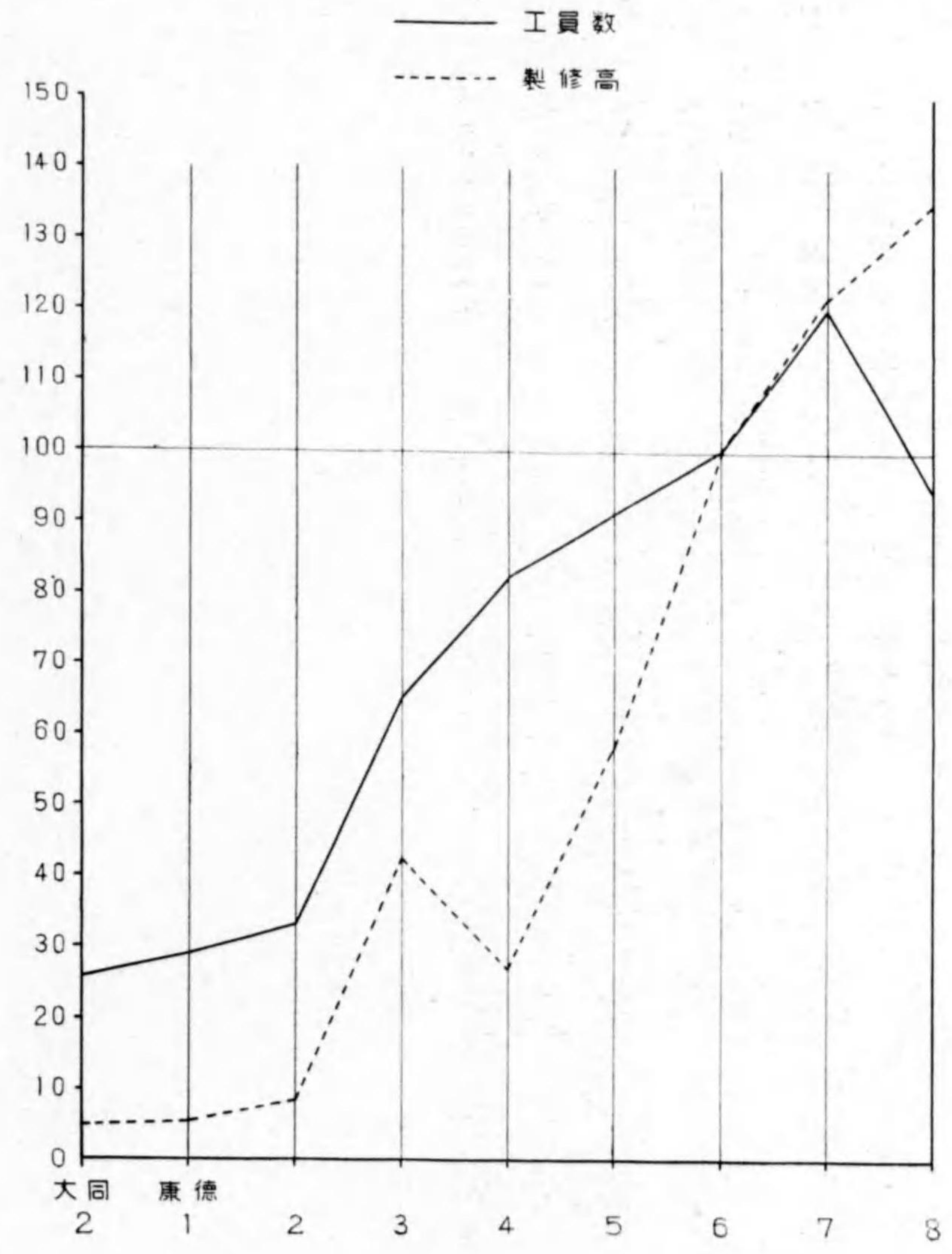
右の外各種小修理品等をも合して、年額〇〇萬圓に及ぶ製修高の作業を爲し得る設備を有し、大同二年より康徳八年迄の年度別製修高、及勞務人員（滿人傭員常役方）の趨勢は後掲の通りである。

二、木工場

康徳三年度より中央工場の所屬となつて、土建工事、木工補修及家具、什器等の製修に當つて來たが、同八年一月より土建部は工事課に移管し、現在は専ら炭車、道中車、及什器の作製に當り八年度より、機械工場の中



年度別工場製修高及工員就業人員(平均)指數



の一職場として包含さるゝに至る。

年度別工場機器増設一覽表

機器種別	大元年度(當時)		大同二年度		康德元年度		康德二年度		康德三年度		康德四年度		康德五年度		備考
	形状寸法	臺	形状寸法	臺	形状寸法	臺	形状寸法	臺	形状寸法	臺	形状寸法	臺	形状寸法	臺	
旋盤	八呎・六呎	三	一〇呎	一	一二呎	一	一二呎・八呎	二	八呎・六呎	二			一二呎	一	五年度以後に於ては、機器上の増設の目的を、硬度試験機、變壓機等を新設す。
正面旋盤	六呎	一							徑四呎	一			六呎	一	
木工旋盤	二〇吋	二	二四吋	一	二〇吋	一			二〇吋	一					
ボイルパン	三呎	一					三呎	一							
捻子切機	三呎	一													
ブレッシングマシン	三呎×六呎	一							三呎×五呎×八呎	一					
セイビングマシン	一〇吋	一	一六吋	一			一六吋	二							
グラインダー	八・五吋	一	六吋	一			八吋	一							
金切鋸機	八・五吋	一													
送風機	三〇吋	一													
丸鋸機							四呎	一							
帶鋸機							一八吋	一							
木工ホイルパン							大型	一	小型	一					
日立立機															
スロツチングマシン															
ミリングマシン															
ホツピングマシン															

第二節 電力施設

電氣熔接器																
スチームハンマー																
エヤーコンプレッサー																
ベンチクラインダー																
ツールクラインダー																
タールレットリース																
ルーツフロワイ																
ラチアルドリ																
プレートシャリクマシン																
ポンチングマシン																
吊下横切丸鋸																
糸鋸機																
ボイリングマシン																
木工鉋機																
フレックス																
萬能木工機械																
電動機																

ラーロゲンヂンベ、機鋸製、機鋸切動自斯瓦、ソレクブチ、トスキホーリ

一、概要

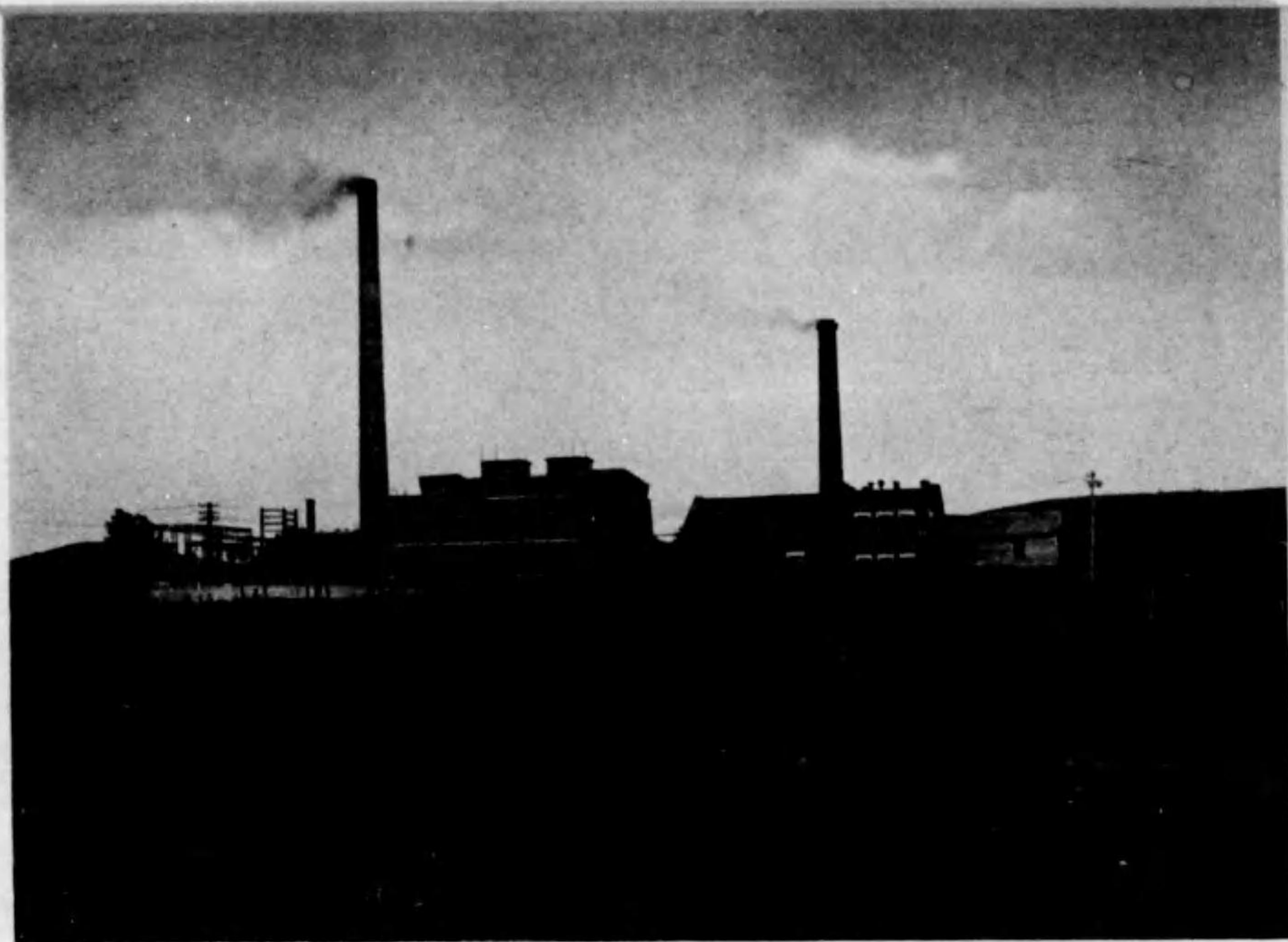
康徳元年（昭和九年）十一月東方電業股份有限公司によつて、西安電氣公司を買収されるや當礦に於ても、新公司より買電することゝなつたが、逐次擴張される採掘區域、採掘の機械化、坑内排水の増加は、相俟つて電力の不足を告げるに至り、同二年四月當礦と東方電業公司との、合資によつて一、四〇〇キロワット發電機を完成、西安發電所を創設して從來の三六八キロワット發電機を、豫備とするに至つたのである。同發電所は同年十月四日附西安煤礦公司（總辦河本大作氏）、滿洲電業股份有限公司（康徳元年十一月設立、資本金九千萬圓、董事長吉田豊彦氏）、及東方電業股份有限公司（總理吳家蘇氏）との間に締結せられた、左記内容（摘記）の『西安發電所建設並經營ニ關スル契約書』に依つて、當礦と電業との折半貸付による建設が、促進されると共に同日附を以て當礦と、東方電業とは電力需給契約を締結

し、供給電力の最大限を一、〇〇〇キロワット、電力料金を一キロワット時に付、貳錢壹厘と決定するに至つたのである。

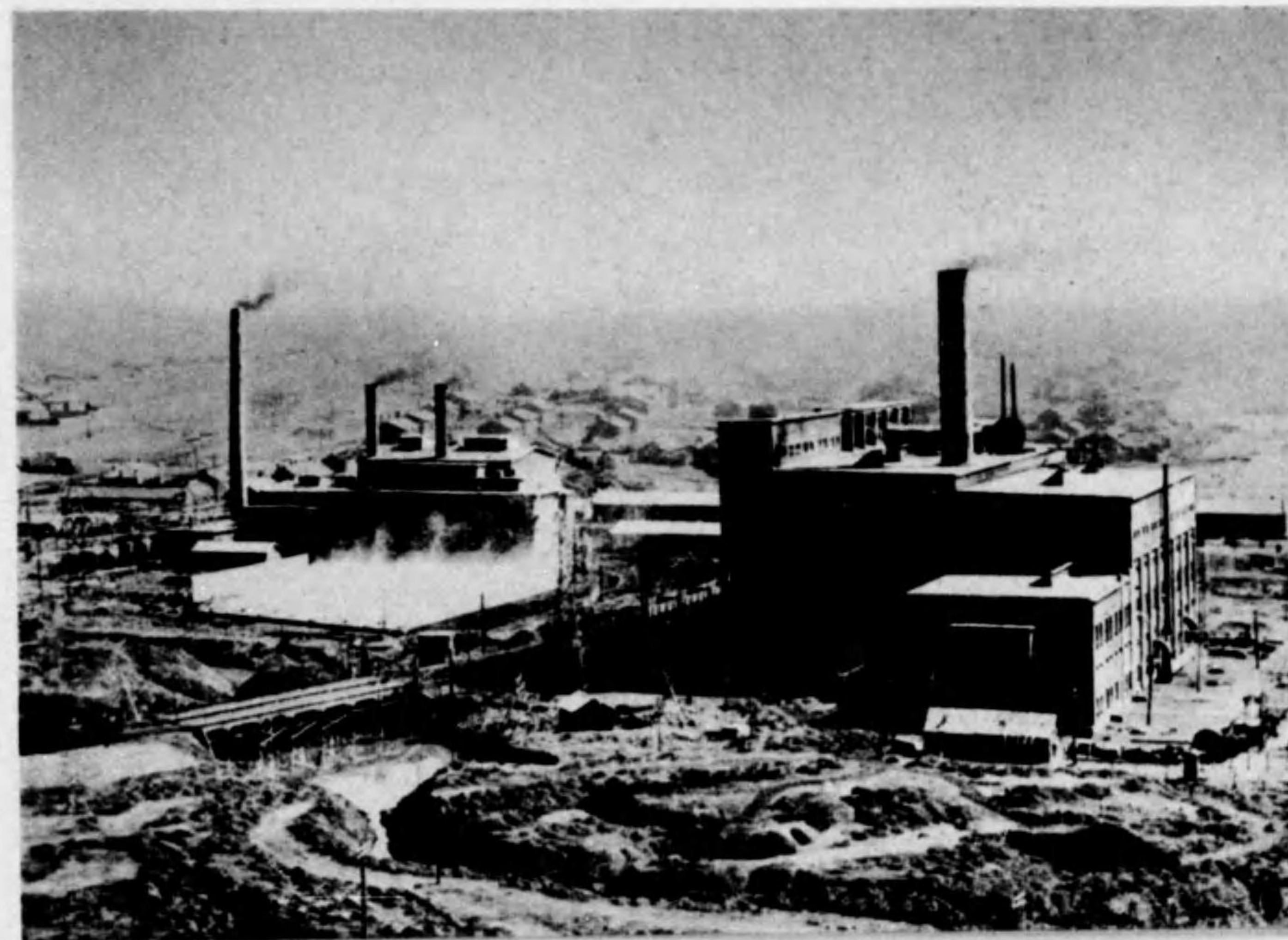
『西安發電所建設並經營ニ關スル契約書』摘記

- 一、西安發電所ハ炭礦及東電ニ對シ其ノ所要電力ヲ供給スルヲ目的トス
- 二、炭礦及電業ハ東電ニ對シ西安發電所ノ建設ニ要スル費用ヲ折半貸付ケルモノトス但シ右貸付金ニ對スル金利ハ年六分トス
- 三、西安發電所ノ従業員中技術主腦者ハ電業側ヨリ事務主腦者ハ炭礦側ヨリ選出スルモノトス
- 四、西安發電所ハ其發電用トシテ炭礦產出ノ雜炭ヲ使用スルモノトス

爾來加速度的に増加する需要電力に對處して、三年十二月には出力四、二〇〇キロワット發電機一臺を、増設すると同時に供給電力の最大限を、二、〇〇〇キロワット、一キロワット時に付き貳錢と改めたのである。而して越えて四年四月には、滿洲に於ける電業の統一により、東方電業公司是滿洲電業株式會社（舊名滿洲電業股份有限公司）に買収されて炭礦、東電間の



右 舊西安發電所 左 四二、〇〇キロワット設備時代の發電所



現在の發電所

一切の契約を電業に於て引継ぎ、五年六月三十日附を以て新に電業との間に『西安發電所經營ニ關スル協定書』を取交し、當礦が西安發電所に出資した金額は、未收利息と共に電業より支拂はれ、茲に合資發電事業は解消するに至り、爾來電業に於ては着々と建設工程を進め、現在〇〇キロワットの發電容量を有するに至つたのである。

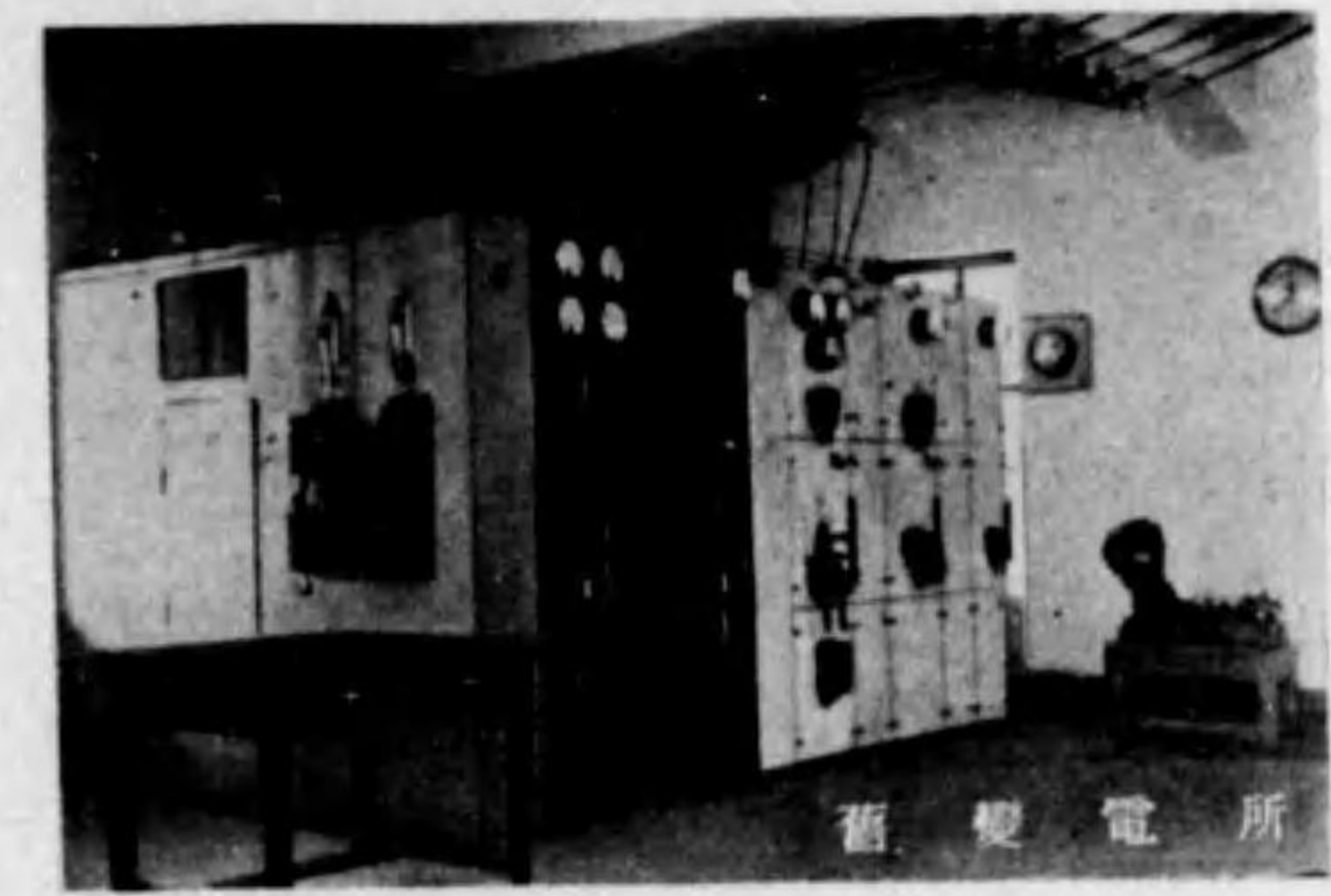
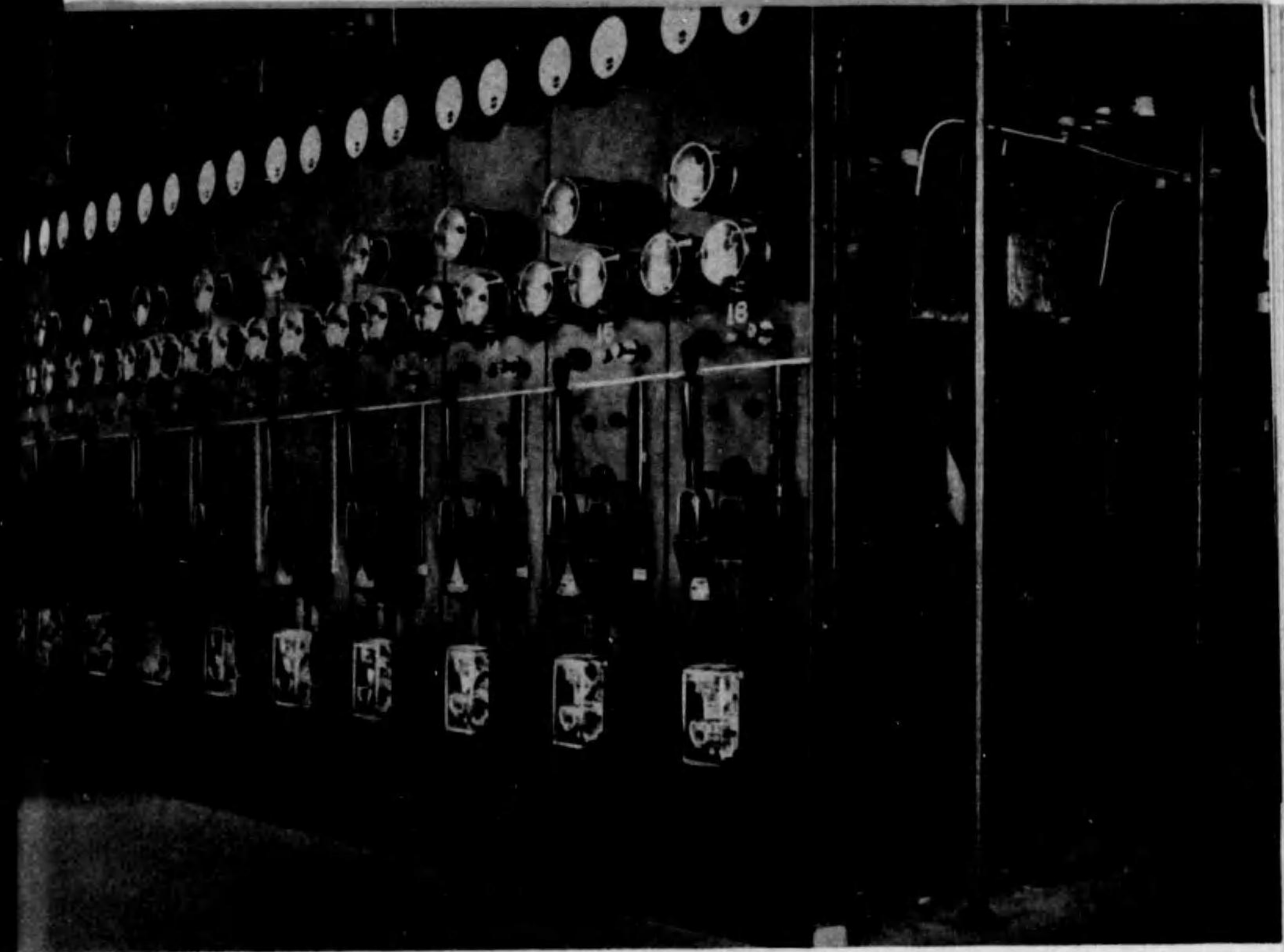
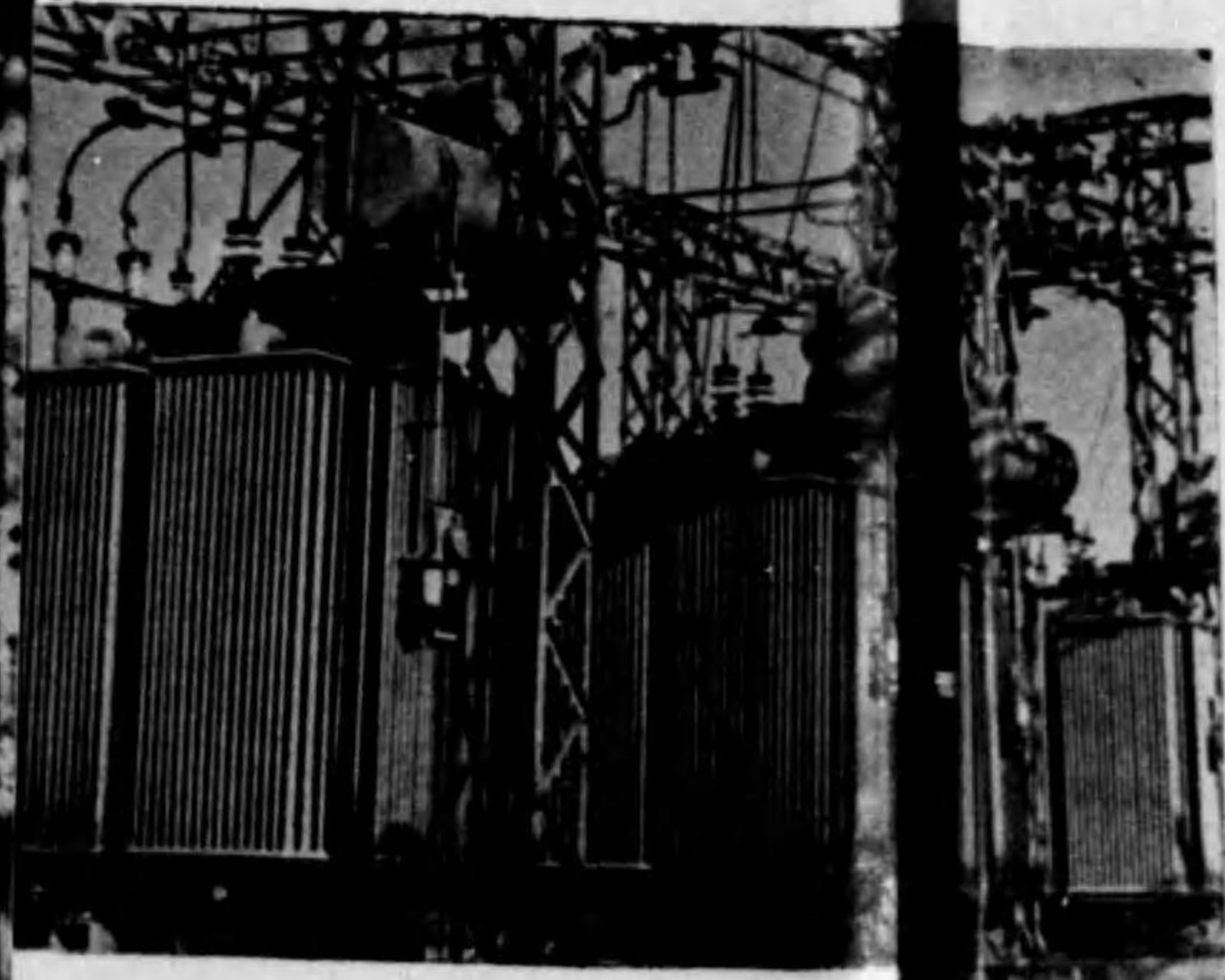
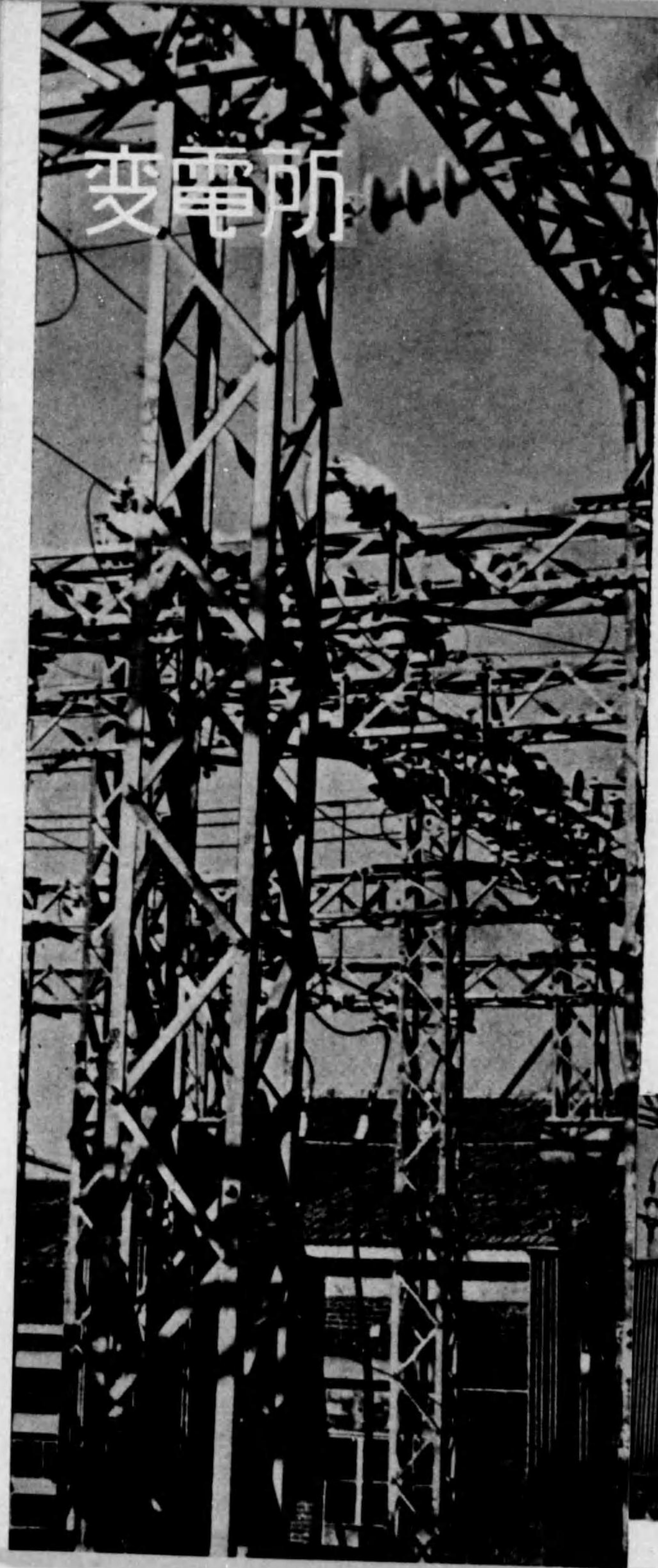
(参考) 適當使用電力量(キロワット時)

康徳二年	二・〇	三年	三・八
四年	五・八	五年	一〇・二
六年	一五・四	七年	二〇・〇
八年	二一・〇		

二、送配電並に變電

當礦の送電線は東方電業公司による、西安電氣公司の買收と同時に受電所を、負荷の中心であつた機械工場の階上に設置して、亘長三・五軒より成

変電所



舊變電所

る送電線の建設に始まり、その導線は當初の一回線から保安上、第一種絶縁電線に變更され更に、負荷の急増によつて康徳二年十一月、第二種絶縁電線一・八耗一九本燃二回線が建設されたが、坑内の擴張、機器の電化等によつて送電線の容量に、不安を生ずるに至つて三年八月、二・六耗三七本燃二回線に改められたのである。而して四年には泰信採炭所、五年には東城區域の開発が進められ、六年には社宅の増加と共に上水道の計畫が成つて、龍首山南方水源地へ亘長二・四耗の普通高壓送電線を、完成する等需要電力の激増により、富國、東城に於ては電壓降下甚しく、昇壓器の設置も尖頭時には效なく、機器の運輸に支障を來したるため、茲に特高送電線の計畫が進められるに至り、資材難を克復して七年七月工事に着手、八年八月亘長二〇耗に及ぶ二〇K・V環狀送電線、變電所四箇所、主要開閉所二箇所より成る送電系を完成するに至つたのである。

即ち送電線は環狀線、連城線、泰信線の完成を見、變電所の設備として

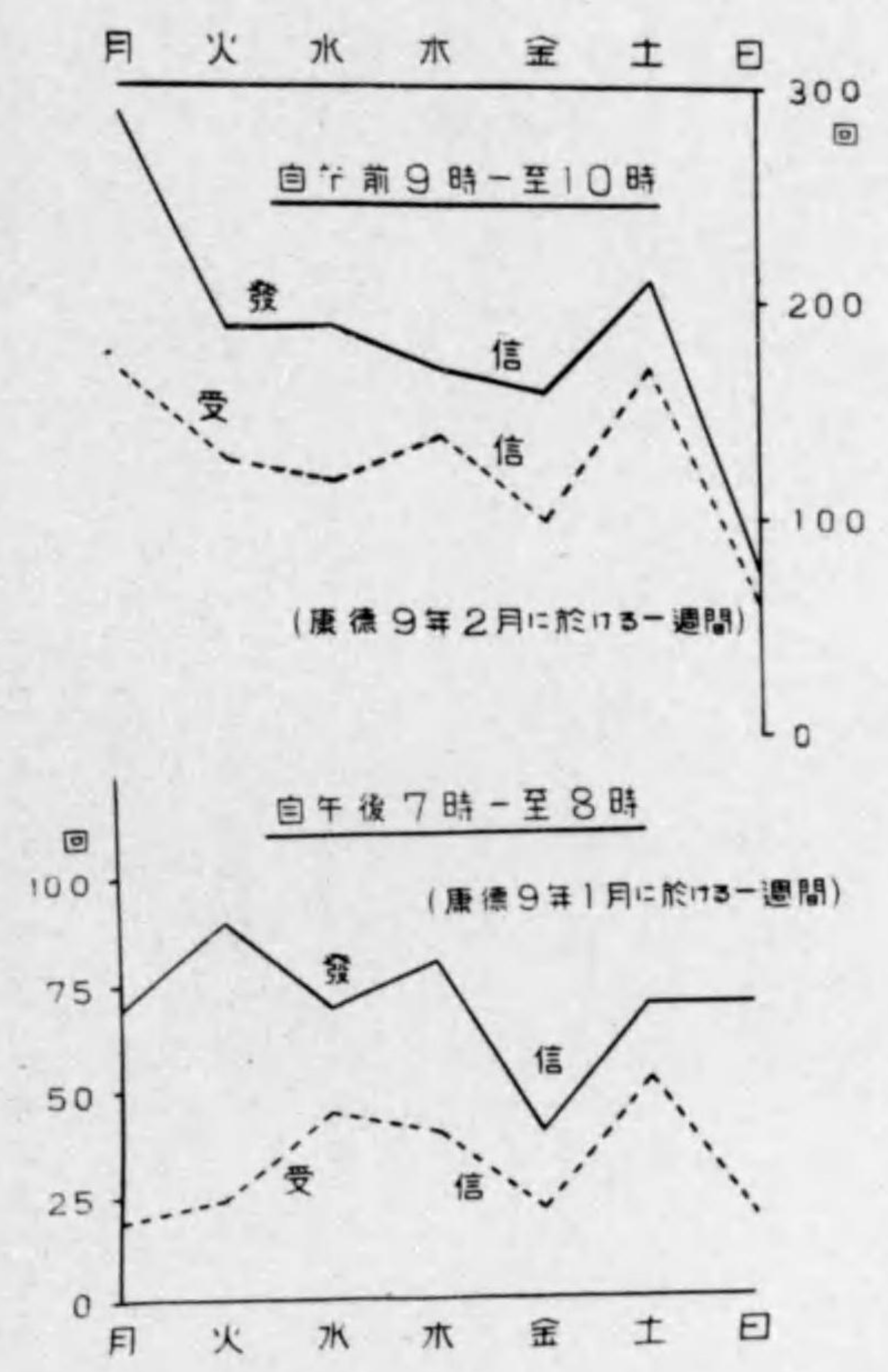
は、連城變電所が一K・Vにて受電せる電力を、遞昇變壓器により二〇K・Vに遞昇せしめて環狀線に供給し、又三K・Vに遞降せしめて泰信線に供給して居るが、他の變電所は何れも遞降變電所にして、現在當礦業所の使用し得る容量は、〇〇K・V・A・日産〇〇噸に應じ得るものである。

三、私設電話設備

當礦に於ける専用電話は民國二十年三月、官商合辦西安煤礦公司が作業の連絡用として設置した、五〇回線磁石式交換機（中國電機製、局線八、私線四二）を接收し、公司事務所新築以來康徳二年末迄は、現保衛係室の一部に之を設置使用して居たが、作業區域の擴張に従ひ同年十二月、電話交換室（現中繼臺設置室）を設けると共に、一〇〇回線磁石式單式交換機（日本電機製）を、購入設置するに至つたのである。

然るに事業の急激なる進展は更にその増設を必要とし、舊五〇回線交換

機をも併用して通話の緩和を計つたが、増産計畫も着々進捗するに當り、通信網の擴充、通話能率の増加等の目的の下に、自働式交換機設置の計畫が進められ、五年四月對自働中繼臺の増設となり、六年八月には全く磁石式は姿を消すに至つたのである。更に七年には交換機の容量増加の爲め線路及機器を増設し、



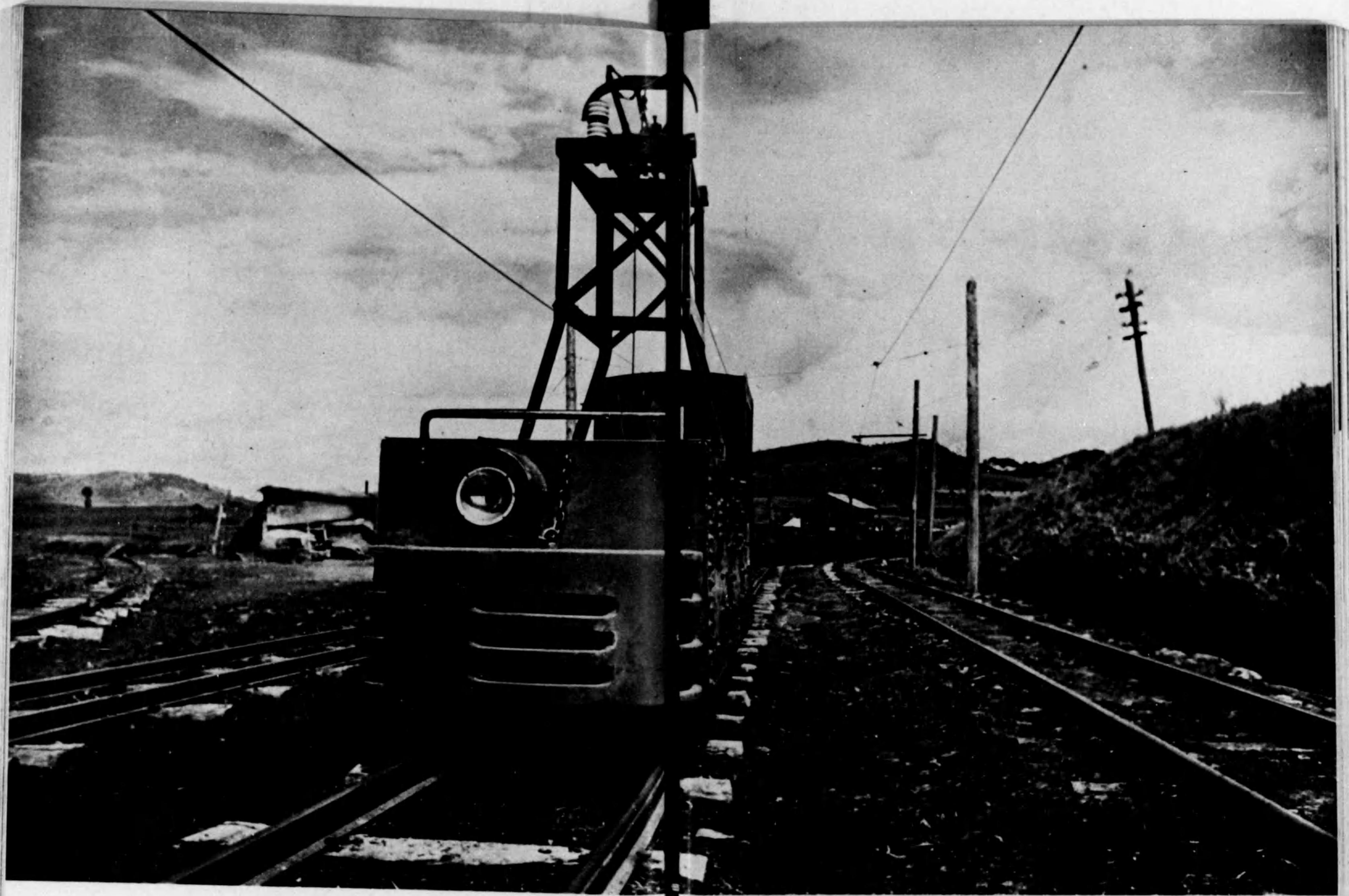
尙自働交換機の設置に當つては、交換室に連接する機械室及電池室を増築、現在は實装三〇〇回線の設備を有するに至る。而して現在局線六回

線に對する、中繼臺の發受信回数は圖示の如く、又全通話使用回数は最繁時自午前九時至一〇時の、最近一〇日間平均七〇〇乃至七五〇回、夜間自午後七時至八時の平均一二〇乃至一五〇回の、發受信を示すに至つたのである。

四、電鐵施設

イ、富國電車線

當礦業所の電氣鐵道施設の濫觴は、康徳三年二月直流單線吊架式電鐵の敷設に伴ひ、容量二〇〇キロワット、電壓五五〇ボルト電動發電機一臺据付けの變流所を設置し、日立製六極電氣機關車を運轉するに至つたものであつて、各坑口の開發に従つて順次軌條の、延長敷設及機關車の増加を計り、六年十一月には富國一坑に二〇〇キロワット電動發電機一臺の、變流所の増設を見るに至つたのである。



○電氣機關車の増加状況

康徳三年	二月	日立製六廄	三臺
"	十月	日立製四廄	三臺
"	五年十一月	日立製六廄	一臺
"	六年十一月	日本輸送製六廄	三臺

○軌條の増加状況

康徳三年	二月	大成三坑、舊選炭機間
"	九月	大成三坑、富國一坑間
"	五年八月	富國一坑、中央選炭機間複線
"	九月	大成四坑
"	七年三月	富國一坑、二坑間
"	七月	富國三坑二斜坑

富國電車概要一覽表

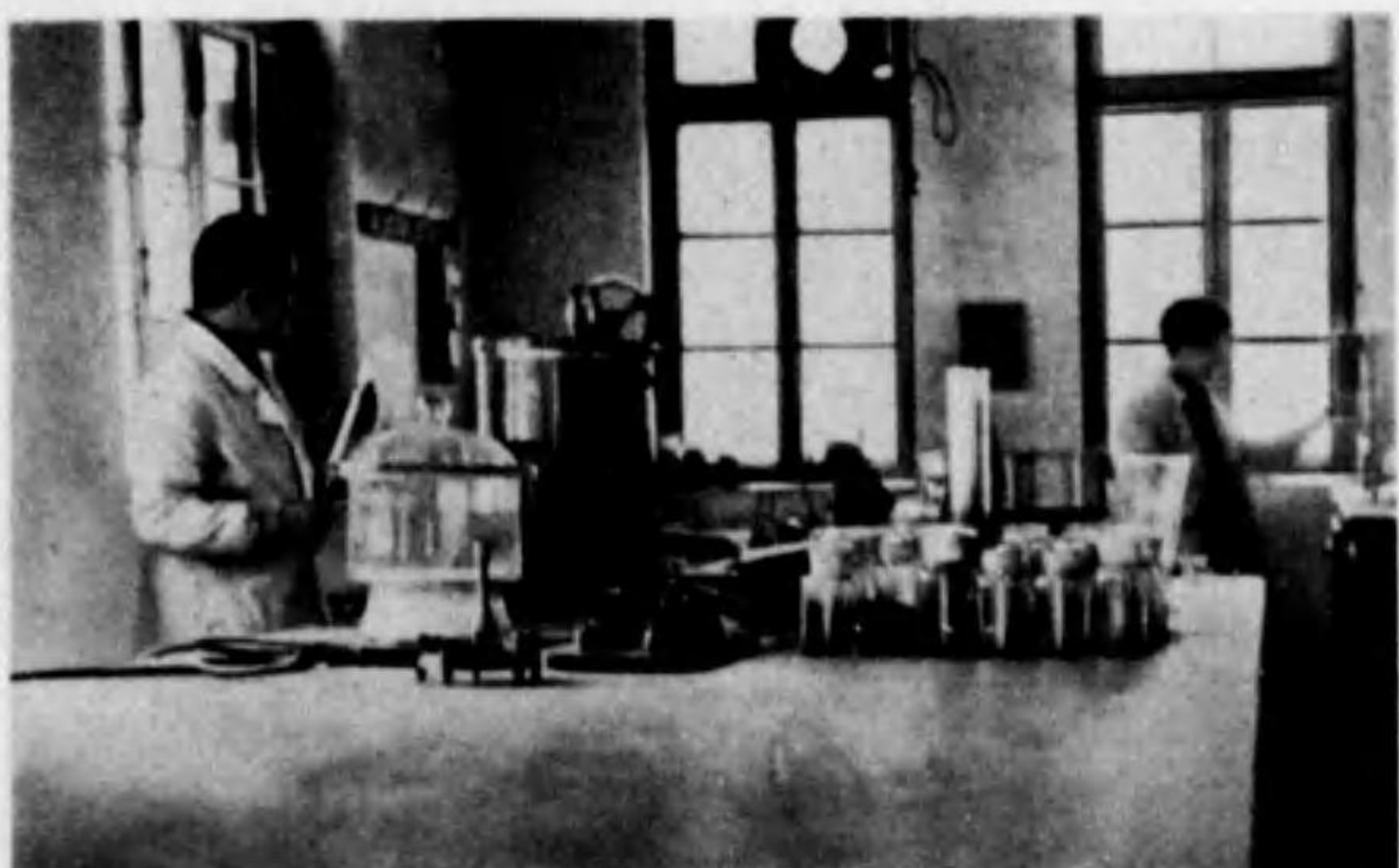
年別種別	消費電力量 (キロワット)	走行軒數	故障回數
康徳三年	三二、五六〇	三三、六七四	二八
"	四〇、八七二	四二、五四四	六三
"	四八、九四〇	五四、六八〇	五九
"	五九、六三〇	五九、七六四	七八
"	六二、八一八	九八、六七八	二三六
"	六四、五七〇	一二六、八二〇	八五三

□、東城電車線

東城採炭所の開設當時に於ては、坑外運搬を馬車鐵道によつて行つて居たが、出炭も漸次増加するに及んで康徳八年一月より、東城—第二選炭機間に直流五五〇ボルト張線式複線軌道の工事に着手し、同時に東城採炭所事務所附近に設置の變流所に、容量三〇〇キロワット、五五〇ボルトの回轉變流機一臺、及豫備として容量七五キロワット、五五〇ボルトの電動發電機一臺を据付け、十二月線路の完成を見ると同時に、日本輸送製八廄電

氣機關車二臺を運轉するに至る。

第三節 分析室



操炭課分析室

當礦業所の分析室は康徳六年(昭和十四年)四月、建築の完成を見て分析機具の入荷と同時に、翌七年八月より作業を開始したものであつて、坑所より搬入された原炭を選炭篩により、塊炭(二五耗以上)と粉炭とに分離し、塊炭、粉炭、切込炭等の商品炭中に於ける二號炭、硬炭の混入割合、及びその化學的因果關係を調査分析の結果、商品炭の品位向上を計るの目的を以て、日々品質の分析を明瞭ならしめ、之を選炭作業箇所に報告して、選炭作

業の完遂に協力し來つたのである。

當分析室の分析法は日本標準規格による、石炭工業分析法に依つて之を行ひ、その設備は石炭工業分析可能の範囲内に於て完備し、濕分、水分、灰分、揮發分(粘結性)、固定炭素、發熱量(カロリー)をも分析するの他、水洗機關係の浮沈試験及篩別試験等をも行つて居るが、日常簡單に大體の品質及價值を知るためには、作業分析より試験項目を變更して居る。

尙礦業所に於て二號炭と稱するもの、灰分は四〇%内外、硬炭は六〇%—八〇%であつて、滿洲國に於ける西安炭價格決定の許容灰分含有量は次の通である。

塊炭	一三%—一六%
粉炭	一九%—二四%
切込炭	一七%—二二%
〃 (直積)	一九%—二四%

第三章 勞働事情

本章に於て勞働事情と稱するは、西安礦業所に於て勞働に従事する、滿支人勞働者(工人)一般に關する事情である。

大體當礦の接收當初は亂掘跡の整理、新規開發の計畫、販路の擴張、資金難の打開等に寧日なく、加ふるに匪賊に對する應接にも、遑なき程であつた爲勞働者に對する關心等も、餘り深いものはなかつたのであるが、之は寧ろ勞せずして勞働者が集り、今日の如くその獲得に絶大の努力と、關心とを要しなかつた爲必然的に、勞務問題を餘り重要視しなかつた譯である。大同二年總務課の一係として勞務係が誕生し、同年四月に工人募集規程が制定されて、之を遠地募集(安東、營口、錦州等)、沿線募集(海龍、山城鎮、鐵嶺、開原、撫順等)、礦所募集(西安縣内及隣接縣)に分けたが所要工

人數は、把頭の簡単な募集工作によつて獲得出來た爲、事業には何等不安もなかつたのである。然し炭礦經營の根本である勞働力に對し、全然放任状態にあつたのではなく、同じく大同二年四月には常備工扶助規程を制定實施し、康徳元年度にかけては工人賣店、工人宿舍一四棟(收容人員一、〇八〇名)、工人浴場、工人病院(舊公司事務所)等を設置するの他、勞務研究會を設けて勞務管理の全きを、期した事等は第二編に既述したところで、其後漸時勞務問題への關心も高まり、二年度に於ける國內募集人員は一、七四九人(遠地募集二三五人、一人當募集費一〇四七二錢、沿線及礦所一、五一四人、一人當二四九〇錢)を數へ、三年には接收以來建築した工人宿舍は、五一棟(六年には一躍計一八二棟を算す)に及んだのである。尙現在實施中の戸籍に代る全指指紋の採取法は、三年一月に改正實施されるに至つたものであるが、當礦に於ては既に大同元年以來、一指のみの指紋採取法を採用して居たのである。

而して國外募集の實施は五箇年計畫實施の、四年度以降のものであつて同年十二月十四日には、勅令第四五六號を以て滿洲勞工協會が誕生し、五年十二月労働統制法實施の勅令、六年一月同法施行規則及十本指指紋登録實施に關する民政部令、同五月労働者雇入並に使用に關する、全國協定の民政部令等が實施され、漸く勞務部門は複雑多岐に亘り、確固たる計畫性を必要とするに至つたのである。茲に於て豫てから銳意陣容整備中の勞務係は、六年六月を以て勞務課に擴大強化され、爾來統制強化の進度に従ひ七年度に於ける、陣容の再整備を経て今日に至つたもので、勞工協會の勞務興國會への組織轉換と相俟つて、勞務部門強化の重要性も愈々加重されその合法的活躍が期待されるのである。

今茲にその現状を概括的に記述して見ようと思ふが、先づ頗る複雑な素質の持主である滿支人を、所謂坑夫として稼働せしめて居る關係上、その素質が如何なるものであるかを覗いて置かう。

1. 勤勉ではあるが常に監督がなければ勤勉とは言へず、人前だけ働いて見せるといふ傾向が多い。
2. 従順さは持つて居るが、言はれた事をその通りやると言ふだけで、創意を働かす事は稀である。
3. 職名の變更等を非常に嫌ふ、例へば掘進から採炭へ廻す場合、本人の収入がよくなるにも不拘之を喜ばない——これは掘進夫は採炭夫などの仕事を、下位のものであると考へて居るためである。
4. 一般に向上心(貯蓄、生活の向上、上級技術の習得等)に缺けてゐる——これは食べるだけあればよいといふ、傳統的歴史から生まれた國民性と思はれる。
5. 教養の程度が低く、文字を解す者が少ない。
6. 一般に平氣で嘘言を弄し且つ盜癖がある。
7. 概して出稼根性で歸郷を望む者が多い。

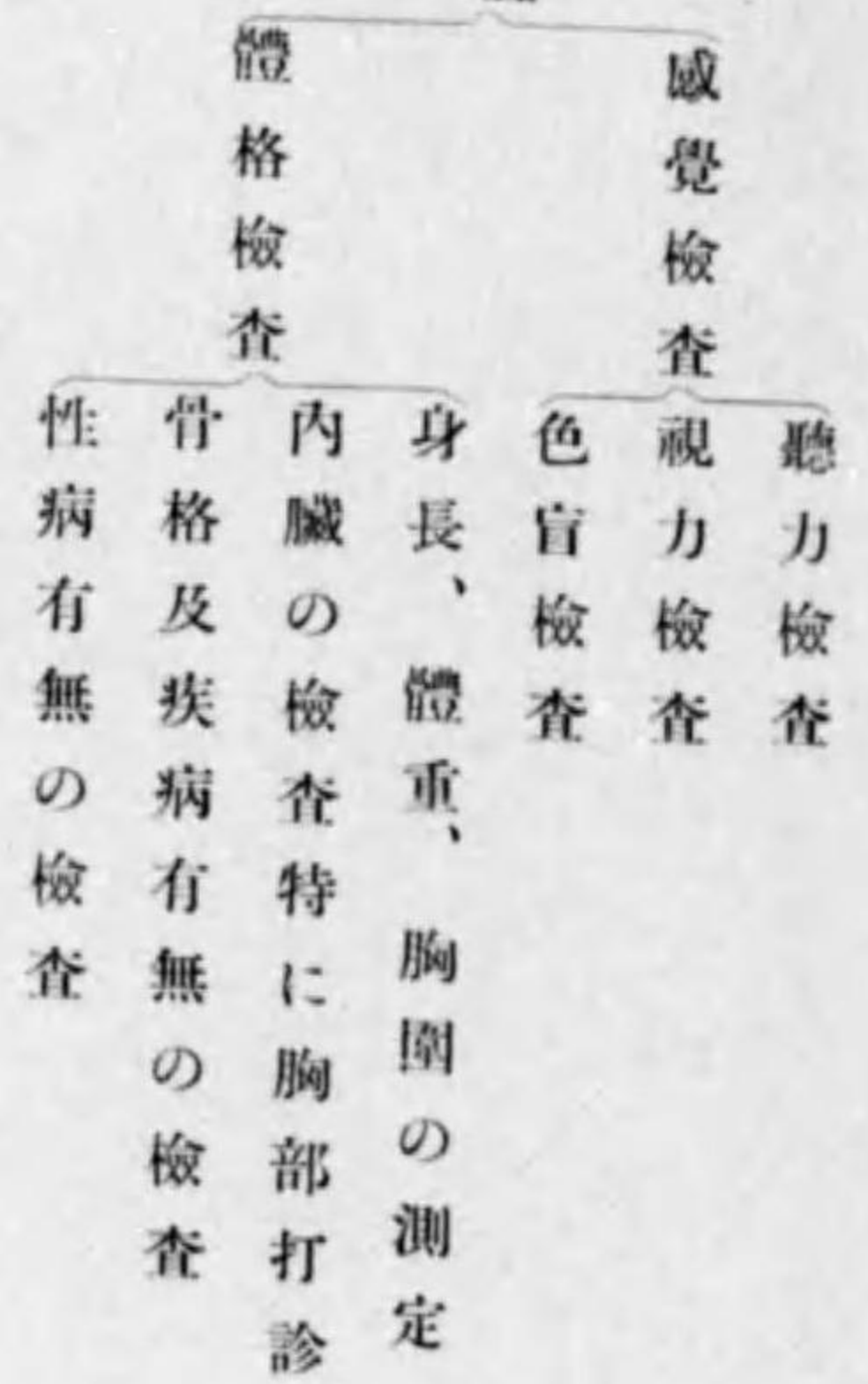
第一節 勞務者狀態

一、採 解

礦業所が直接管理使役してゐる工人は、傭員、常役工（常役方、常役夫）であつて會社に於ては、之等に直轄把頭を加へて在籍従事員、請負工、臨時工を籍外従事員、兩者を合して社員外従事員と稱して居るが、その移動は實に夥しく常に新工人の、採用によつて退散者の補充をして、行かなければならないのである。新工人を採用する場合は經營の合理化、生産關係の適正及雇傭關係の公正を期するため、會社所定の規程に依つて身體検査適性検査及指紋鑑定を行ひ之等の條件に、合格した者を採用するのを原則として居る。

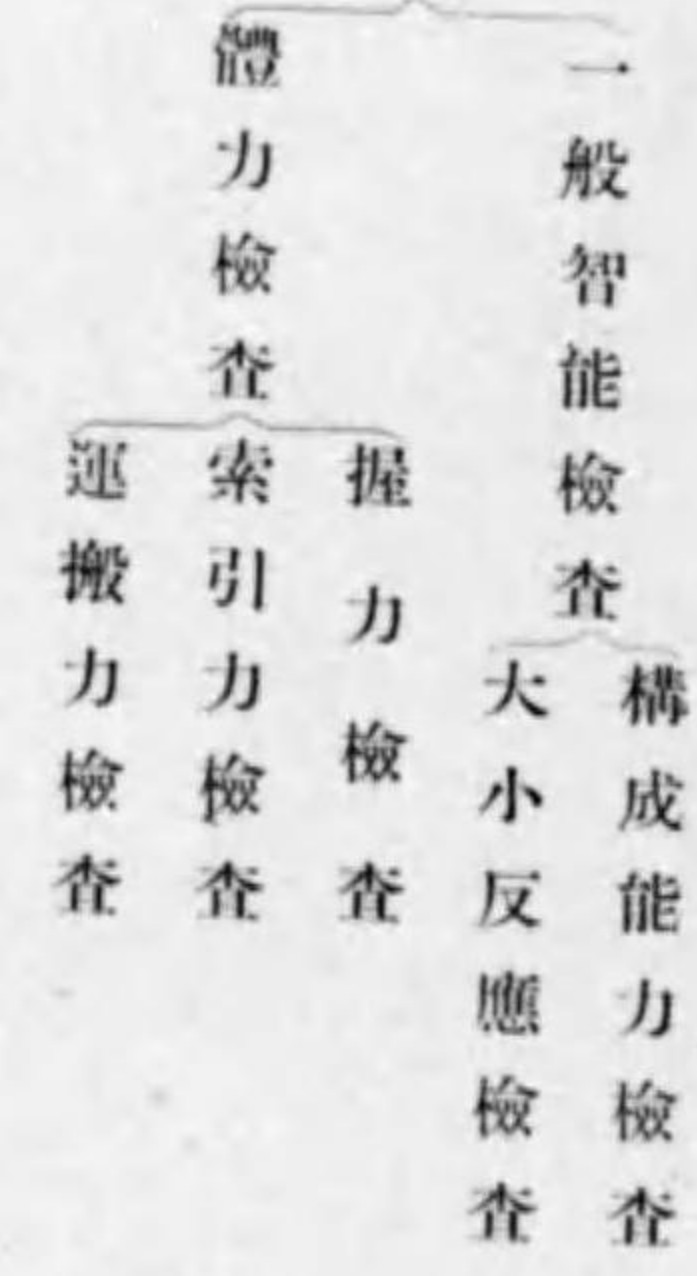
而して身體検査は専門醫及滿人助手が、擔當して左記各種の検査を行ひ

身體検査

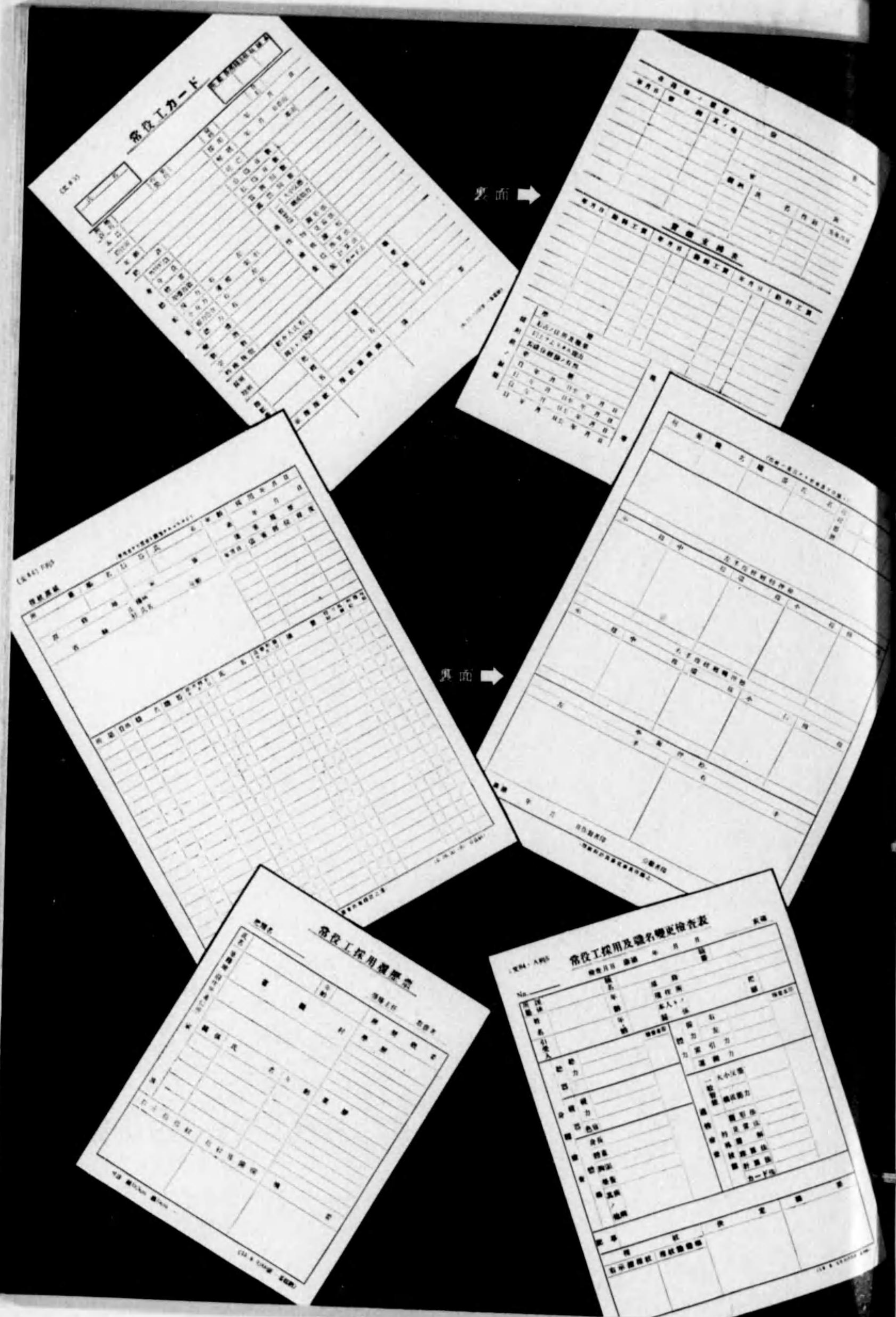


適性検査は新來工人の適性を検査して、適材を適所に配置し労働能率の、増進を計るため次の諸検査を行ふ。

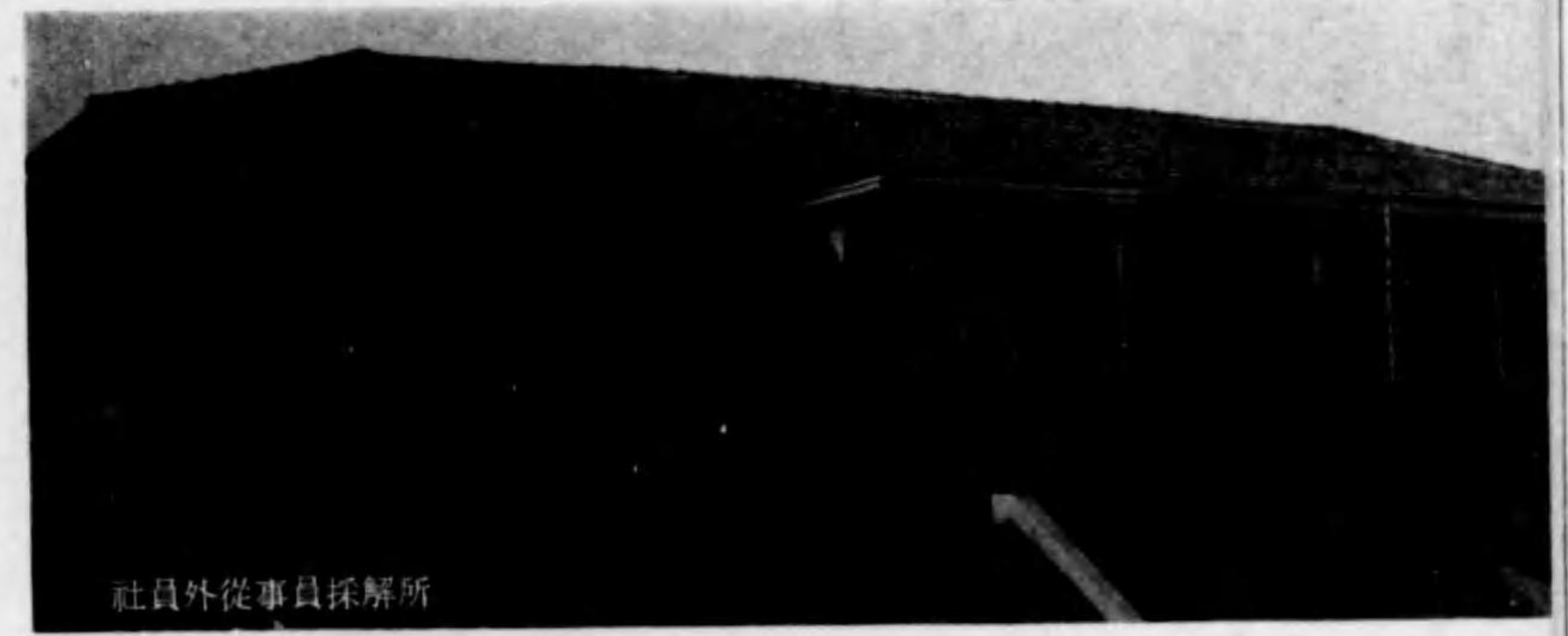
適性検査



以上の外特殊作業に従事する者に對しては、より高級な検査を行ふこともある。



斯くして礦業所に於ては優良者を維持し、適材適所の實を擧げる爲工人の採用には、特に甚大なる注意を拂つてゐるが、由來滿洲には戸籍法なく、甚しきに至つては一人で數個の偽名さへ用ひ、その雇傭には統制上甚しい困難を感ずるので、その戸籍に代る登録法として各個人の識別に、最も效果ある指紋法を應用することゝなつたのである。而して康徳三年二月以降礦業所に於て保管中の指紋原紙は九二、四三八枚に及び、その指紋原紙による鑑定の結果、現に在籍中にして解傭手續を經ない者、懲戒解傭を受けた者、及び經歷人物不良と認定した者等を鑑別し、猶賃銀の支拂に際しては指紋を印鑑の、代用として利用するに至つたのである。



社員外従事員採解所

工人採用の事務的手續は先づ常役工採用履歴票、常役工採用検査票及指紋原紙各一通の相當欄に、必要事項を記入して之を採解所に提出し、採解所に於ては諸検査を経て合格と、決定した者の常役工カードを作製して、直ちに採用の手續をとるのであるが、近時急激なる事業の擴張によつて、工人の不足を見るにいたりこれが充足には、非常な困難を伴ふため労働者撰擇の餘裕なく、少くとも作業に耐へ得ると認められたものは、殆んど採用して居る状態である。

尙備員、常役方の採用に當つては、満人備員常役方技備試験規程に基づき、職種別に各管掌課長が夫々試験箇所長となつて、特定の試験を行ひその合格者を採用するのである。

而して解備は工人の取扱上最も慎重を、期さなければならぬ事項であつて、その原因には會社の自動的原因、即ち整理解備(作業の中止、事業の縮少、老朽淘汰、長期缺勤等)、懲戒解備(賭博、喧嘩口論、擾亂、窃盜等)及公

死傷解備等と、工人の他動的原因即ち依頼解備(轉業、農繁期、歸國等)、無届解備(盜竊、逃走、移動癖等)とがあるが詳細は移動の項に譲る。

二、資格・職名

會社は其の待遇機能其の他の條件に依つて、在籍従事員の資格を満人備員、常役方、常役夫の三種に別け、備員を工人中指導的立場にあるものとし、常役方を元來備員たる段階の試用的なものとして居たが、事業の擴張と相俟つて作業量檢收の困難な、雜作業が増加するに従つて日給者も増加し、今日に於ては常役方は可成の數を占めて居る。

而して備員、常役方、常役夫にはその従事する作業に應じて、所定の職名及職番が定められ、職名は大體その作業内容によつて、次の如く備員三五種、常役方四五種、常役夫一一種に要約されてゐる。

備 員												常 役 夫							
事 務 手													常 役 方						
雜 務 手																			
探炭手	發炭手	保安手	試錐手	運輸手	選炭手	安全燈手	製圖手	測量手	驛務手	雜務手	保衛手	勞務手	事務手	事務手	事務手	事務手	事務手	事務手	事務手
探炭方	發炭方	保安方	試錐方	運搬方	選炭方	安全燈方	製圖方	測量方	驛務方	雜務方	保衛方	勞務方	事務方	事務方	事務方	事務方	事務方	事務方	事務方
探炭夫	發炭夫	保安夫	試錐夫	運搬夫	選炭夫	安全燈夫	製圖夫	測量夫	驛務夫	雜務夫	保衛夫	勞務夫	事務夫	事務夫	事務夫	事務夫	事務夫	事務夫	事務夫
工賃計算、現場事務、倉庫物品受拂其の他一般事務に従事するもの 練込着到、工人世話、宿舍番其の他勞務事務に従事するもの 火災、盜難、治安其の他一般警備に従事するもの 他の職名に屬せざるものにして、特殊技能を要せざるもの、即ち片付清掃作業、運搬荷卸作業、手傳、給仕、小使、俱樂部番、炊事、理髮其の他一般雜務に従事するもの 驛務に従事するもの 測量並に製圖に従事するもの 製圖に従事するもの 安全燈の取扱に従事するもの 選炭、貯炭並積込、坑外運搬及檢炭作業に従事するもの 坑内外車道の敷設、撤廢及補修に従事するもの 坑内外配函、函押、棹取並合圖に従事するもの 試錐作業に従事するもの 坑内保安通氣施設及坑内補強工事に従事するもの 發破作業に従事するもの 坑内及露天に於ける採炭作業に従事するもの												説明							

支 柱												掘 進 夫		
充 墳 手													掘 進 夫	
工 割 手														
運轉手	機手	補修方	車輛方	鑄物方	持力方	鉄管方	熔接方	鍛冶方	製罐方	旋盤方	仕上り方	充墳方	支柱方	掘進夫
運轉手	機手	補修方	車輛方	鑄物方	持力方	鉄管方	熔接方	鍛冶方	製罐方	旋盤方	仕上り方	充墳方	支柱方	掘進夫
運轉手	機手	補修方	車輛方	鑄物方	持力方	鉄管方	熔接方	鍛冶方	製罐方	旋盤方	仕上り方	充墳方	支柱方	掘進夫

坑内掘に於ける掘進作業に従事するもの
 坑道及拂の支柱其の他仕職作業に従事するもの
 充墳及之に伴ふ作業に従事するもの
 剝離作業に従事するもの
 機械仕上及組立に従事するもの
 旋盤其の他工作機械作業に従事するもの
 製罐作業に従事するもの
 鍛冶作業に従事するもの
 電気熔接及瓦斯熔接作業に従事するもの
 坑内外鐵管作業に従事するもの
 鋳力作業に従事するもの
 持方作業に従事するもの
 鑄物作業に従事するもの
 機關車、貨車、ダンフカー等の補修に従事するもの
 諸機器の點檢並現場應急補修に従事するもの
 電気及蒸氣機關車の運轉及火夫作業に従事するもの
 自動車、オートバイ、モーターカーの運轉に従事するもの
 シヨベル又はエキスカベーター、ドラグラインの運轉に従事するもの

電	建	土	線	操	轉	檢	ダン	船	看	看	助	タイ	電	寮
氣	築	木	路	車	轆	車	フ	船	護	護	教	ヒ	話	母
手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	スト	交	手
運	木	木	線	操	轉	檢	炭	炭	炭	炭	炭	炭	炭	炭
轉	工	工	路	車	轆	車	水	水	水	水	水	水	水	水
方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方

坑内外諸機械の運轉に従事するもの
 汽罐場に於ける作業に従事するもの
 坑内外一切の電気作業に従事するもの
 製材其他木工作业に従事するもの
 煉瓦積コンクリート工事其他建築工事に従事するもの
 土木作業に従事するもの
 線路の建設補修に従事するもの
 列車の操車並連結、客車、車掌事務に従事するもの
 列車の轉轆、踏切作業に従事するもの
 列車の檢車作業に従事するもの
 機關車の給炭水作業に従事するもの
 露天掘捨場作業ダンフカー操車及掃道作業に従事するもの
 水夫其他船舶に關する作業に従事するもの
 看護に従事するもの
 看護に従事するもの
 學校の助教を勤むるもの
 打字に従事するもの
 電話交換に従事するもの
 獨身寮に於ける社員の世話をなさしむるもの

見習方	未熟練工にして雑務方以外の職名に對し見習的立場にありて將來熟練工相當職名に変更することを前提とするもの
-----	---

三、移動

當礦業所に於ける移動状態は、在籍人員に對して毎月一五%前後、一年間平均二〇〇%に及ぶ、實に驚嘆すべき移動率を示しその原因は、複雑多岐に亘るが主なる原因を記述すれば、會社の責任に歸すべき原因としては、賃銀の低廉、指導の良否、災害事故、事業の縮少等(約四〇%)があり、又工人の責任に歸すべき原因としては、疾病、季節的移動、移動癖、誘惑、業務に對する不認識及不適正、懲戒解僱等(約六〇%)があつてこれ等の原因中、最大のものは賃銀上の移動である。即ち賃銀が他所に比して相對的に、低廉である爲自主的に又は他人の誘惑に、乘せられて移動するのであるが、大體工人の大部分がその賃銀の基礎を、稼働高に置いてその作業能率

に應じ、社會的標準勞働賃銀以上收得可能の、場合もある一方又極めて惨めな、最低賃銀の程度に終ることもあつて、斯く工人の依存する生活の根底が、動的にして且つ不安定極まるものである上、作業環境が地下であつて危険率も多く、勞働條件それ自身が劣悪であるため、燦々たる日光の下に蒼空を仰いで、働いて來た工人が暗黒の地下作業を、就勞當初から好まず一錢にてもより高賃銀の、勞働市場を求めて移動するのである。

次に指導の良否に就いて述べれば、滿洲の勞働者は炭礦勞働者のみでなく、一般的に著しく移動癖があると稱せられてゐるが、唯單なる移動癖によつてのみで轉々と、移り變るものではなく急激な事業の擴張が、多數の日本人社員を増加せしめ、兩者間に於ける言語の不通或は感情の疎隔が、作業上の指揮、命令の徹底を缺き、時には工人を憤慨せしめて移動の、原因となることが可成り多いのである。その他季節的移動も主要な原因の一つであつて、一年間に於て最も移動の激しい時期は、農繁期と舊正月直前

であるがこれは、炭礦勞働者の大部分が半農半礦者で、純粹な礦山勞働者は約四割程度に過ぎないため、農繁期には歸農して秋の收穫後再び歸礦し、又遠隔の地より出稼を目的に來礦して、稼働する工人は舊正月には郷里に歸省し、その儘歸礦しない場合が多いのである。

工人の移動は以上述べた如く特殊の現象を、呈しつゝ、あるが中堅的勞働者の移動は、礦業所にとつても大きな打撃であつて、殊に技術上若くは特に技術は要しないが、作業に精通した勞働者の離散は尠からず、不利をもたらすため礦業所に於ても、次の如き種々な移動防止策を講じて居る。

1. 福利施設の充實
2. 勤績獎勵方法の實施(獎勵金、退職手當金制度)
3. 作業組織の改善
4. 社會政策的施設(工人相談所の如き施設)
5. 勞働條件の改善(賃銀の合理化)

6. 臨時手當の支給

尙過去五箇年間に於ける常役夫の移動状況を、例示して見れば左記の如きものである。

常役夫移動状況

種別	年別					平均
	四	五	六	七	八	
採用率 %	三一三	二六四	二七一	一九六	一七四	二二四
解雇率 %	一七九	二三七	二〇〇	二〇九	一六九	一九七
移動率 %	二四六	二五一	二三六	二〇二	一七一	二一〇
移動速度 %	五七	九〇	七四	一〇六	九七	八八

四、就業

繰込 繰込とは特殊の礦山用語にして工人に對し、作業及作業箇所並に作業條件を指示して、人員の割當配置を行ふことであつて、傭員、常役方

は日々の作業及作業箇所が、殆んど一定してゐる爲特に繰込を必要としな
 いが、常役夫は之に反して作業箇所が一定せず、且つ毎日同一人が必らず
 作業するとは、限らぬのみでなく作業現場の都合に依つて、就業人員にも
 變動があるため、毎日繰込を必要とするのである。この繰込は各採炭所毎
 にその状況を、多少異にするが秦信採炭所を例にとれば、作業現場より要
 求の所要人員を記載した、單價稟議通知書に依つて各作業箇所別に、人員
 の配置を行ひ繰込所に名札板を設けて、入昇坑の整理を行ふものであつ
 て、その順序は工人宿舍に於て居常管理の、一般を擔當する房長(看房子)
 と、一般作業箇所の要求連絡の衝に當る小把頭との間に、人員配置の打合
 せを行つた後房長は各宿舍備付の、入坑豫約簿によつて個別的に入坑豫約
 をなし、作業箇所別に分れた作業傳票を作製、之を繰込所傳票渡場に廻附
 するのである。而して工人は各自繰込所に至つて、俗に謂ふ『工牌子、燈牌
 子』の二枚の名札を受取り、中一枚を以て安全燈の受渡を行ひ他の一枚を、坑



● 安全灯の受渡

内詰所に提示して入坑稼働整理の便に供し、作業傳票の受渡その他に就ては各作業箇所別に、票頭(大成採炭所に於ては苦力頭)をして之を行はしめ、票頭は作業傳票、飯頭(マントウと呼び晝食に供す)炭牌子(炭車用ブリキ板)を受取つて入坑するのである。

就業時間 繰込まれた工人の就業時間は、各種作業の性質上一定してゐないが、最長十四時間、最短八時間勤務を普通とし、勤務時間の交替は作業の性質、作業行程の如何により、常晝勤、二交替、及三交替の三制度を原則として居るが、各業種別又は作業箇所によつて、適宜に変更して行く關係上劃一的に、これを規定することが出来ないものである。

而して泰信採炭所に於ける工人の作業開始及終了時間の、一例を示せば次表の如きものである。

就業時間並交替制

泰信採炭所

所定就業時間	各區片別	切羽號	職別	交替制	繰込時間	入坑時間	作業開始	休憩時間	作業終了	出炭時間	實就業時間
一一時間	東上部	二一	探炭夫	二交替	時午五時三五	前午六時〇〇	前午六時五五		後午時五〇	後午四時五〇	六時三五
"	"	二〇	"	"	六時三五	七時〇〇	七時〇〇	三〇分	五時〇〇	五時四〇	八時〇〇
"	東中部	三一	"	"	六時二六	六時三〇	六時三五	三時間	五時五〇	六時四五	八時五五
"	西下部	一一	"	"	六時〇〇	六時一〇	六時一五	二時間	五時二〇	五時四〇	九時〇五
"	"	五	"	"	六時一八	六時二五	七時一〇		五時〇〇	五時五〇	九時五〇
"	東下部	一七	"	"	六時四八	七時〇〇	七時三〇		五時三〇	六時〇〇	一〇時〇〇
"	東上部	一五	充炭夫	"	五時五一	六時一〇	六時三五		四時四〇	五時〇〇	一〇時〇五
"	"	一五	"	"	五時四〇	五時五五	七時二〇		五時〇〇	五時二五	九時四〇
"	西下部	一四	"	"	五時五二	六時〇〇	一二時〇〇		五時〇〇	五時三六	九時〇〇
"	東中部	四五	"	"	六時一九	六時二五	七時〇〇	一〇分	五時〇〇	五時四五	九時五〇
"	"	一二	"	"	五時一〇	五時三〇	七時三〇		三時〇〇	三時三〇	七時三〇
"	東下部	一八	"	"	六時三八	六時五〇	七時二〇		五時三〇	六時〇〇	一〇時一〇

就業時間調査表 十一月二十日 一番方之部

〔備考〕交替制勤務に於ける方替りは、従來の一番方が二番方に、二番方が一番方に、又方替り日は探炭公休日とす。

法 方 替 交				
三交替		二交替		交替制
一〇日		一〇日		方替り期間
午後一〇時	午後二時	午前六時	午後五時	午前六時
三番方	二番方	一番方	二番方	一番方
交替時間 備考				

間時業就	所定就業時間	休憩回数	交替制	時 間		
				常 表 勤	二 交 替	三 交 替
實就業時間	一〇・五時間	三〇分	一回	至自午後六時	至自午後六時	至自午後六時
	一〇・五時間	三〇分	一回	至自午後六時	至自午後六時	至自午後六時
	一二・五時間	三〇分	一回	至自午後六時	至自午後六時	至自午後六時
	八時間			至自午後六時	至自午後六時	至自午後六時
	八時間			至自午後六時	至自午後六時	至自午後六時
	八時間			至自午後六時	至自午後六時	至自午後六時

西下部	東下部	"	"	一三時間	東中部	東下部	東中部	西下部	"	東上部	"	"	一一時間	運搬係
四	七	一〇	一五	一	探炭夫	一七	五	一一	二〇	二一	五四五	二二九	切付	五〇四
"	"	"	"	二	交替	"	"	"	"	"	穿孔夫	"	"	車道夫
"	"	"	"	後午	四・四・五	"	"	"	"	"	"	"	"	二交替
四・四・五	四・四・〇	四・一・五	四・〇・〇	後午	四・五・六	五・二・〇	五・四・〇	四・三・〇	四・〇・〇	四・二・五	六・四・〇	六・五・〇	六・四・〇	六・四・〇
五・〇・〇	四・五・〇	四・三・〇	四・二・〇	後午	五・一・〇	六・〇・〇	五・五・〇	四・四・〇	四・一・〇	四・三・五	露	七・〇・〇	七・〇・〇	六・四・五
六・〇・〇	五・二・五	四・五・五	五・〇・〇	後午	六・三・〇	六・四・〇	六・四・五	五・一・〇	〇・〇・〇	一・二・〇	七・〇・〇	八・〇・〇	七・二・〇	七・二・〇
三・一・〇	〇・〇・一	四・三・〇	三・〇・〇	前午	二・〇・〇	五・〇・〇	五・〇・〇	四・〇・〇	一・三・〇	三・三・〇	五・〇・〇	四・〇・〇	四・〇・〇	四・〇・〇
三・四・〇	一・二・四	五・一・五	三・五・〇	前午	二・四・〇	五・四・〇	五・三・〇	四・五・〇	一・〇・〇	五・四・五	露	五・〇・〇	五・〇・〇	四・三・〇
九・一・〇	六・三・五	一・一・五	一・〇・〇	七・三・〇	七・三・〇	〇・二・〇	一・〇・一	〇・〇・一	〇・〇・一	三・三・〇	一・〇・〇	七・〇・〇	八・四・〇	八・四・〇

運搬係	第三卸	東下部	"	東中部	西下部	"	東上部	"	"	"	"	"	"	"	一一時間	東下部
五三〇	十片	九片	六片	四片	八片	三片	二片	一九六	一九四	二一五	一五三	一九七	二一二	掘進夫		
棒取夫	"	"	"	"	"	"	支柱夫	"	"	"	"	"	"	二交替		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六・三・〇		
六・四・一	六・二・〇	六・〇・七	六・三・〇	六・四・〇	六・〇・五	六・一・八	六・一・四	五・二・〇	五・四・二	六・〇・九	六・二・一	六・〇・八	六・三・〇	六・五・〇		
露	六・二・五	六・一・五	六・四・〇	六・五・〇	六・二・〇	六・三・〇	六・二・〇	五・五・〇	五・五・五	六・一・五	六・三・〇	六・一・五	六・五・〇	七・五・〇		
七・〇・〇	七・四・〇	七・〇・五	七・四・〇	八・〇・〇	七・〇・〇	七・〇・〇	七・三・〇	七・〇・〇	七・二・〇	七・〇・〇	七・〇・〇	七・〇・〇	七・〇・〇	七・五・〇		
			二〇分		三〇分	一〇分	一五分									
五・〇・〇	四・三・〇	五・〇・〇	二・三・五	四・〇・〇	三・三・〇	四・〇・〇	四・二・〇	二・五・〇	二・三・〇	四・〇・〇	四・三・〇	四・〇・〇	四・〇・〇	四・〇・〇		
露	五・二・〇	五・四・〇	三・三・〇	四・三・五	四・三・〇	四・三・〇	四・四・〇	三・四・五	三・〇・〇	四・三・〇	六・〇・〇	四・三・〇	四・三・〇	四・三・〇		
一・〇・〇	八・五・〇	九・五・五	六・三・五	八・〇・〇	八・〇・〇	八・五・〇	八・三・五	七・五・〇	七・一・〇	九・〇・〇	九・三・〇	九・〇・〇	八・一・〇	八・一・〇		

東中部	東上部	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一三時間
一	二三				九片	六片	"	十片	九片	八片	四片	三片	二一五	二一五	東下部
"	穿孔夫	雜業夫	車道夫	棹取夫	"	"	"	"	"	"	"	支柱夫	掘進夫	掘進夫	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二交替
三・五〇	二・五〇	四・二〇	四・三〇	四・二〇	四・五五	四・三八	四・二六	四・一五	四・五一	三・三五	四・四〇	四・二七	三・五〇	四・二九	
五・〇〇	二・五五	三・三〇			五・〇〇	四・四五	四・三〇	四・二〇	四・五五	三・四〇	四・五〇	四・四〇	三・五五	四・三五	
四・一〇	三・三〇	五・一〇	五・四〇	五・四〇	六・〇〇	五・一〇	五・一五	五・二〇	六・〇〇	四・三〇	五・三〇	五・一〇	四・四〇	五・〇〇	
					一時間				一時間	一時間					
一・三〇	午後 一・〇〇	二・二〇	六・〇〇	六・〇〇	三・〇〇	午前 三・三〇	午後 一・三〇	二・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・一〇	五・三〇	〇・三〇	三・〇〇	
〇・〇・〇・三〇	午後 〇・一・二	〇・二・二	六・四〇	六・三〇	三・五〇	三・二五	〇・一〇	三・〇〇	三・〇〇	三・四〇	三・四〇	六・〇〇	一・一〇	三・五〇	
七・三〇	〇・七	一・〇・一〇	一・二・二	一・二・二	〇・八〇	九・二	六・一五	〇・七	七・三〇	九・三	九・五	一・二・二	七・五〇	一・〇・〇	

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一三時間
"	"	"	東下部	東上部	東中部	西下部	東上部	東下部	"	東中部	"	東上部	西下部	二五	西下部
一九四	一九七	二一二	二一〇	二五五	四九	九七	二八六	一七〇	一二三	四九	一二	一六	二五	探炭夫	
"	"	"	"	掘進夫	"	"	"	"	"	充填夫	"	"	"	掘進夫	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二交替	
四・三〇	四・二五	四・一五	三・五〇	四・〇一	四・〇〇	四・二〇	四・二五	四・四〇	四・三七	四・〇〇	五・〇五	三・五〇	四・二九		
四・四五	四・三五	四・二〇	四・〇〇	四・一〇	四・一五	四・三五	四・三〇	四・四五	四・四五	四・三〇	五・一五	三・五七	四・三五		
五・二〇	五・三〇	五・一〇	四・五五	六・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	五・〇〇	五・一〇	五・二五	五・一〇	五・四〇	五・〇〇	五・〇〇		
	二〇分														
〇・一〇	〇・三〇	二・〇〇	午前 二・〇〇	午後 一・一・三〇	四・一〇	二・三〇	三・三〇	三・四〇	五・三〇	三・二〇	五・三〇	三・三〇	三・〇〇		
〇・五五	一・三〇	三・〇〇	三・〇〇	一・二・三〇	四・四五	三・一〇	四・三五	四・二五	六・〇〇	三・四五	六・一〇	四・〇〇	三・五〇		
六・五〇	六・四〇	八・五〇	九・一五	五・三〇	一・一・一〇	八・三〇	一・〇・三〇	一・〇・五〇	一・二〇五	一・〇・一〇	一・一・五〇	一・〇・三〇	一・〇・〇		

一三時間	東中部	一五	穿孔夫	二交替	三〇〇	三一五	三五〇	一・五〇	〇・四五	八・〇〇
"	"	一〇	"	"	三三〇	三三五	四・〇	一二・三〇	午後 一二・〇〇	七・二〇
"	西上部	六	"	"	二・三〇	二・三五	三〇五	一二・〇〇	午前 〇・三五	八・五五
"	"	四	"	"	二・二五	二・三〇	三・〇	七・三〇	午後 八・〇〇	四・二〇
"	西下部	二五	"	"	二・三〇	二・四〇	三〇〇	一一・〇〇	" 一二・〇〇	八・〇〇

就業率 礦山労働者は労働が地下作業にして、非保健的なる上危険率多
 きたため、他種労働者に比し就業率は著しく低く、之が向上には常時意を注
 いでゐる處である。

年度別資格別就業率一覽表

年度別	員	常役	大	平均
四	%	九三・〇	六五・〇	七二・〇
五	八七・〇	八〇・七	七一・五	七四・二
六	八一・九	七四・三	六八・三	七〇・二
七	八五・〇	七四・〇	六三・〇	六五・七
八	八四・〇	七八・〇	六四・〇	六八・〇

五、賃銀

石炭原價經費中主要部門を占めるものは、工賃即ち工人に支拂ふ労働賃
 銀であつて、最近日本に於ける鑛山の山元生産費中、工賃の占める割合は
 五割乃至六割と稱せられ、年々増加の趨勢を辿つてゐる様であるが、滿洲
 鑛業界に於ても康德五年度以降、漸次高騰の傾向を示し現在では、未だ曾
 つて類例を見ない高騰を示して居る。

從來滿洲は『鑛山労働者賃銀の上限を英國に、見られるものとすればその
 下限を、滿洲一般鑛山労働者に發見することが出来る』と稱せられる程、そ
 の労働力は廉價にして且つ豊富であつたが、日支事變後に於ける國防産業
 強化の要請は、急激なる労働力の需要を醸成し、爲に植民地的企業の生産
 特質である低賃銀の、限界線を遙かに越えて益々昂騰の趨勢にあり、而
 も國策的生產擴充の強行は益々、これに拍車をかけ國家權力の發動によつ

て、これが統制を行はなければならぬ現状に迄、立至つたものであつて満洲に於ける、労働界は今後一層多事なると共に、労働問題の基幹たる賃銀問題研究の必要性も、尙一層加重されて來るであらう。

賃銀制度 勞務管理の進歩に伴ひ各種の賃銀制度が、研究發表されてゐるがその基本的な制度は、單純出來高拂制と日給制の二つである。

單純出來高拂制度は賃銀の基礎を、工作の行程に置いて決定される方法で、例へば石炭一函の採掘賃幾何とか、本柁一組幾何とか定めその日の稼働高を檢收して、賃銀を決定するものを謂ふのであるが、この制度によれば労働者自身の勤怠の如何は、直に收得賃銀に影響するため、労働能率の増進上最も適切な制度で、當礦業所に於ける常役夫は原則として、この制度に準據する單價請負工賃制である。

日給制は作業を標準化し得ない、職務に従事する者に對しては、最も簡易な唯一の方法であつて、現在礦業所に於ては傭員、常役方には、日給制度

によつて賃銀を支給してゐるが、之は所定勤務時間の稼働により、日給一日分を支給するものであつて、増務工數に對しては一時間一步の、割合(日給額を以て限度とす)を以て支給し、又所定勤務時間に達しない場合は、一時間一步の割合を以て減給する。

而して工賃の決定は本人の従事せんとする、作業の難易に基づく初任給を基準として、これに經驗、年齢、學歷等の加給を考慮し、箇所長が之を査定した上勞務課長が最後決定を行ひ、又單價請負の場合は各作業單位別に單價を稟議し、礦業所長又は箇所長の決裁を経て、稼働量によつて收得を決定するのである。

賃銀支拂 礦業所に於ける賃銀の支拂は、個人拂(直接拂)と一括拂(間接拂)との二方法にして、前者は個々の工人に直接支拂ふ方法で、後者は支拂の簡易化を目的として、請負代表人又は把頭に作業完成と同時に、一括支拂ひ把頭より配下工人に、配分支給する間接の支拂方法である。

而して賃銀の支拂日は、一定の日を決めて支拂ふ定日拂、或る一定の工数（概ね二〇工数）に、達したる場合に支拂ふ満工拂、及普通供給工中請負工に對して行はれる、作業終了拂が一般的なものであつて、當礦業所に於ては月一回の定日拂を主とし、社外請負作業工事の場合には作業終了拂が行はれ、定日拂中傭員、常役方工賃は其月分を翌月十日に、常役夫、臨時工の稼働工賃は各採炭所毎に、採炭作業又は決算關係等を考慮して適宜其月分を、翌月十日より二十日迄の間に支給して居る。

概して一般工人には貯蓄心乏しきため、不時の支出はもとより往々にして、日々の食費にさへ事缺く場合があつて、對人信用のない彼等はかゝる際には、不利を忍んで高利の金を借り、又は暴利を承知しながらも、掛賣商店に於て購入して居る點より考へ、工人に日常生活の安泰を得させるには、賃銀の日拂を最も理想的なものとするが、金錢出納上その煩に耐へぬため、當礦業所に於ては之に代る制度として飯票、即ち物品引換券日拂支

給制度を採用してゐる。

收得賃銀 最近三箇年間に於ける傭員、常役方、常役夫の一ヶ月平均收得賃銀指數は次の如くである。

傭員
社員外従事員賃銀指數

月別 種別	六		七		八	
	年	年	年	年	年	年
一	一〇〇	一〇〇	一一一	一一五	一四八	一五六
二	一〇〇	一〇三	一一三	一三九	一四七	一四四
三	一一八	一一二	一一四	一一七	一四七	一四四
四	一〇五	一〇五	一四一	一三八	一四七	一四三
五	一一三	一〇八	一四二	一三六	一四八	一四三
六	一一五	一〇八	一四五	一三八	一四八	一四六
上平均	一〇九	一〇五	一二八	一三〇	一四八	一四六

常役夫

年	下平均	月別							上平均	年	
		二	一	〇	九	八	七	六			五
一一一	一一六	一一一	一二七	一一四	一一四	一一四	一一六	一〇五	一一六	一一六	一〇一
一一四	一一九	一一六	一三四	一一六	一一九	一一三	一一八	一〇九	一一六	一一六	一〇六
一三四	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四二	一四〇	一四〇	一二八	一四〇	一三九	一三六
一三四	一三九	一三九	一三八	一三九	一四三	一三九	一三六	一二九	一三四	一三一	一三三
一五八	一七二	一八〇	一七六	一七五	一七五	一七三	一四五	一四四	一四四	一四四	一四四
一五七	一七一	一七七	一七五	一七五	一七三	一七四	一五六	一四四	一四九	一四一	一四一

常役方

年	下平均	月別			年
		二	一	種別	
一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	六	定額貸銀指數
一〇六	一〇六	一一〇	一〇八	年	實收貸銀指數
一三七	一四七	一四七	一四七	七	定額貸銀指數
一三九	一四一	一四〇	一三一	年	實收貸銀指數
一六一	一七三	一八一	一七七	八	定額貸銀指數
一五四	一六二	一六七	一六四	年	實收貸銀指數

年	下平均	月別							年	
		二	一	〇	九	八	七	六		
一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	一〇九	六	定額貸銀指數
一〇六	一〇六	一一〇	一〇八	一〇五	一〇五	一〇六	一〇三	一〇三	年	實收貸銀指數
一三六	一四五	一四六	一四五	一四五	一四五	一四二	一四三	一四三	七	定額貸銀指數
一三五	一四一	二四一	一三八	一四一	一四六	一三九	一三八	一三八	年	實收貸銀指數
一六一	一七三	一八一	一七七	一七六	一七七	一七七	一四八	一四八	八	定額貸銀指數
一五四	一六二	一六七	一六四	一六七	一六五	一六五	一四六	一四六	年	實收貸銀指數

年別	種別		六		七		八	
	月別	種別	定額貨銀指數	實收貨銀指數	定額貨銀指數	實收貨銀指數	定額貨銀指數	實收貨銀指數
一	一〇〇	一〇〇	一〇九	一〇二	一三三	一三〇	一六一	一八八
二	一一七	一一七	一一八	一〇九	一三八	一三五	一六二	二二八
三	一二二	一二二	一二四	一二四	一四〇	一四〇	一七一	一九二
四	一二八	一二八	一三〇	一三〇	一四八	一五二	一六三	一九七
五	一三一	一三一	一三五	一三五	一五五	一六〇	一六七	二〇一
上平均	一一三	一一三	一一四	一一四	一三九	一四二	一六五	二〇〇
六	一三五	一三五	一三五	一三五	一六〇	一六三	一七三	二一三
七	一三三	一三三	一三五	一三五	一五六	一六〇	一七〇	二二七
八	一三六	一三六	一三九	一三九	一六〇	一六三	一七〇	二二五
九	一三六	一三六	一三九	一三九	一六二	一六四	一七二	二二〇
一〇	一三六	一三六	一三九	一三九	一六一	一六二	一七二	一九一
一一	一二五	一二五	一二八	一二八	一六一	一六二	一七二	一九一
一二	一三三	一三三	一三六	一三六	一六一	一六二	一七二	一九一
年平均	一二二	一二二	一二五	一二五	一五一	一五四	一六七	二〇四
下平均	一三三	一三三	一三六	一三六	一六〇	一六五	一七〇	二〇九

賃銀の統制

備員及常役方の日給は従來箇所長の権限によつて、適宜決定され全礦的に何等統制がなかつたが、康徳六年備員常役方賃銀統制内規が制定されて、之が統制に乗出してより其の後數次の改正を行ひ、康徳八年十月現行内規に改正されるに至つて、略その目的は達せられたのである。その骨子とするところを大略述べれば、備員、常役方新採用者は試用として假採用の手續を採り、無經驗者に對しては初任給を壹圓内外と定め、算年二十一歳未満の者は一年未満毎に五錢を減額し、有經驗者の新採用に當つては、雜務方を除き初任級に三〇錢以内を加給、又學校卒業の無經驗者には次の初任給を支給し、有經驗者には三〇錢以内を加給することが出来（但し算年二十一歳未満の場合は、一年未満毎に五錢を減額）が、左記學校以外の卒業者は其の都度勞務課長によつて査定される。

- 國民優級學校 一圓〇五錢以内
- 國民優級學校補習科 一圓一〇錢
- 職業學校 一圓一五錢
- 初級中學校 一圓二〇錢
- 國民高等學校 一圓五〇錢

而して試用としての一定期間を経た備員、常役方を本採用する場合は所定の、技術試験を施行し経験を參酌の上、左記認定等級表を基準として給額を決定するが、解備後一年未滿の者を再び採用する場合は、解備時に於ける日給額以上の賃銀の支給は、原則として認めない事になつてゐる。

技術認定等級表

A 級	職名等級	
	認定等級	職名等級
	十級	一・二四六
	九級	一・一三二
	八級	一・四四八
	七級	一・六四四
	六級	一・八〇〇
	五級	一・九六〇
	四級	二・一二二
	三級	二・三二八
	二級	二・四四四
	一級	二・六〇〇

B 級		C 級	
職名	等級	職名	等級
仕上方	一・一三三	工作手	一・二〇〇
旋盤方	一・二二六	電氣手	一・二二三
製罐方	一・三三九	建築手	一・三〇〇
鍛冶方	一・五二二	破發手	一・四二二
熔接方	一・六五五	機關手	一・五〇〇
鑄物方	一・七八八	採炭手	一・六〇〇
車輛方	一・九一一	支柱手	一・七〇〇
電氣方	二・〇〇九		一・八〇〇
建築方	二・二二二		一・九〇〇
持方	二・三三五		二・〇〇〇
採炭方			
發破方			
機關方			

職名別等級表

A 級	
備員	常役方
工作手	仕上方
電氣手	旋盤方
建築手	製罐方
破發手	鍛冶方
機關手	熔接方
採炭手	鑄物方
支柱手	車輛方
	電氣方
	建築方
	持方
	採炭方
	發破方
	機關方

B 級	
備員	常役方
事務手	事務方
勞務手	勞務方
土木手	鐵管方
操車手	鉄力方
充填手	補修方
保安手	保安方
分析手	自動車方
線路手	シヨベ方
測量手	運轉方
運轉手	木工方
	土木方
	支柱方
	充填方
	分析方
	線路方
	車道方
	操車方

C 級	
備員	常役方
保衛手	保衛方
農林手	農林方
雜務手	汽罐方
轉轍手	轉轍方
檢車手	檢車方
驛務手	驛務方
製圖手	炭水方
安全手	測量方
選炭手	安全方
運搬手	選炭方
試雜手	貯炭方
判雜手	運搬方
看護手	試雜方
タイピスト	電 話 交 換 方
電 話 交 換 手	雜 務 方
助 教	
看護婦	
寮 母	

常役夫の工賃は未だ備員、常役方の工賃の如く、明確な統制が行はれて

るないが、出来高拂制である關係上作業の種別による、作業單價は略決定されてゐても、その作業内容が極めて複雑なため、一、二のものを除いては全礦的に統制されるに至らないのである。然し乍ら坑内採炭夫は作業場の條件によつて、賃銀が著しく低下することがある爲、一回二〇錢の最低賃銀を保證し、その他の常役夫も亦最低一回〇〇錢程度の、賃銀を收得出来る様になつてゐる。

六、手 當

賃銀の現態は基本給、附屬給、現物給の三種にして、手當は現物給與の場合もあるが、玆に謂ふ手當とは専ら附屬給を意味し、附屬給の主要なるものとしては、左記各種を擧げることが出来る。

勤績獎勵金 直轄の採炭夫、掘進夫、支柱夫、充填夫にして同一礦に勤務し、一箇月二〇工數以上稼働した月が、三箇月以上に達した場合には、

左記勤績獎勵金を支給してゐる。但し二〇工數に満たぬ月は之を加算せず、又作業の都合によつて滿炭内の、他礦より轉入したものは同一礦に、勤績したものと看做して通算する。

一、	二〇工數以上稼働したる月	三箇月	一・五〇
二、	"	六箇月	三・〇〇
三、	"	九箇月	四・二〇
四、	"	一二箇月	五・五〇
五、	"	一八箇月	七・八〇
六、	"	二四箇月	一〇・〇〇

二四箇月以上は六箇月毎に一〇圓を支給し、普通この獎勵金は毎月の工賃支給日に同時に支給する。

入坑獎勵金及方數賞與 入坑獎勵金は傭員、常役方中坑内勤務を常務とする者、及坑外勤務者にして入坑を必要とする、業務に従事する者に對し

て入坑一方に付き、備員には一〇錢、常役方には五錢を支給し、方數賞與は採炭所に於ては雜務手、雜務方及純然たる事務に携はる常一番勤務者を除き、採炭所以外の箇所に於ては雜務手及雜務方を、除いた二交替勤務者を原則として、一箇月二五工數以上の稼働者中、坑内勤務を常態とする備員、常役方には一方に付二〇錢、その他の備員、常役方に對しては一方に付き一五錢を支給する。

消毒手當 傳染病患者の發生その他消毒を必要と認めた場合、之に従事した者に對して支給する手當にして、その支給額は一回一人五十錢とし、一人一日三回以上消毒に従事した場合は、三回目より一回に付き二五錢を支給する。

住宅手當 滿人備員にして社宅の貸與を受けない、社宅外居住者には家族と同居する者に限り月額三圓、其の他には一回五〇錢を支給して居る。以上諸手當の他に當礦業所に於ては、入坑奨勵のため餽頭の現物支給（六

錢程度）、及業務手當等を支給して居る。

七、生計費

工人の生計費調査は彼等の民族性として、私生活の發表を極度に嫌悪し、又その生活自體が區々であるため、之をある標準によつて測定する事は非常に困難であると同時に精確な、數字を得る事も不可能に近いが、當礦業所に於ける調査によれば、康徳八年六月現在左記の如きものにして、過去五、六年間に約三倍の高騰を示して居る。

生計費調査 六月一日より六月三十日まで一箇月消費額(第一表の一)

費目	資格別		備員		常役方		常役夫	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
飲	100.1	26.5	22.5	15.0	18.2	8.3	14.5	10.3
食	100.1	26.5	22.5	15.0	18.2	8.3	14.5	10.3
副食物	100.1	26.5	22.5	15.0	18.2	8.3	14.5	10.3

年月種別	生計費指數			
	新	京	奉	天
康徳四年平均	一〇六・七六	一〇七・三〇	一〇六・四九	一〇四・二八
康徳五年平均	一二四・五四	一二八・九八	一二五・五九	一一二・〇一
“ 六年平均	一五八・八四	一六七・一二	一五六・七〇	一一九・二七
“ 七年平均	二一五・五五	二二三・四九	二〇四・四五	一三三・六二
“ 八年一月	二三七・二九	二四三・七六	二三七・二四	一三五・一五
“ 六月	二四六・〇四	二四七・九五	二五一・三三	一三六・二四
“ 十月	二六一・七七	二六三・六八	二六五・一七	一三六・二九

康徳三年平均 100

計	資格別			
	家族持	獨身者	家族持	獨身者
住居費	一・三	〇・八	三・七	三・一
光熱費	二・三	〇・八	三・七	三・一
衣服費	三・八	二・七	九・五	七・七
雑費	七・五	四・五	二・九	一・四
計	五・八	五・五	一五・九	一四・三

計	資格別			
	家族持	獨身者	家族持	獨身者
嗜好品	七・八	七・五	二・八	五・〇
計	四・六	五・八	七・一	二・四
住居費	〇・九	〇・六	〇・六	〇・六
光熱費	二・四	三・四	九・五	二・九
衣服費	二・六	三・七	三・七	二・九
雑費	八・三	五・五	六・〇	二・七
計	三・五	三・三	一五・九	一四・五

普通の月に於ける消費額(第一表の二)

費目	資格別			
	家族持	獨身者	家族持	獨身者
飲食	二・七	三・六	三・四	九・〇
主食	二・七	三・六	三・四	九・〇
副食	二・九	二・七	三・八	三・三
嗜好品	七・七	二・〇	二・八	九・五
計	三・五	三・三	一四・三	一五・八

〔註〕 第一表の一、現地聴取調査を実施した、康徳八年六月一日より同月末日に至る、三日間の集計結果を表示せるものなり。
 ○ 第一表の二、調査を実施した月が賞與支給月に該當し、且端午節を介在したため常態を缺くものと思考し、調査者に於て普通日の推定をなしたるものなり。

- 主食品
- 白麵 高粱 粟 包米麵
- 副食物
- 大根 白菜 葱 豆腐 豆類 肉類
- 調味料
- 豆油 醬油 鹹鹽 砂糖

第二節 募 集

一、募集機關

工人募集の成果は一に労働管理の、優劣如何にありとの觀點より、當礦業所に於ける募集機構は左記圖示の如く、本部勞務課をして専ら企畫方面を掌らしめ、直接工人の指導管理の任に當る採炭所勞務係をして、募集實行機關たらしめたのである。即ち勞務課勞務係に於ては各採炭所の豫定出炭に基き、各採炭所別工人需給計畫並に募集豫定を樹立し、政府、勞務興國會等の諸官公署に對する手續又は連絡協調を行ひ、採炭所勞働力の調整配分、募集地幣の振當、募集に關する諸規程の立案等、常に採炭所募集機構と緊密な連繫の下に、募集事務を総合的に統轄し、隨時募集會議を開催して勞務課長以下、本部及採炭所勞務系主任並に募集擔當係員參集の上、募集對策、研究討議を行ひ募集事務運營の遺憾なきを期してゐる。又採炭所勞務係に於ては勞務課長の、指示に基いて本部樹立の計畫を實行に移し、所屬把頭を協力せしめて募集の、實質的活動に總力を舉げて居る。而して近時國外募集は、極めて困難なる情勢下にある爲その重要性に

鑑み、各採炭所勞務係募集擔當者中より、特に募集に經驗深く鍊達なる社員を詮衡の上、國外募集班を組織してその責任を定め、把頭配下の募集従事員を嚴選せしめ、機構の強化を計る等募集の萬全に努めて居る。

西安礦業所募集機構圖



本社北支募集機關一覽表

- 天津北支勞務事務所
- 天津駐在員事務所
- 北京駐在員事務所
- 山海關駐在員事務所
- 唐山駐在員事務所
- 濟南駐在員事務所
- 青島駐在員事務所
- 德縣駐在員事務所



兗州駐在員事務所

保定連絡所

二、募集方法

工人の募集方法を分ちて中華民國に於て行ふ國外募集、滿洲國內に於て行ふ國內募集、礦業所所在地區に於て行ふ礦所募集の三とし、國外募集は滿炭國外駐在員事務所との緊密な連絡に依り、又國內募集は該地區に於ける勞務與國會の斡旋、及礦業所より直接派遣した募集人の工作に依り、所要工人を獲得する方法であつて、礦所募集は一名現地募集とも稱せられるもので、礦業所の廣告宣傳等に依つて近郊一帶に於ける農民、又は現地に生活してゐる者が自費を以て來礦し、直接勞務係或は縁故關係者を頼つて、其の採用方を申出づるものであるが、かゝる募集による工人の獲得は、總體的に極めて僅少にして特に農閑期、冬期に多少見られるのである。

國外募集、國內募集及礦所募集の分類は、距離的觀點からの區分方法であるが、募集手段を基準として區分すれば、直接募集と間接募集とに分類する事も亦可能である。即ち直接募集とは勞働力の統制上、勞務與國會を通じて行ふとは言へ、事業經營者自體の募集機關によつて勞働者を募集するもので、礦所募集に於ては會社使用人を、農閑期に附近の農村に派遣して募集し、又は直接勞務係に採用方を申告せしめ、國內募集、國外募集に於ては直接會社募集機關により、又は會社より募集費を支給して、把頭及び派遣員に之を行はしむる場合であつて、間接募集とは特定業者(例へば苦力ブローカー等)に募集を委託するか、或は社外把頭に委託するかで、前者は特に國外募集に多く、後者は國內募集に比較的多いのである。

從來國內及び礦所より募集した工人は、國外工人に比し移動率も多く定期的退散者が、多い點に鑑み國外募集に努力して來たが、近時滿支爲替關係に伴ふ資金問題、及治安の關係上國外募集も次第に減少し、國內特に近

縣の募集工作に主力が注がるに至り、地方諸機關と協力して農民工人の獲得に努め、以て所要勞働力補足の完璧を期して居る。

主なる募集地

國內 Ⅱ 四平省管內六縣(西安、東豐、西豐、海龍、梨樹、昌圖)

安東省二縣(莊河、岫巖)

國外 Ⅱ 山東地區(兗濟道、泰安道、曹州道、東臨道、武定道、近州道、萊濰道、登州道、青島市、青州道、濟南道)

河北地區(保定道、冀東道、冀南道、津南道)

募集地別工人の素質

(一) 國外募集

○ 山東省出身者

素質一般に良好なる者多し、
鈍重で行動は稍々鈍い、

忍耐力強く勞働に繼續性あり、
智能程度稍々低き感あり、
性質温順にして思想穩健の如し、
生活程度低く困苦に耐へる、
粗食に甘んずる、
就業率良好なり、

○ 河北省出身者

一般に浮浪性を有し移動多し、
慍悍にして積極的である、
勞働力旺盛なるも繼續性が乏しい、
概して行動は敏捷である、
氣質強く利かぬ氣の點がある、
生活程度稍々高く派手である、

食料は贅澤になり易い、
就業率概して良好ならず、

(二) 国内募集

○ 四平省出身者

素質概して淳朴に見受けらるるも他面態度傲慢にして狡猾なる點あり
『我等ハ炭礦ニ奉仕ヲ強ヒラレテ居ルモノデアル』との觀念を有する者
多し、

勞働嫌忌の念強し、

智能高く作業の習熟早し、

些細の事を警察、法院、勞務興國會等に訴へ出る傾向を有する者多し、

生活は贅澤である、

怠惰不遜なるものありて稼働狀況總體的に芳しからず、

○ 安東省出身者

淳朴にして正直なり、

勤勉なる者一般に多し、

生活程度低く困苦に耐へる、

粗食に甘んずる、

坑内作業に對する恐怖心特に強く移動多し、

温情に馴れて我儘になる傾向あり、

就業率概して良好なり、

○ 熱河省出身者

阿片吸引者多く一般に不健康體なり、

團體意識強きも思想温健なるものの如し、

積極的に事を爲すも繼續性に缺く、

智能程度稍々高く動作敏捷なり、

生活程度稍々高く諸事派手にやる氣風ありて盜癖あり、

概して意志薄弱にして移動率高く稼働成績不良なり、

募集の事務的手續 礦所募集を行ふ場合は作業状況の如何に依つて、随時任意に之を行ふ事が出来るが、國外及國內募集を行はんとする場合は、募集原因其他必要事項を記入の上、礦業所長の決裁並に募集許可を受け、決裁後勞務課勞務係は募集に關して、諸官廳其他各關係機關と連絡すると同時に、募集人を指定して之に募集従事員證寫を交附し、其他必要書類(工人假採用簿、工人前貸金領收書、募集費精算書、募集日程報告書、募集費收支日報)を携行せしめるのであるが、特に國外募集に従事する場合には、その募集従事員は募集期間中、滿炭國外駐在員事務所の指揮監督に服するのである。

而して募集工作の結果幾何かの工人が、着礦した場合は募集従事員より直ちに、募集に關する報告書(工人假採用簿、募集日程報告書)、及募集費精算書に證憑を添附して勞務課長に之を提出し、勞務係採解所に於て之等工

人の採用試験を行ひ、其結果礦業労働者として適する者の本採用手續を採り、着礦報告書及募集成績表を作製の上、之を勞務課長に提出すると同時に出發の際受理した書類、及募集従事員許可證を勞務課勞務係に返還し、之を以て募集を終了するのである。

三、募集費

募集費は通常直接費と間接費に區分整理し、前者は募集工人及帶同家族の輸送費、入國査證料、宿泊料、途中食費、着礦後の食費及募集斡旋手数料等、後者は募集人の旅費、汽車船賃、自動車賃、雜費及逃亡、不採用工人に對する立替金、並に常役夫たる募集人の募集従事中の手當等を謂ひ、労働者一人當りの募集費は礦山の位置、募集地の如何、經濟界の状況、募集方法等に依つて異なるのである。

第三節 福利

工人に對する福利施設の目的は、彼等の健康を増進し生活を向上せしめ、以て作業の能率を増進するにあるが、滿洲に於て今日勞働に従事するものは、一般に苦力と呼ばれる貧困社會層であつて、彼等は無學文盲にして品性上の訓練なく、その生活は放縱にして積極性なく、全く本能的生活に終始してゐる、と言つても過言ではないのである。従つてかゝる無智な勞働者を對象とし、その粗放な勞働力を基礎として營まれてゐる、滿洲の産業特に鑛山業に於ては、之が教化及技術的向上を計ることが、生産能率の向上に資する唯一の、而も最大の條件であつて福利施設は、この目的のもとに行はれるものである。

而して滿洲國に於ける勞働保護法は、先進文明國に比して未だその整備の状態に、達してゐないが鑛山勞働の災害防止、衛生事項に關しては特に

最近の鑛業法令中に、適當の措置をとらしむるやう規定してゐる。

一、精神的施設

宗教 滿支人勞働者の宗教は佛教(大半を占む)、儒教、回回教にして、その宗教的自覺は概して淺薄であるが、山の神である老君廟に對する、工人の信仰は極めて篤いものがある。彼等の信仰精神は淺薄な現世的慾求に根ざした、宗教意識を根底としてはゐるが、かゝる信仰が工人の日常生活に、何等寄與する處がないとは言ひ難いのであつて、當鑛業所に於ても本部に莊麗な老君廟(老君神像を中心として童子、火神、財神、土地、竈神、五道、山神の各神像)を建立し、各採炭所に於ても小廟を祀つて日常生活に、精神的な據所を與へ之が向上に努めてゐる。

慰安娛樂 工人の慰安娛樂は全般的に下層勞働者に見る女、酒、賭博、阿片、看戲等であるが、斯る生産能率の低下を齊す低俗、不健康な慰安娛

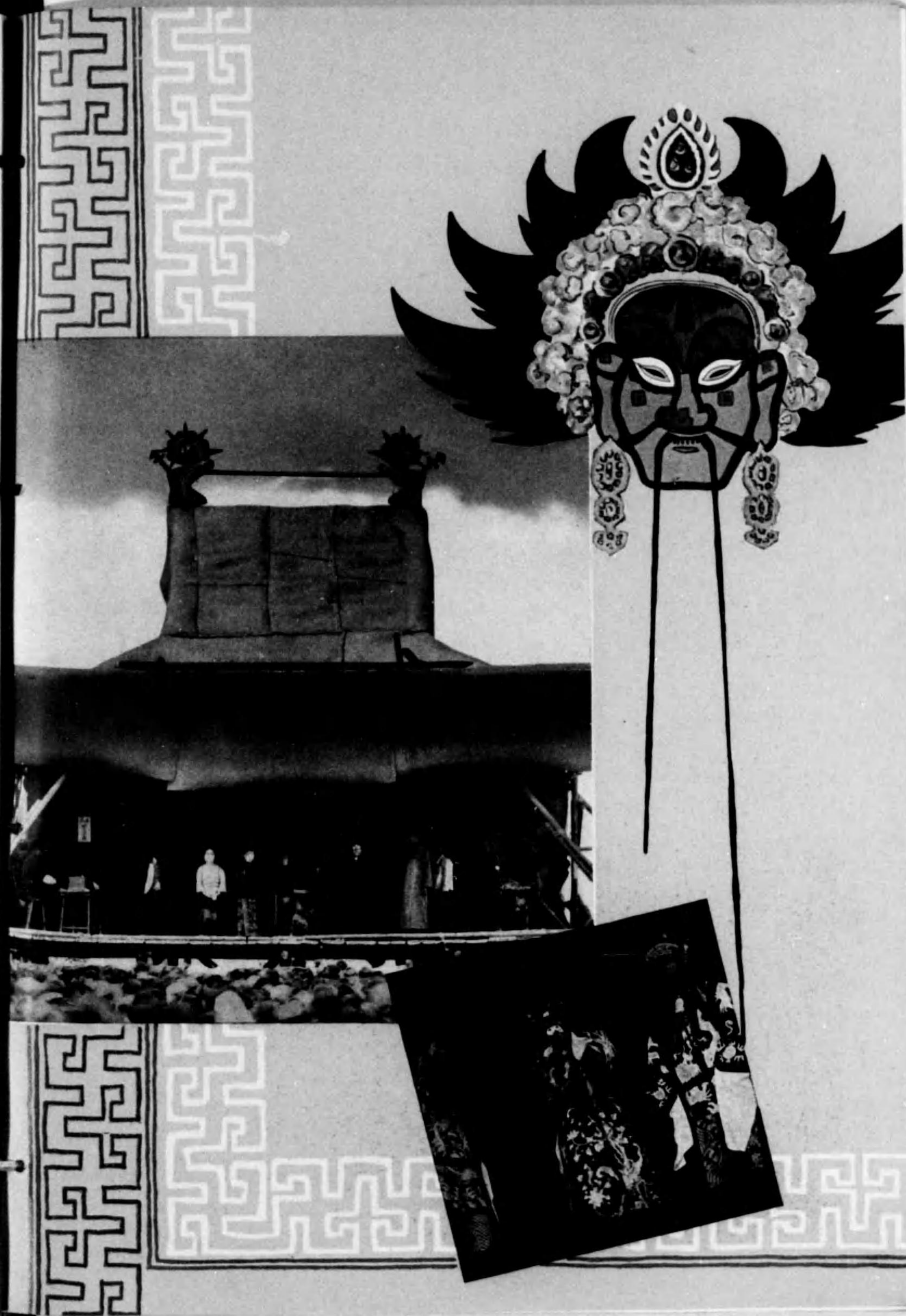
老君廟



樂は、極力制限、禁壓の方法を講じ他面徐々に健全な、趣味・娛樂に誘導する施設こそ重要なのである。依而當礦業所に於ても從來種々研究立案して來たが、未だ完全な實施案を得るに至らず、現在これが施設としては端午節(舊曆五月五日)、仲秋節(舊曆八月十五日)、舊正月の三大祝祭日は勿論のこと、その他適宜休日を選んで行ふ芝居があつて、之により無智な彼等に道義を教へ、社會の倫理を説き、愛勞精神を涵養すると共に、彼等の生活に精神的潤を與へて居るが、この他入浴も亦その一つに數へることが出来る。即ち工人の入浴に對する觀念は、日本人と異り全く慰安的意義を持つものにして、入浴によつて疲勞の回復を計ると同時に、心を充分楽しませることにその意義を、感ずることが習俗となつてゐる



工人浴場





運動會に於ける工人の綱引

るので、施設としては衛生施設に属すが、彼等にとつては寧ろ慰安施設と稱すべきであろう。其他電気蓄音機を各所に設置して、彼等の愛好する音楽其他のレコードを備へ、又年一回の秋季大運動會に、家族共々樂を頒つ等のものがある。

工人相談所 滿洲に於ける労働者中には漢人、滿人、鮮人、蒙古人時にはロシア人等があつて、之等各種民族が雜然として就勞し、特に管理者とも民族を異にする爲、これ等各種民族の風習言語の相違が、必然的に相互間の隔壁を作り、個人的にも團體的にも將又民族的にも、種々なる對立又は不満を起し易くこれが解決協調機關として、又工人の經濟的精神的側面の

生活を、指導して行く教化機關として最も重要な、役割を持つものが工人相談所である。抑々當礦業所に於ては公司の營業開始以來、工人間の紛議一切を總務課に於て處理して來たが、採炭所の設置と共に各採炭所の勞務係が、その任に當る事となつて工人相談所を設け、彼等のよき相談相手となつて來たのである。

元來工人の大半を占める漢民族は、多年の軍閥專政に患されて、國家的觀念は喪失してしまつたが、仁愛者を中心として營まれる、社會的共同生活に對する意識は強く、海外にあつても愛郷心に富み結合和親し易い點より、工人の社會生活の規範が決して權力ではなく、仁徳禮の觀念を根本としてゐるものと思考されるのである。故にかゝる意識を以て工人相談所を運営し、眞に彼等の生活に於ける援助者となり、精神的據り處を與へることによつて果す、效果は實に大きく從來この例證は、幾多採炭所勞務擔當者間に見て來たところである。



兒童園にける子弟の教育

子弟の教育 康徳七年初頃より獨身工人に比し、比較的定着性を有する家族持工人の、獲得が募集方針に重要性を加へ、管理上の諸方策並に諸施設が、之等家族持工人の積極的誘致、定着を目標として計畫され、漸次之が實施を見ると共に安東省莊河縣の、移民はもとより北支よりの來滿工人中にも、從來よりの出稼的傾向を脱して、家族帶同者が増加するに至つたのである。従つて就學適齡兒童の數も急激に増加し、これ等子弟を之の儘放任して置く時は、種々なる弊害を生ずる爲礦業所に於ては、何等かの方策を講すべく種々調査研究の結果、將來當然普及徹底さるべき義務教育制度の、前提的處置として康徳七年七月、大成北

山社宅内に私塾北山兒童園を開設し、初等教育の普及、風習の匡正、勤勞精神の涵養を計る目的の下に、工人子弟の初等教育を開始したのである。この北山兒童園は期間を第一期(六ヶ月)、第二期(一ヶ年)、第三期(六ヶ月)に分ち、國語、算術、珠算、日本語、技術の基礎智識及平易な技術の習得、其他奉仕作業等を実施したところ、非常に好結果を齎した爲八年四月には富國區域に、同年九月には仙城區域に夫々開設し、九年度には泰信、東城區域に開設の運びとなつたのである。

而して勞務課勞務係福祉班に於ては、教育の根本方針を示して總括的指導監督を行ふの他、教員會議、綜合運動會、兒童作品學藝品展覽會等を主催し、將來は上級生に對する採礦技術の學術、實習を含む特殊の正式國民學校に、發展させるため鋭意調査研究中である。

二、保健衛生施設

保健衛生に關する施設は部分的には、大同元年度より一般疾病者に限られた、所謂消極的對策が講せられて來たが、工人の増加に伴ひ疾病者も激増し、而も傳染病の發生が頻繁なるため、積極的保健對策の實施を痛感するに至り、康徳七年度頃より保健衛生的見地から、工人の日常生活に關し徹底的諸調査を行ひ、全面的に組織、施設の擴充強化を計つて現在概ね、左記の如き組織並に活動狀況を示して居る。

組織 綜合病院の組織は後章に詳記することとし、此處には病院と勞務課との連繫組織のみを圖示する。

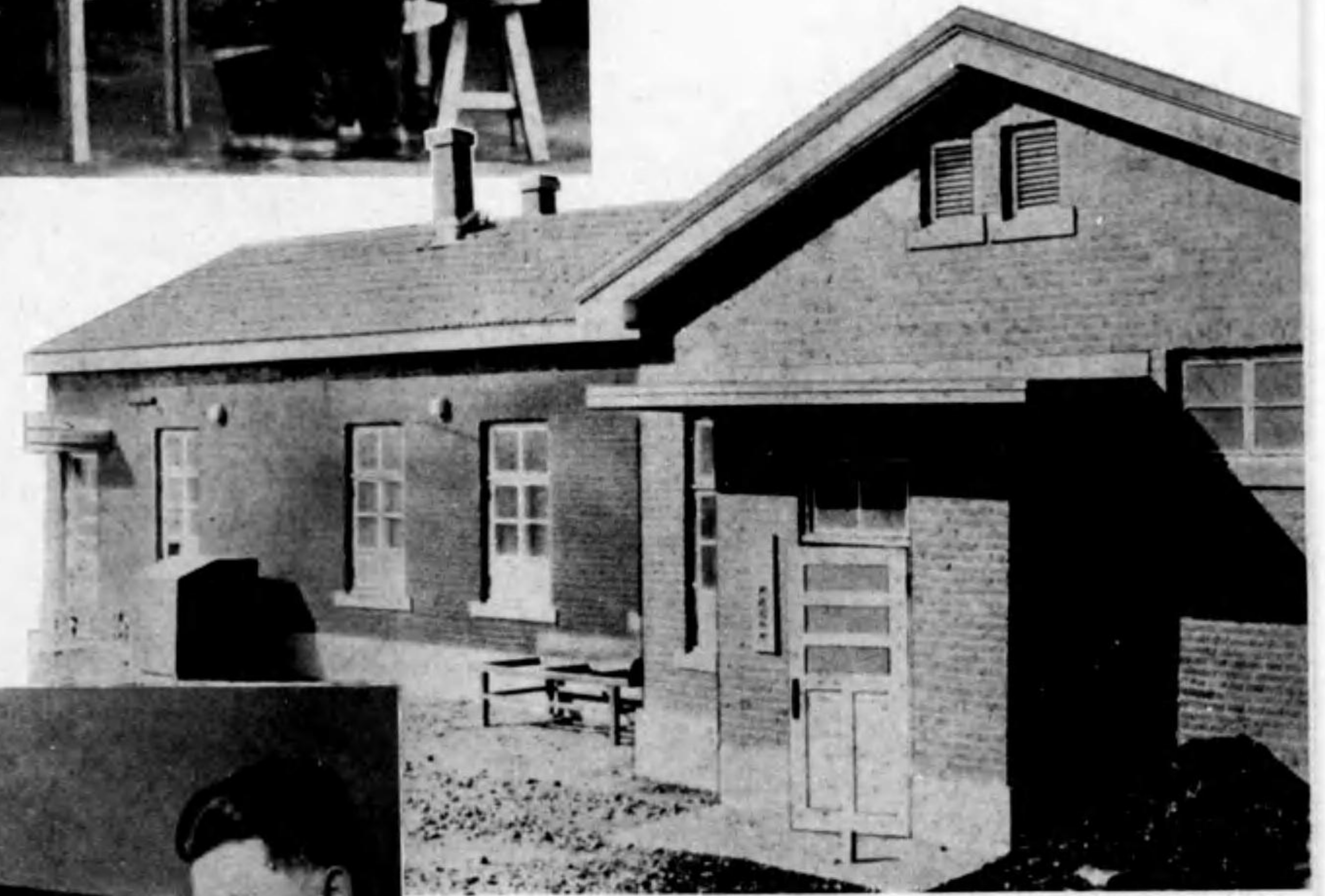


以上の如く區域別診療所は現在八箇所及び、隔離病舎の設置は九年度に完了の見込を以て、現在工人獨身宿舎の一部を利用し、患者の一部は本院に收容して居る。

診療所 舊診療所は工人宿舎の一部を使用し、設備も極めて不完全であつたが、新設診療所には滿人醫師を常駐せしめ、重症患者は本院に送つて滿人病棟に收容し、一定日には日人各科醫長が廻診して之が監督、指導に



診療所内部



診療所外部



工人理髪所

當つて居る。又防疫的諸般の計畫並に實施に當つては、勞務關係者と醫療關係者とが相提携して、漸次其の成果を擧げつつあるが、現在施行中の事項を掲げれば次の通りである。

- イ、全工人の保菌者調査を完了し保菌者は隔離監督す
- ロ、月例衛生検査(工人宿舍區域)
- ハ、チブス、コレラ、ペストの強制豫防注射の施行及種痘
- ニ、發疹チブスの豫防注射施行
- ホ、水質検査を適時施行し生水の飲用を禁止して、ゲンノシヨウコ浸劑の服用を強制す
- ヘ、虱、蚤の驅除に當つては室内清掃、タロールビクリン消毒の他、衣服は蒸氣消毒を施行す
- ト、便池の蓋の徹底化
- チ、蠅の驅除及マラリア撲滅のため、水溜りにダブス油を撒布す

尙この他工人宿舍には病院より保健指導員を配置し、診療所並に勞務係保健擔當者との、密接なる連繫の下に疾病の早期發見、早期受診に努め、特に夏季に於ては現場保健擔當員は、患者日報を作製して之を擔當醫師に、報告する等萬全の策を講じて居る。

三、經濟的施設

扶助救濟 扶助救濟は勞働者保護の見地より、最も必要不可欠なるものにして、滿炭に於ては療養扶助の對象を備員常役工の、業務上に於ける傷病及死亡に置いて居る(原則として請負工及臨時工には適用せず)。而して公傷手當の支給額を、備員は日收の百分の八十、常役工は百分の七十乃至五十とし、その支給率の遞減を備員は百分の五十迄を限度としてゐるが、傷病治療後も尙身體に障害を遺存するときは、左の標準に基き障害手當を支給する。

終身自用を辨すること不可能なるため解備せられた場合

備員 日收の二二〇日分乃至二五〇日分

常役工 日收の一八〇日分乃至二二〇日分

修身勞役に服すこと不可能なるため解備せられた場合

備員 日收の一五〇日分乃至一八〇日分

常役工 日收の一二〇日分乃至一六〇日分

著しく官能の障害を遺したるため解備せられた場合

備員 日收の九〇日分乃至一二〇日分

常役工 日收の七〇日分乃至一〇〇日分

身體を傷害し舊に復することは不可能であるが引續き從來の作業を行ひ得る場合

備員 日收の五〇日分乃至一一〇日分

常役工 日收の二〇日分乃至八〇日分

尙傷病のため死亡したる場合は、傭員には日收の二二〇日分乃至二五〇日分、常役工には日收の一八〇日分乃至二二〇日分の、弔慰金並に拾圓の葬祭料を支給するが、その弔慰金を受ける遺族は一―配偶者、二―直系親族、三―兄弟姉妹の順とし、扶助手当支給算出の基礎である日收を、傭員及常役方は傷病當時の日給額、常役夫は前年度當礦業所に於て、當該業務に従事せる常役夫の平均工賃と定め、且つ手当の給與額は原則として本人の勤務成績、勤続年數、家族の狀況、傷病の原因、及その後の治療の必要程度を參酌の上決定してゐる。

物品の配給 工人に對する供給品は大別主食物、副食物、調味料、嗜好品、及作業用品等にして、會社直營賣店及委託賣店に依り、市價を參酌の上比較的安價に提供し、直營賣店は大成區域に一箇所、仙城區域に一箇所、富國區域に二箇所、泰信區域に二箇所、東城區域に一箇所の計七箇所に設置し、夫々大成、富國、泰信、東城工人係の直接管理下に置かれ、委託賣店

は所管工人賣店主務者、並に勞務課の指定委託したものに限り、工人の嗜好品中直營賣店に於ける商品の、不足程度を限度として之が販賣を認められ、品質價格に關しては所管工人賣店に於て嚴重に監督し、違反者に對しては營業停止の罰則を課してゐる。

尙各工人係主任者並に係員は、可及的勞務課出身者を以て之に當て、勞務管理上の智識を活用して戰時下物資の、適正需給より來る統制等には全く無關心な、被配給面に對して技術的配給を行つてゐる。即ち各個人の稼働率による優先配給切符制度の徹底、並に嗜好及適正品の重點仕入等が之である。而して販賣は僅少の現金賣りの外、主



工人賣店

として飯票即ち物品引替券によつて行はれるが、飯票は一錢、五錢、拾錢の三種にして規程により、本社會計課が必要限度に應じて之を發行、直接工人への貸與は山元經理課を通じて採炭所が之に當り、一日一人當支給額は採炭所によつて相違するが、大體に於て四〇錢程度を標準とし、工人はこれによつて隨時賣店に於て、必需品を購入することが出来るのである。

住宅 礦業所に於ける勞働力の根幹をなすものは山東、河北の出稼勞働者にして、これが移動防止、定着、及作業の利便等の見地より彼等を、礦山地域内に收容して、勞働管理の徹底を計る必要上、福利施設中最も早くより特異の發達をなしたものが、住宅施設であつて現在礦業所内の、工人宿舍の状態は左の如きものである。

工人宿舍數(康徳八年末)

種別	區域		種別	區域		種別	區域		種別	區域		種別	區域		種別	合 計		
	獨身	家族		獨身	家族		獨身	家族		獨身	家族		獨身	家族		獨身	家族	獨身
大成區域	獨身	家族	富國區域	獨身	家族	泰信區域	獨身	家族	東城區域	獨身	家族	仙城區域	獨身	家族	合	計		
	110	110		110	110		110	110		110	110		110	110	110	110	110	110

種別	棟數	戶數
獨身	110	110
家族	110	110
合 計	220	220

宿舍一人當面積

種別	規格別	建坪(平方米)	收容人員	一人當面積(立方米)	備 考
家 族	六 C A	一一・二八〇	一六	四・七〇	一戶當平均家族を三人と見做す
	六 C B	一〇・六八〇	二四	四・四五	
宿 舍	A	二・三一七五	〇〇	五・七九	
	B	二・一八二五	〇〇	五・四六	
獨 身	五 D C	一四〇・〇〇	五〇	二・八〇	便所別棟 便所共
	C	三六八・〇〇	一〇〇	三・六八	
平均				三・二四	

尙工人宿舍の暖房は總て**オンドル**にして、土間に**ストーブ**を置いて之を補足し、保温、通氣、採光方面に關しては常に最大の關心を拂ひ、年々研究の結果得た改良案を、新築宿舍に實施してその完璧を期してゐる。

運動場より仙城工人宿舎を望む



工人宿舎街



金融

金融關係としては工人に對する未拂稼働工賃を、引合として工人貸付金制度を設け、工賃よりその貸付金を引去つてゐるが、毎月一回の工賃支拂制度は其間現金収入の途なく、一日四〇錢程度の物品引換券のみにては、不充分であると同時にその流通範圍も、會社直營賣店又は委託賣店に限られ、一般市場への利用が不可能であるため、往々高利の金を借りてその返済に、窮して逃亡する者もある點に鑑み、斯る工人に對して金融の途を講じ、生活の安定化を與へる意味を以て、この貸付金制度を設けるに至つたのである。

共濟

工人の共濟は滿人傭員常役工共濟規程に基き、各自が共濟基金を醸出して相互の救濟を圖るもので、工人は採用と同時に共濟に加入し、傭員は日給の百分の八十、常役方は日給の百分の六十、常役夫は前年度坑内外總平均工賃の、百分の五十を夫々基金として毎月醸出し、之に會社の補給金及その他の収入を合して、その救濟を行ふものであつて、その給與金

内容を左の如く別けて居る。

(イ) 治療費及會員家族治療費 共済加入者が傷病のため會社病院、又は會社の指定した醫師の治療を受けた場合は、その治療費(範圍は診断料、藥劑料、處置及手術料、入院料)を支給するが、治療日数が三箇月を越えた時は、打切治療費を支給してその補助を停止する。

(ロ) 傷病手當 傷病のため醫師の指圖によつて休務し、賃銀を受けない場合は休務後五日目より休務期間中、入院治療の場合は有家族者三〇錢、單身者五錢、通院治療の場合は有家族者五〇錢、單身者三〇錢を傷病手當として支給する。

(ハ) 打切治療費 會社醫師の診断によつて肺結核、精神病其他、特殊の療養を要する特症患者と決定し、歸國治療を要する場合は傷病手當及入院料相當額の、六十日分以内を打切治療費として支給する。

(ニ) 傷病救済金 傷病のため勤務に堪へずと認め、退職せしめる場合は

左記標準の傷病救済金を支給する。

1. 終身自用を辨することの不可能なる者に對しては國幣百圓以内、
2. 終身業務に就くことの不可能なる者に對しては國幣五十圓以内、
3. 著しく官能障害を遺したる者に對しては國幣三十圓以内、

(ホ) 歸郷手當 加入者が傷病のため解備された場合は、國內は日給の五日分以内、國外は日給の二十日分以内の歸郷手當を支給する。

(ヘ) 弔慰金及葬祭料 加入者が死亡した場合は、國幣八十圓以内を(配偶者—直系卑族—直系尊族—兄弟姉妹の順により)遺族に支給するの外、葬祭を行ふ者に對しては二十圓以内の葬祭料を支給し、加入者家族死亡の場合はその半額を支給する。

(ト) 會員及家族分娩料 女子加入者及加入者の配偶者が分娩した場合は、分娩料として國幣拾圓を支給する。

第四章 總務事情

第一節 制度

一、職制

イ、職制の變遷

滿洲炭礦株式會社の關係炭礦となつた康德二年始の職制は、總務、經理、營業、採煤、工作の五課及び工務所であつて爾來幾多の變遷を経たが、その當時の職制並に其の管掌事項を記せば左の通りである。

總務課 || 庶務、文書、人事、警備、治安、工人着到、地方事務、及び他課ノ主管ニ屬セザル事項

經理課 || 會計、用度、販賣、購入請負(企業購入)ニ關スル事項

營業課 || 石炭販賣計畫、販賣統制、石炭受拂、貯炭積卸、運輸、運炭計畫及作業統制、各分銷處ニ關スル事項

採煤課 || 採煤ノ計畫及統制、測量及試錐ニ關スル事項

工作課 || 機械ノ設計製作、補修、管理、電氣作業ノ計畫並ニ統制ニ關スル事項

工務所 || 土木建築、引込線敷設、營繕、直營及請負建築、委託製修ニ關スル事項

而して各課には各々係を設けて、係業務を處理せしめたのである。

總務課 || 文書係、庶務係、勞務係、醫務係

經理課 || 會計係、用度係

營業課 || 庶務係、運輸係、販賣係、檢炭係及分銷處

採煤課 || 坑務係、計畫係